

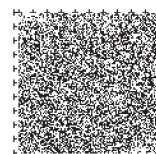
府中市障害者計画 (令和3年度～令和8年度)

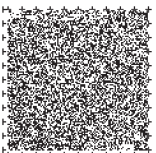
障害福祉計画 (第6期)

障害児福祉計画 (第2期)

(令和3年度～令和5年度)

府 中 市





はじめに



府中市長 高野 律雄

現在、少子高齢化の進行と人口減少、個人の価値観やライフスタイルの変化をはじめ、人間関係や地域のつながりが希薄化するなど、社会情勢や地域社会は変化しており、個人や世帯、地域が抱える課題やニーズについても、複合化・複雑化したケースが増え、従来の福祉制度やサービスを利用するだけでは問題の解決が困難となってきております。また、近年では震災、風水害、感染症等の緊急・突発的な事態にも対応が求められるなど、様々な分野で更なる福祉の充実が求められております。

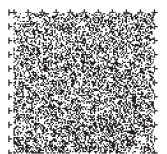
こうした変化に対応するためには、保健・福祉・医療の取組を総合的に展開し、新たな課題にも柔軟に対応しながら、福祉的支援を充実させるとともに、支援が必要となる方をしっかりと地域で支えることができるよう、今まで以上に地域において、人と人がつながり、ともに支え合う地域の力を高めていく取組を進めていく必要があります。

今回、策定いたしました令和3年度から令和8年度を計画期間とする「府中市福祉計画」では、本市の福祉施策における基本的な考え方を定めておりますが、なかでも、地域における福祉課題にきめ細かく対応できるよう、従来の福祉エリアを住民により身近な福祉エリアへと見直しを行っており、地域の実情に応じた支援や多様な活動主体の参画等により、総合的・包括的な支援体制の整備を推進していくこととしております。

今後、国及び東京都の動向や本市を取り巻く状況を踏まえ、高齢者や障害のある人、子ども等を含む全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市と市民、関係団体、事業者等が協働・連携しながら、福祉施策を効果的・効率的に展開し、誰もがつながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指してまいります。

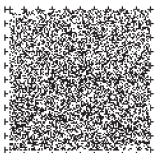
本計画の策定に当たり、府中市福祉計画検討協議会をはじめとした各審議会・協議会の委員の皆様には慎重にご審議をいただくとともに、各分野別調査、文化センター圏域別グループディスカッション、グループインタビュー等により、市民の皆様や様々な団体や事業者の皆様から多くの貴重なご意見をいただきました。心より感謝申し上げます。

※「府中市福祉計画」より

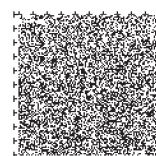


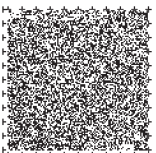
目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画策定に当たっての国の動向.....	3
3 計画の位置付け.....	5
4 計画期間.....	6
5 策定体制.....	7
第2章 本市の障害者福祉の現状と課題.....	9
1 人口の状況.....	10
2 障害のある人の現状.....	12
3 障害福祉サービスの実績.....	21
4 障害児福祉サービスの実績.....	24
5 障害者計画の評価.....	25
6 郵送による調査から見た現状.....	30
7 次期計画策定に向けた課題と方向.....	42
第3章 計画の基本的考え方.....	51
1 計画の理念と考え方.....	52
2 計画の基本目標.....	55
3 計画の体系.....	58
第4章 重点施策.....	61
1 障害理解・意識啓発の推進.....	62
2 各機関の連携の一層の強化.....	63
3 就労支援事業の強化.....	63
4 差別の解消へ向けた取組の強化.....	64
5 権利擁護の推進.....	64
6 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築.....	65
7 地域生活支援拠点等の運営.....	66
8 福祉型児童発達支援センターの整備.....	67

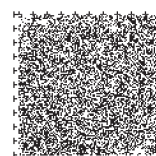


第5章 計画の基本目標に向けた取組	69
基本目標1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進	70
基本目標2 障害のある人の社会参加の推進.....	75
基本目標3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	79
基本目標4 情報提供と相談支援機能の充実.....	81
基本目標5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進.....	85
基本目標6 障害のある児童への支援の充実.....	93
第6章 障害福祉計画（第6期）	97
1 サービスの内容	98
2 成果目標.....	102
3 サービス見込量（活動指標）	107
第7章 障害児福祉計画（第2期）	123
1 サービスの内容	124
2 成果目標.....	125
3 サービス見込量（活動指標）	127
第8章 計画の推進に向けて.....	131
1 評価、点検、推進における組織.....	132
2 計画の推進体制	133
3 国・東京都への要望.....	134
資 料	135
1 府中市障害者計画推進協議会	136
2 検討経過.....	138
3 用語集.....	143





第1章 計画の策定に当たって



第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成15年に、福祉施策を総合的かつ一体的に推進するために「府中市福祉計画」を策定しました。その後は、平成21年、平成27年と6年ごとに、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野の計画と一体的に改定を行っています。

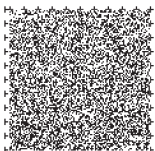
障害者福祉分野としては、平成27年に、障害のある人^{*}もない人も、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）」を策定しました。そのうち「障害福祉計画（第4期）」は平成29年度で計画期間が終了したため、平成30年に「障害福祉計画（第5期）」を「障害児福祉計画（第1期）」と併せて策定しました。以上3計画のもとで、本市の障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の確保に努めてきました。

国では、平成19年に、「障害者の権利に関する条約」に署名をした後、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の障害者差別解消法の成立等の国内法令の整備等も踏まえ、平成26年2月からわが国で条約の効力が生じることとなりました。改めて、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが求められています。

また、国及び東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした心のバリアフリー及びユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組を展開しています。

こうしたことから、本市においては、障害のある人に向けた支援策の充実、障害福祉サービス・障害児通所支援等の確保に努めるとともに、市民全てが尊重し合い・つながり合い・支え合うことができる意識づくり・環境づくり・まちづくりを行うことにより、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができるまちを目指します。

※ 本計画の「障害のある人」とは、障害者基本法第二条に基づき「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。



2 計画策定に当たっての国の動向

平成30年3月の府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）策定以降の制度改正の動き等は以下のとおりです。

（1）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

（平成30年6月公布）

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすという文化芸術基本法・障害者基本法の理念に基づき、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的としています。

地方公共団体は、国の基本計画に基づいた計画策定が努力義務となっており、障害のある人の文化芸術の鑑賞機会や創造への支援、活動を通じた交流等の施策を講ずることとしています。

（2）ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年7月公布）

平成28年12月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の附帯決議に基づいて、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的に制定されました。

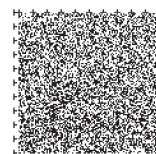
（3）ユニバーサル社会実現推進法（平成30年12月公布）

全ての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

（4）読書バリアフリー法（令和元年6月公布）

視覚障害のある人等の読書環境の整備の推進に関して、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

地方公共団体は、国の基本計画に基づいた計画策定が努力義務となっており、視覚障害のある人が利用しやすい図書館の体制整備や、視覚障害のある人が利用しやすい電子書籍等を活用した施策の策定、実施の責務があるとしています。



(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年6月公布)

官民間問わず、障害のある人が働きやすい環境をつくり、また、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指すことが重要であるという観点から改正が行われました。地方公共団体は、国の指針に則して、障害者活躍推進計画を作成・公表等しなければならないと定められています。

(6) バリアフリー法の一部を改正する法律 (令和2年5月公布)

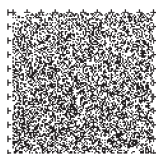
ユニバーサル社会実現推進法の成立や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運の醸成等を受けて、「心のバリアフリー」に関するソフト面での対策強化を図るために改正されました。

本改正では、バリアフリー基準適合義務の対象となる施設を拡大し、公立小学校、公立中学校もその対象となりました。

(7) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

(令和2年6月公布)

聴覚障害のある人等の日常生活のコミュニケーションや緊急時における電話利用の障壁を無くし、電話利用の円滑化を図るために、国の基本方針の策定と手話通訳者が通訳オペレータとなって手話又は文字と音声に通訳し、他者との意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」に関する交付金制度の創設が定められました。

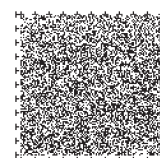
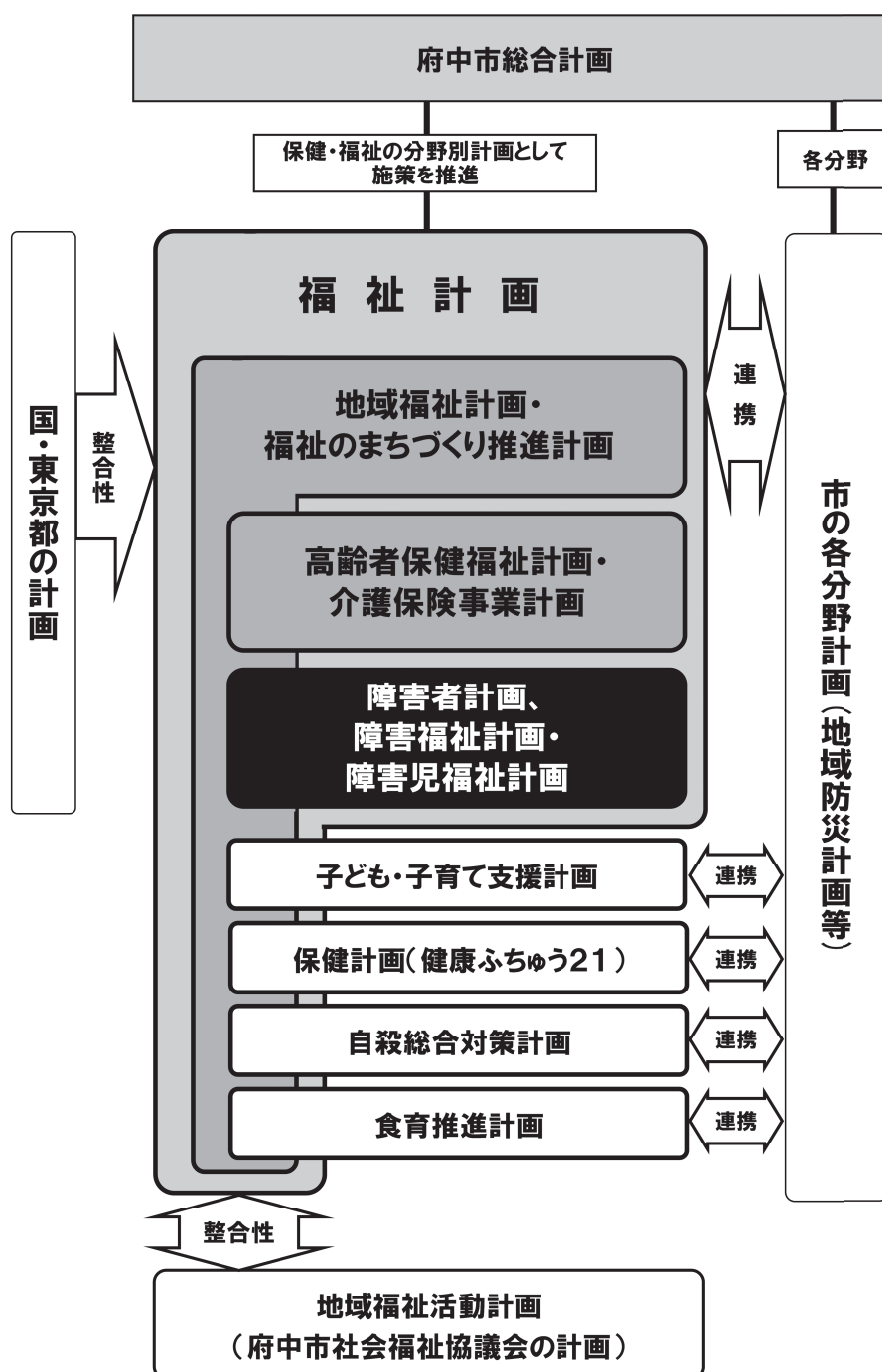


3 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

計画の策定に当たっては、「第6次府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」といった上位計画及び本市の保健・福祉分野の計画、それ以外の分野計画との連携を図っています。

図表1-1 計画の位置付け

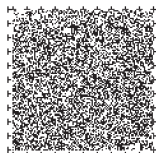


4 計画期間

本計画の計画期間は、障害者計画が令和3年度から令和8年度までの6年間、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）が令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表1-2 計画期間

	平成					令和								
	27年度	28年度	29年度	30年度	31/元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
府中市総合計画	第6次府中市総合計画						第7次府中市総合計画（仮）							
福祉計画	福祉計画						福祉計画							
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画							
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第6期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第7期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）							
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画						障害者計画							
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	障害福祉計画 （第4期）		障害福祉計画（第5期） ・障害児福祉計画 （第1期）		障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画 （第2期）		障害福祉計画（第7期） ・障害児福祉計画 （第3期）							
【子ども・子育て支援】 子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援法）	子ども・子育て支援計画				第2次子ども・子育て支援計画				第3次子ども・ 子育て支援 計画					
【保健・食育分野】 保健計画（健康ふちゅう21） （健康増進法）	第2次保健計画						第3次保健計画							
自殺総合対策計画 （自殺対策基本法）							自殺総合対策計画				第2次 自殺総合対策計画			
食育推進計画 （食育基本法）	第2次食育推進計画						第3次食育推進計画							



5 策定体制

計画の策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、郵送による調査の実施、パブリックコメント手続の実施等、様々な形で市民参加を図っていきます。

(1) 協議会での検討

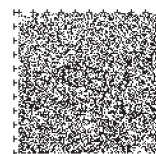
公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関にて、各計画の内容を協議・審議しました。

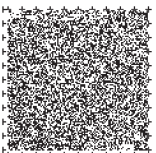
(2) 郵送による調査の実施

市民等の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、令和元年度に、郵送による調査である「障害等のある人への調査」、「子どもの育ちや発達に関する調査」、「障害者福祉団体調査」、「障害福祉サービス事業所調査」を実施しました。

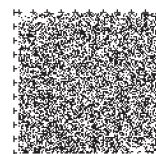
(3) パブリックコメント手続

令和2年11月24日から令和2年12月23日まで実施しました。





第2章 本市の障害者福祉の現状と課題



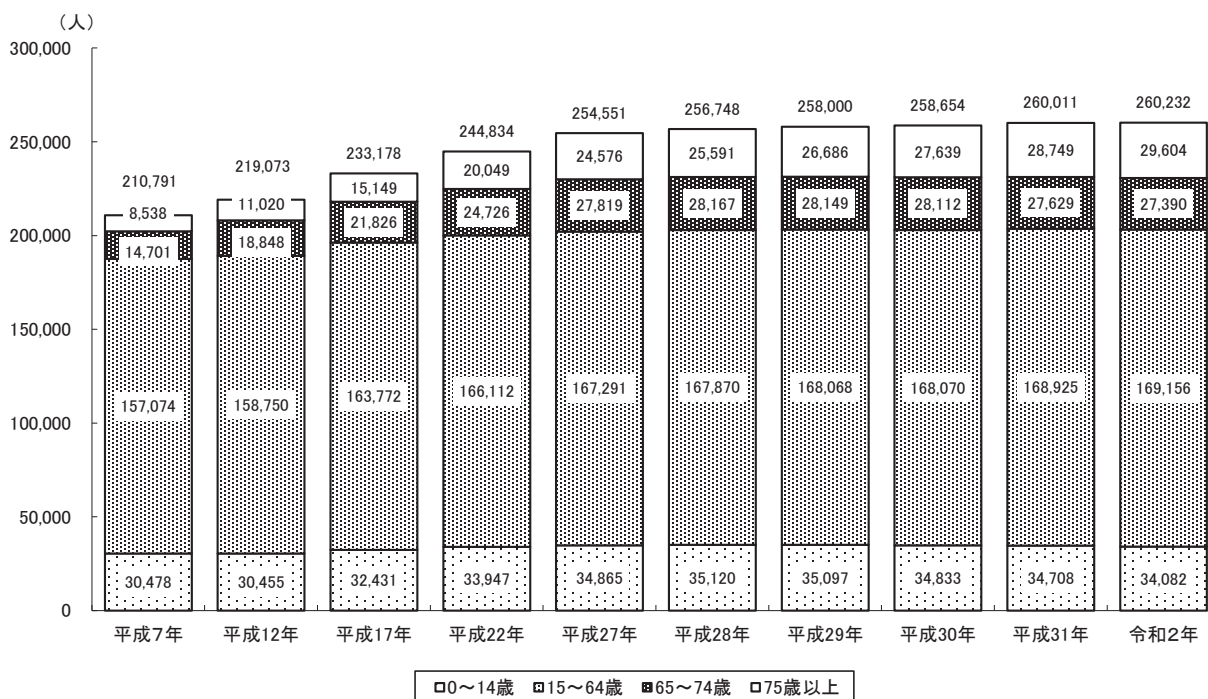
第2章 本市の障害者福祉の現状と課題

1 人口の状況

(1) 人口の推移

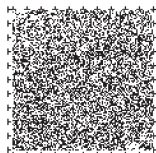
本市の人口は増加を続けており、令和2年1月1日時点の人口は、26万232人です。そのうち、65歳以上の高齢者人口は、5万6,994人で、平成27年から令和2年までの5年間で4,599人増加しています。平成31年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65歳から74歳までの人口を上回りました。また、0歳から14歳までの年少人口は、3万4,082人で、平成28年以降微減傾向にあります(図表2-1)。

図表2-1 人口の推移



※ 平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。

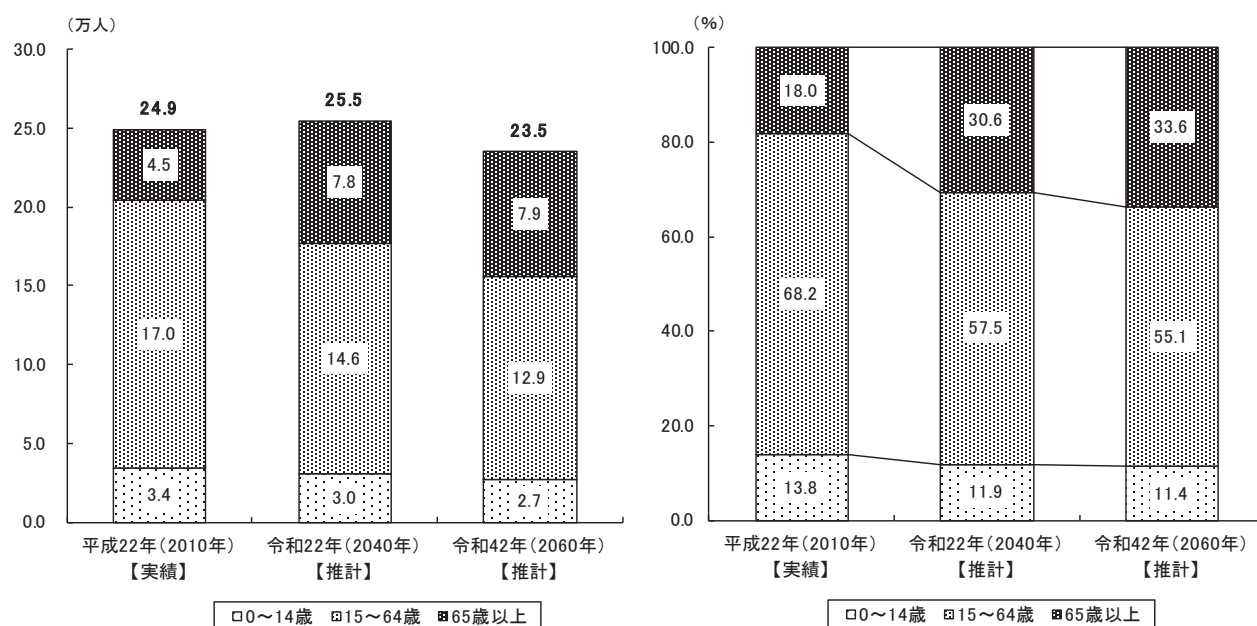
出典：府中市「住民基本台帳」(各年1月1日)



(2) 人口推計

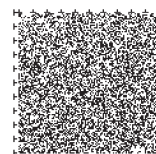
「府中市人口ビジョン」の人口推計（基本ケース）によると、本市は、令和22年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、急激に高齢化が進むことが見込まれます。その後、令和42年には、団塊ジュニア世代のような極端なピークを形成する年齢層はなくなるものの、年少人口の減少傾向が強まることが想定されます（図表2-2）。

図表2-2 人口推計(府中市人口ビジョン 基本ケース)
【3区分別人口】 【3区分別人口の割合】



区分		平成22年 【実績】	令和22年 【推計】	令和42年 【推計】
65歳以上	人口(人)	44,934	78,015	78,968
	割合(%)	18.0	30.6	33.6
15~64歳	人口(人)	170,072	146,488	129,494
	割合(%)	68.2	57.5	55.1
0~14歳	人口(人)	34,372	30,310	26,760
	割合(%)	13.8	11.9	11.4
合計	人口(人)	249,378	254,831	235,222

出典:「府中市人口ビジョン」



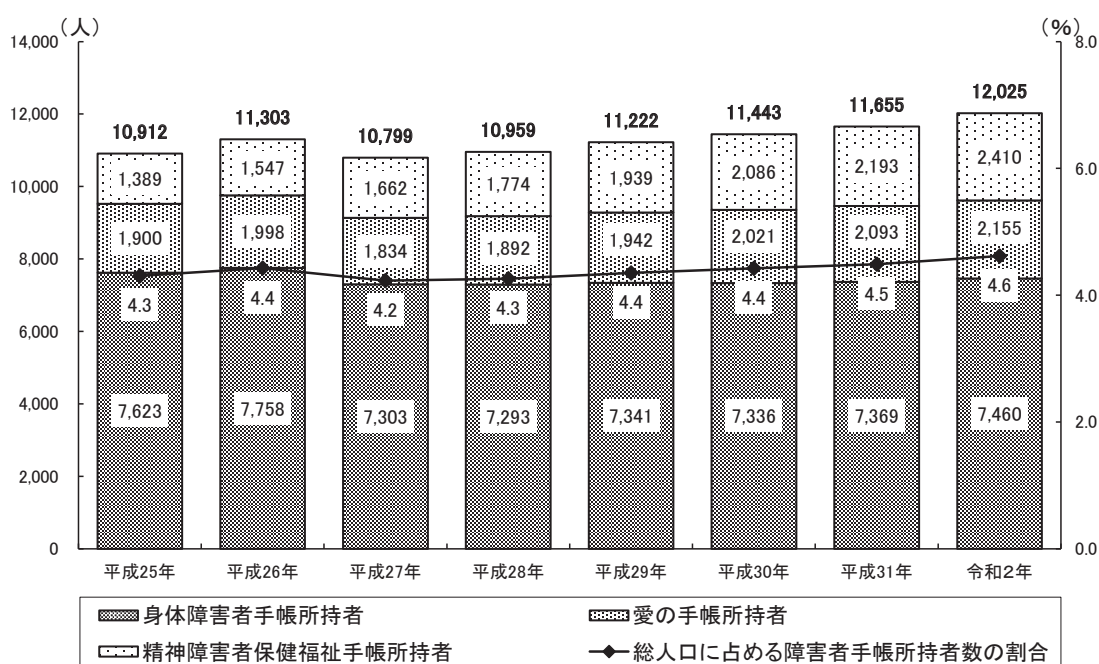
2 障害のある人の現状

(1) 障害のある人の現状

① 障害者手帳所持者

本市の令和2年3月31日時点の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、1万2,025人です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、4.6%となっています(図表2-3)。

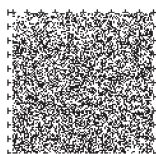
図表2-3 障害者手帳所持者数の推移



※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数

※ 身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者については、平成27年に一時的に減少していますが、これは、前年のシステム改修による手帳所持者数を精査した結果によるものです(府中市障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)より)。

出典: 府中市「事務報告書」(各年3月31日)

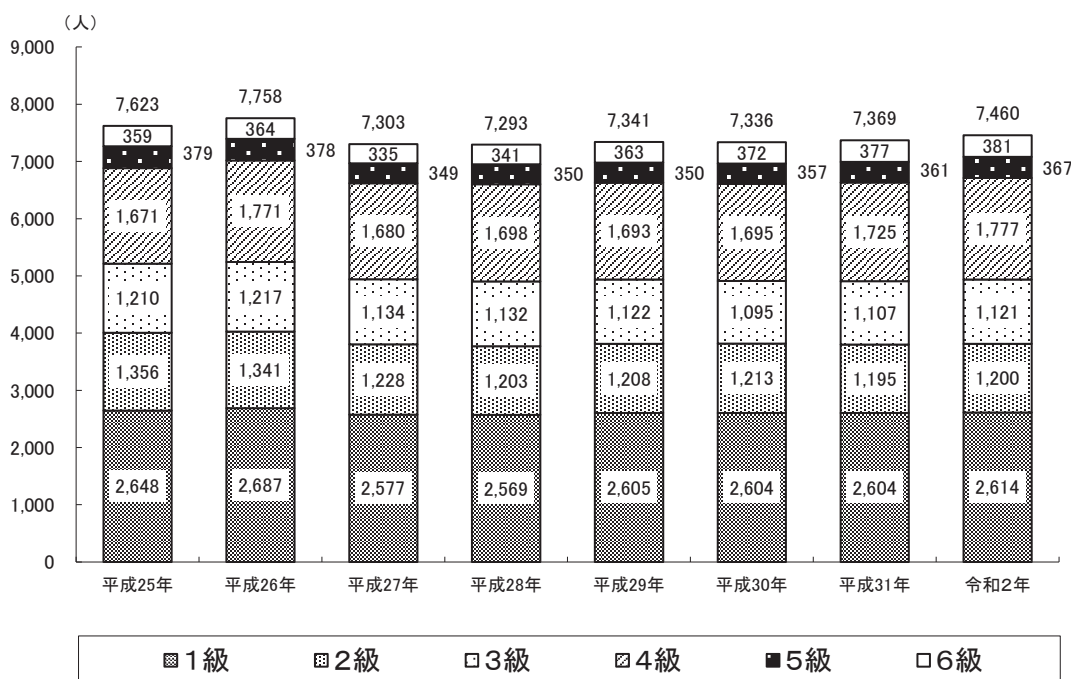


② 身体障害者手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は、7,460人となっており、平成25年から254人減少しています。等級別で見ると、1級が2,614人、2級が1,200人、3級が1,121人、4級が1,777人、5級が367人、6級が381人となっています。

また、等級別の割合の推移を見ると、いずれの等級も横ばいで推移しており、1級の割合が最も高く、次いで4級の割合が高くなっています（図表2-4）。

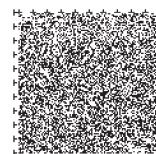
図表2-4 身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移



(単位:%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	34.7	34.6	35.3	35.2	35.5	35.5	35.3	35.0
2級	17.8	17.3	16.8	16.5	16.5	16.5	16.2	16.1
3級	15.9	15.7	15.5	15.5	15.3	14.9	15.0	15.0
4級	21.9	22.8	23.0	23.3	23.1	23.1	23.4	23.8
5級	5.0	4.9	4.8	4.8	4.8	4.9	4.9	4.9
6級	4.7	4.7	4.6	4.7	4.9	5.1	5.1	5.1

出典：府中市「事務報告書」(各年3月31日)

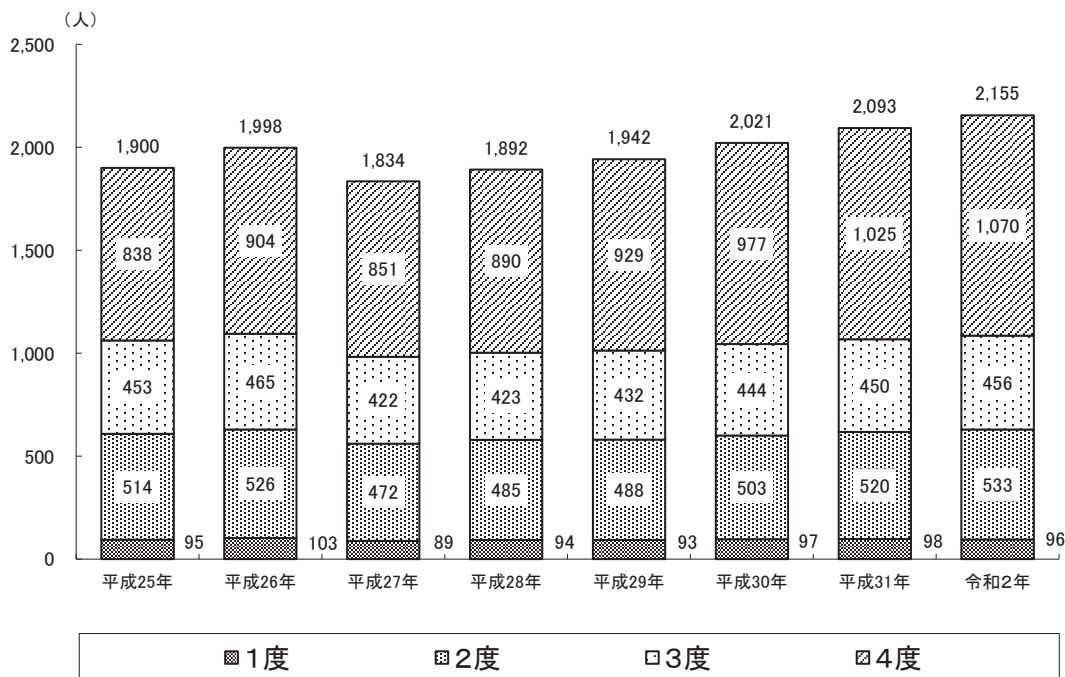


③ 愛の手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の愛の手帳所持者数は、2,155人となっており、平成25年から255人増加しています。程度別で見ると、1度が96人、2度が533人、3度が456人、4度が1,070人となっています。

また、程度別の割合の推移を見ると、4度の割合が高くなっており、1度から3度の割合が低くなっています（図表2-5）。

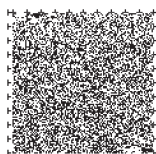
図表2-5 愛の手帳所持者数(等級別)の推移



(単位:%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1度	5.0	5.2	4.9	5.0	4.8	4.8	4.7	4.5
2度	27.1	26.3	25.7	25.6	25.1	24.9	24.8	24.7
3度	23.8	23.3	23.0	22.4	22.2	22.0	21.5	21.2
4度	44.1	45.2	46.4	47.0	47.8	48.3	49.0	49.7

出典:府中市「事務報告書」(各年3月31日)

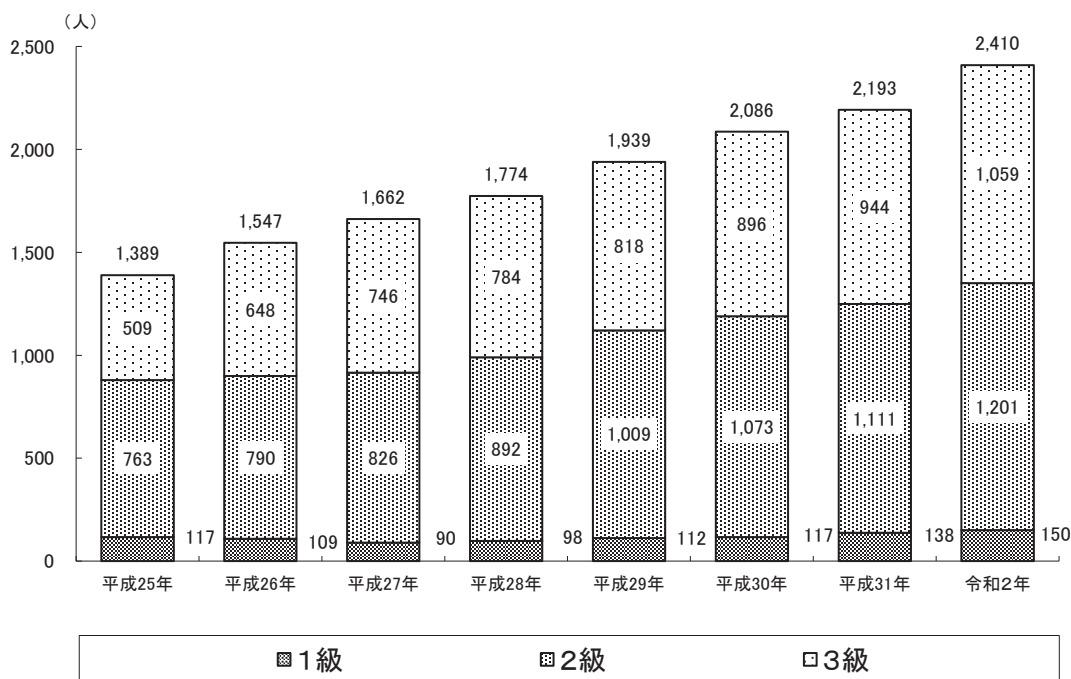


④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2,410人となっており、平成25年から1,021人増加しています。程度別で見ると、1級が150人、2級が1,201人、3級が1,059人となっています。

また、程度別の割合の推移を見ると、平成27年以降、1級の割合が高くなっています(図表2-6)。

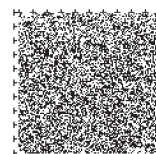
図表2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数(程度別)の推移



(単位:%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	8.4	7.0	5.4	5.5	5.8	5.6	6.3	6.2
2級	54.9	51.1	49.7	50.3	52.0	51.4	50.7	49.8
3級	36.6	41.9	44.9	44.2	42.2	43.0	43.0	43.9

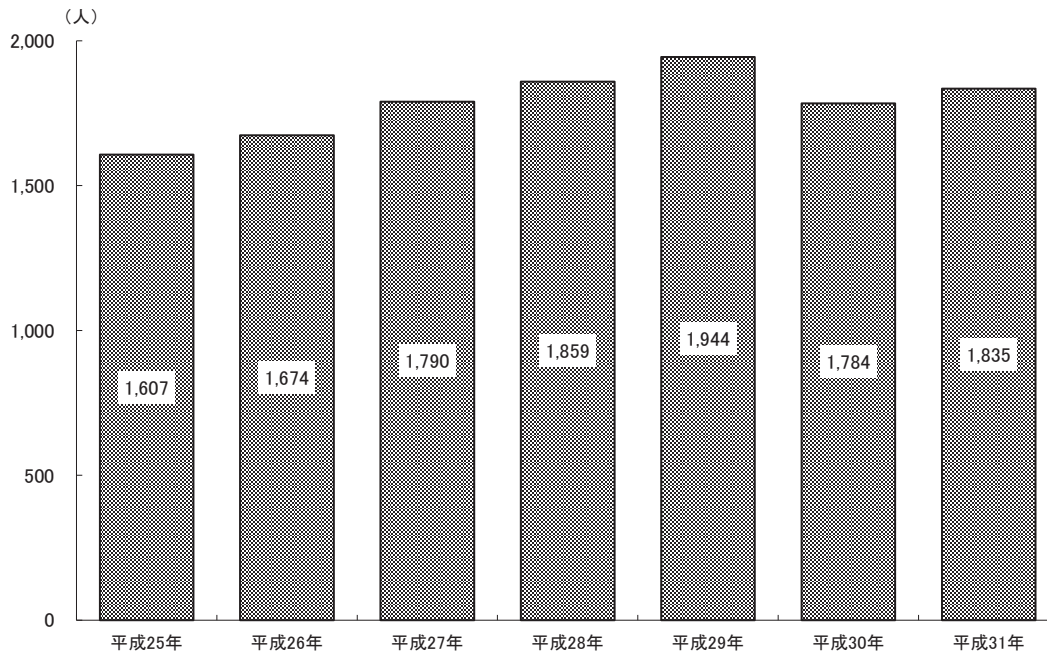
出典:府中市「事務報告書」(各年3月31日)



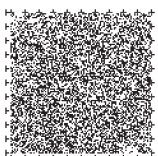
⑤ 難病患者（特殊疾病認定患者）の推移

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、平成25年から平成29年までは増加傾向でした。そして、平成30年に減少、平成31年に増加し、平成31年3月31日現在は1,835人となっています（図表2-7）。

図表2-7 難病患者(特殊疾病認定患者)数の推移



出典：東京都「福祉・衛生統計年報」(各年3月31日)

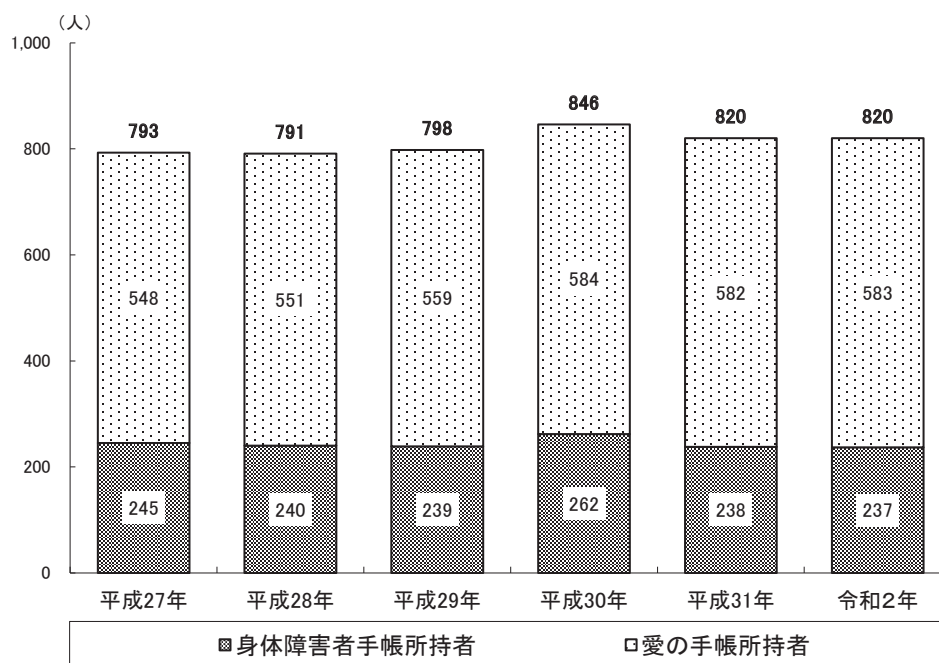


(2) 障害のある児童の現状

① 18歳未満の手帳所持者

令和2年3月31日現在の18歳未満の手帳所持者数は、820人となっています。
愛の手帳所持者が7割を占めています(図表2-8)。

図表2-8 18歳未満の手帳所持者数の推移

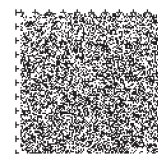


(単位:%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
身体障害者手帳所持者	30.9	30.3	29.9	31.0	29.0	28.9
愛の手帳所持者	69.1	69.7	70.1	69.0	71.0	71.1

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び難病患者(特殊疾病認定患者)数について、市では18歳未満の人数を公開していません。

出典:府中市「事務報告書」(各年3月31日)

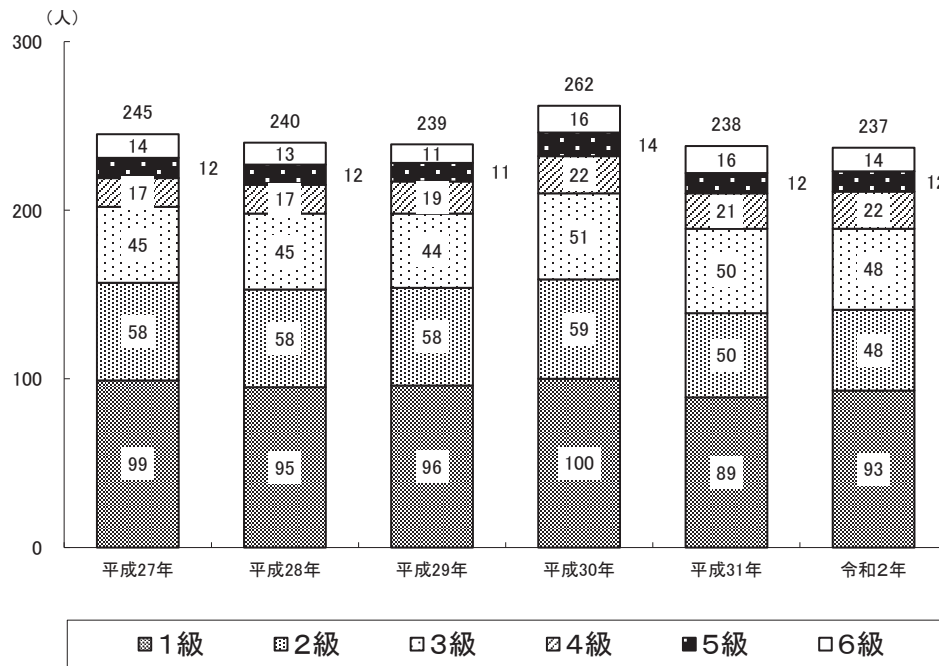


② 18歳未満の身体障害者手帳所持者

令和2年3月31日現在の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、237人となっており、等級別で見ると、1級が93人、2級が48人、3級が48人、4級が22人、5級が12人、6級が14人となっています。

等級別の割合を見ると、1級から3級で8割弱を占めています（図表2-9）。

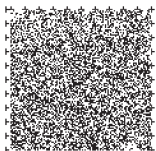
図表2-9 18歳未満の身体障害者手帳所持者(等級別)数の推移



(単位:%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	40.4	39.6	40.2	38.2	37.4	39.2
2級	23.7	24.2	24.3	22.5	21.0	20.3
3級	18.4	18.8	18.4	19.5	21.0	20.3
4級	6.9	7.1	7.9	8.4	8.8	9.3
5級	4.9	5.0	4.6	5.3	5.0	5.1
6級	5.7	5.4	4.6	6.1	6.7	5.9

出典：府中市「事務報告書」(各年3月31日)

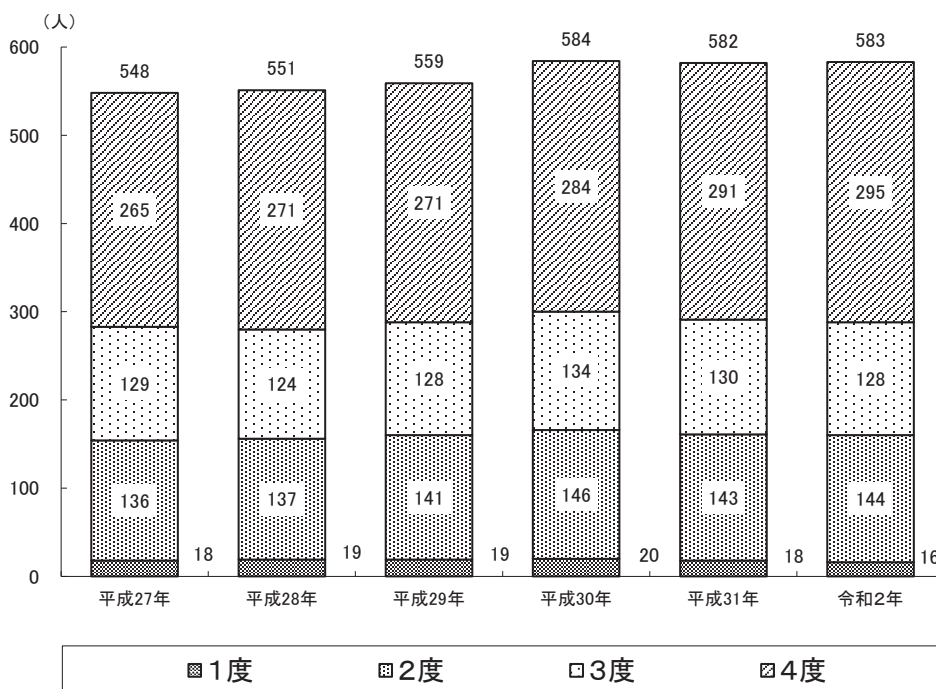


③ 18歳未満の愛の手帳所持者

令和2年3月31日現在の18歳未満の愛の手帳所持者数は、583人となっており、平成27年から35人増加しています。等級別で見ると、1度が16人、2度が144人、3度が128人、4度が295人となっています。

等級別の割合を見ると、4度の割合が最も多く、約5割となっています（図表2-10）。

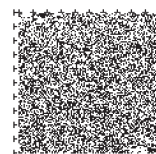
図表2-10 18歳未満の愛の手帳所持者(程度別)数の推移



(単位:%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1度	3.3	3.4	3.4	3.4	3.1	2.7
2度	24.8	24.9	25.2	25.0	24.6	24.7
3度	23.5	22.5	22.9	22.9	22.3	22.0
4度	48.4	49.2	48.5	48.6	50.0	50.6

出典:府中市「事務報告書」(各年3月31日)



(3) 障害者虐待に関する相談件数の推移

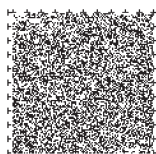
障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は、令和元年度は25件となっています（図表2-11）。

図表2-11 障害者虐待に関する相談件数の推移

(件)

年度	相談件数
平成24年度	0
平成25年度	4
平成26年度	18
平成27年度	12
平成28年度	14
平成29年度	23
平成30年度	23
令和元年度	25

出典：府中市「障害者福祉課資料」



3 障害福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護のサービス量は、平成27年度から平成30年度にかけて減少傾向でしたが、令和元年度に増加に転じています。居宅介護の実利用者数は増加が続いています（図表2-12）。

図表2-12 訪問系サービスの利用状況

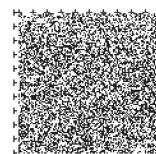
サービス名	単位	第3期			第4期			第5期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問系サービス	サービス量(時間)	34,855	37,554	38,394	40,127	39,861	39,314	36,114	38,801
	実利用者数(人)	460	474	499	504	513	513	524	522
居宅介護	サービス量(時間)	—	—	—	7,167	7,303	7,013	6,421	6,577
	実利用者数(人)	—	—	—	373	386	386	390	393
重度訪問介護	サービス量(時間)	—	—	—	31,914	31,420	31,179	28,729	31,209
	実利用者数(人)	—	—	—	69	66	66	65	66
同行援護	サービス量(時間)	—	—	—	825	912	897	748	771
	実利用者数(人)	—	—	—	51	51	51	52	53
行動援護	サービス量(時間)	—	—	—	222	226	226	217	245
	実利用者数(人)	—	—	—	11	10	10	17	10
重度障害者等 包括支援	サービス量(時間)	—	—	—	0	0	0	0	0
	実利用者数(人)	—	—	—	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、令和元年度に就労移行支援のサービス量、実利用者数が大きく増加しています（図表2-13）。

図表2-13 日中活動系サービスの利用状況

サービス名	単位	第3期			第4期			第5期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活介護	サービス量(人日)	8,647	8,678	9,811	9,825	10,194	9,698	9,688	10,222
	実利用者数(人)	520	478	497	508	515	513	528	532
自立訓練 (機能訓練)	サービス量(人日)	11	38	22	5	62	32	23	64
	実利用者数(人)	2	3	1	2	4	2	1	3
自立訓練 (生活訓練)	サービス量(人日)	127	191	198	181	146	169	389	307
	実利用者数(人)	20	18	17	17	16	15	28	21
就労移行支援	サービス量(人日)	903	897	1,033	1,003	865	943	1,045	1,468
	実利用者数(人)	107	54	61	56	58	62	68	94
就労継続支援 (A型)	サービス量(人日)	240	405	534	553	539	506	606	616
	実利用者数(人)	16	21	25	28	25	25	32	32
就労継続支援 (B型)	サービス量(人日)	4,161	4,660	5,564	5,545	5,687	5,986	6,106	6,290
	実利用者数(人)	417	336	367	370	383	417	436	426
就労定着支援	実利用者数(人)	—	—	—	—	—	—	13	20
療養介護	実利用者数(人)	31	31	31	30	35	35	37	36
短期入所	サービス量(人日)	582	503	587	715	786	721	775	717
	実利用者数(人)	225	124	136	168	168	140	154	143
短期入所(福祉型)	サービス量(人日)	—	—	—	595	639	603	636	543
	実利用者数(人)	—	—	—	145	139	121	133	115
短期入所(医療型)	サービス量(人日)	—	—	—	120	147	118	139	174
	実利用者数(人)	—	—	—	23	29	19	21	28



(3) 居住系サービス

居住系サービスは、グループホームの利用増加が続いています。令和元年度は自立生活援助が0人、施設入所支援が149人、グループホームが217人となっています（図表2-14）。

図表2-14 居住系サービスの利用状況

サービス名	単位	(3月分実績)							
		第3期			第4期			第5期	
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
自立生活援助	人	—	—	—	—	—	—	0	0
施設入所支援	人	147 (157)	139	142	143	150	145	151	149
グループホーム ケアホーム	人	123	126	139	162	180	185	194	217

※施設入所支援の()は旧体系サービス利用者数を含んだ数を掲載

※ケアホームは平成26年4月の制度改正でグループホームに一元化されています。

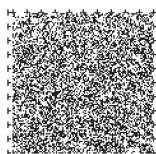
(4) 相談支援サービス

相談支援サービスは、令和元年度は計画相談支援が420人、地域移行支援が4人、地域定着支援が3人となっています（図表2-15）。

図表2-15 相談支援サービスの利用状況

サービス名	単位	(3月分実績)							
		第3期			第4期			第5期	
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画相談支援	人	45	69	159	260	291	340	314	420
地域移行支援	人	4(4)	3(3)	0	1	4	2	3	4
地域定着支援	人	4(2)	9(7)	4(4)	2	0	1	2	3

※地域移行支援及び地域定着支援の()は精神障害者に係る数を掲載

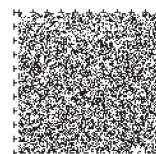


(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、制度改正に伴い、体系、事業名称が変更されています。意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業は、大きな変化はありません。地域活動支援センターは、平成30年度まで実利用者数が年々増加していましたが、令和元年度は減少し2,086人となっています（図表2-16）。

図表2-16 地域生活支援事業の利用状況

サービス名	単位	第3期			第4期			第5期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(1)理解促進研修・啓発事業		-	-	-	-	-	-	有	有
(2)自発的活動支援事業		-	-	-	-	-	-	有	有
(3)相談支援事業									
①相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	4	4	4	4
イ 地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター等機能強化事業		-	-	-	無	無	無	無	無
③住宅入居等支援事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(5)成年後見制度法人後見支援事業		-	-	-	有	有	有	有	有
(6)意思疎通支援事業									
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業									
実利用者数	人	52	47	46	52	52	57	51	60
派遣人数	人	517	448	525	580	667	680	741	710
②手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業									
①介護・訓練支援用具	件	30	21	33	28	30	19	20	24
②自立生活支援用具	件	73	61	84	72	74	50	47	43
③在宅療養等支援用具	件	59	55	69	65	69	37	60	39
④情報・意思疎通支援用具	件	51	53	73	63	77	70	88	108
⑤排せつ管理支援用具	件	3,389	3,684	4,261	4,546	4,669	4,586	4,743	4,744
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	15	8	8	6	26	19	9	8
(8)手話通訳者養成研修事業									
手話通訳者認定試験合格者数	人	1	0	3	2	6	2	1	0
(9)点字奉仕員養成研修事業									
点字講習会(中級)修了者数	人	12	10	11	5	8	7	4	7
(10)移動支援事業									
実利用者数	人	315	370	376	397	392	379	375	388
支給決定者数	人	464	523	572	671	610	674	491	562
延べ利用時間数	時間	36,458	43,690	43,493	42,103	41,393	40,853	42,538	43,463
(11)地域活動支援センター									
実施か所数	か所	4	4	4	4	5	5	5	5
実利用者数	人	1,014	1,024	1,373	2,291	2,654	3,303	3,908	2,086
(12)福祉ホームの運営									
実利用者数	人	-	-	-	-	-	-	1	1
延べ利用回数	回	-	-	-	-	-	-	365	366
(13)訪問入浴サービス									
実利用者数	人	-	-	-	-	-	-	31	28
延べ利用回数	回	-	-	-	-	-	-	1,163	1,118
(14)日中一時支援									
実利用者数	人	-	-	-	89	84	81	72	71
延べ利用回数	回	-	-	-	1,792	1,750	1,439	1,334	1,339
(15)レクリエーション活動等支援		-	-	-	-	-	-	有	有
(16)点字・声の広報等発行		-	-	-	-	-	-	有	有
(17)自動車運転免許取得助成	人	-	-	-	-	-	-	2	2
(18)自動車改造助成	件	-	-	-	-	-	-	5	7



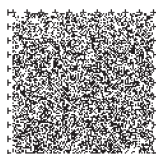
4 障害児福祉サービスの実績

平成30年の児童福祉法の一部改正に伴い、「府中市障害児福祉計画（第1期）」を策定しました。児童発達支援は、サービス量、実利用者数共に増加が続いています。放課後等デイサービスは、平成30年度と比べ令和元年度のサービス量、実利用者数が減っています（図表2-17）。

図表2-17 障害児福祉サービスの利用状況

(3月分実績)

サービス名	単位	障害福祉計画 第4期			障害児福祉計画 第1期	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)児童発達支援	サービス量(人日)	901	1,123	1,335	1,555	1,662
	実利用者数(人)	90	130	180	208	238
(2)医療型児童発達支援	サービス量(人日)	133	191	132	112	113
	実利用者数(人)	17	25	20	19	20
(3)居宅訪問型児童発達支援	サービス量(人日)	—	—	—	0	0
	実利用者数(人)	—	—	—	0	0
(4)保育所等訪問支援	サービス量(人日)	—	—	—	0	7
	実利用者数(人)	—	—	—	0	3
(5)放課後等デイサービス	サービス量(人日)	2,812	3,598	4,388	5,673	5,054
	実利用者数(人)	289	358	427	477	435
(6)障害児相談支援	サービス量(人)	43	57	41	52	79
(7)医療的ケア児支援の コーディネーター配置		—	—	—	0	0



5 障害者計画の評価

(1) 事業の進捗状況

障害者計画（平成27年度～令和2年度）に掲載されている事業の実績や進捗状況について、府中市障害者計画推進協議会に諮りながら評価を行いました。評価は次の3段階で行い、評価に基づき、次年度以降に向けた改善点等を検討しました。

○：事業内容のとおり実施

△：事業内容の一部を実施

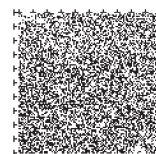
×：未実施

目標1 情報提供と相談支援機能の充実

事業はおおむね実施しています。子ども発達支援センターあゆの子で実施する発達相談は増加傾向にあり、今後も伸びる見込みのため、引き続き、対応を検討していく必要があります。また、虐待等の事例が複雑・困難化しているため、対応する職員の更なる能力向上が必要です。

方針	評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(1)情報提供体制の充実	○	7	7	7	7	7
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
(2)「すべての障害のある人」に向けた相談支援	○	3	3	4	5	5
	△	4	4	3	2	2
	×	0	0	0	0	0
(3)権利擁護の推進	○	2	2	2	2	2
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	○	12	12	13	14	14
	△	4	4	3	2	2
	×	0	0	0	0	0

※ 表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。



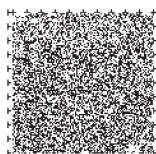
目標2 障害のある人の社会参加の推進

事業は全て実施しています。福祉啓発を進めるため、各種イベントの広報の充実が必要です。また、就学相談の件数が増加していることから、教育委員会と連携を図りながら、相談体制について検討する必要があります。

就労への支援については、関係機関の連携の強化をより一層進めていくとともに、就労支援事業の体制強化、就労支援の需要に対応するための方策を検討する必要があります。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)地域活動及び社会活動への 参加促進	○	3	4	4	4	3
	△	1	0	0	0	1
	×	0	0	0	0	0
(2)学習機会の拡大	○	7	7	7	7	7
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
(3)就労への支援	○	9	9	9	9	9
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	○	19	20	20	20	19
	△	1	0	0	0	1
	×	0	0	0	0	0

※ 表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。



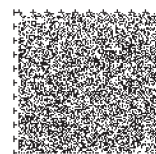
目標3 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

事業はおおむね実施しています。障害福祉サービスは、今後も安定した提供ができるよう事業者の確保等に努めることが必要です。また、児童発達支援、放課後等デイサービスはサービス事業者が増加し、利用者も増加していることから、適切にサービスが提供されるよう対応が必要です。

地域生活支援拠点等及び児童発達支援センターについては、引き続き整備に向けた検討を推進する必要があります。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)在宅サービスの充実	○	24	24	24	24	25
	△	0	0	0	0	0
	×	1	0	0	0	0
	－	0	1	1	1	0
(2)安心して住める環境づくり	○	7	7	7	7	7
	△	1	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
	－	0	1	1	1	1
(3)保健・医療との連携促進	○	5	4	4	4	4
	△	1	1	1	1	1
	×	0	0	1	1	1
	－	0	1	0	0	0
(4)障害のある児童への支援	○	9	9	10	10	10
	△	1	1	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
(5)経済的支援体制の強化	○	1	1	0	0	0
	△	0	0	1	1	1
	×	0	0	0	0	0
(6)災害時の支援体制の構築と避難所の検討	○	1	2	1	2	2
	△	1	0	1	0	0
	×	0	0	0	0	0
(7)防犯対策	○	1	1	1	1	1
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	○	48	48	47	48	49
	△	4	2	3	2	2
	×	1	0	1	1	1
	－	0	3	2	2	1

※ 表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。



目標4 支え合う仕組みづくりの促進

事業はおおむね実施しています。継続して府中市障害者等地域自立支援協議会を開催し、様々な委員と協議しながら、障害当事者や支援団体等とのネットワークの構築を行うことが重要です。また、障害者福祉団体と市との協働事業について、今後も連携を取りながら、実施について検討が必要です。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)地域の協働による支え合い体制	○	4	4	4	4	4
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
(2)地域の福祉人材の確保	○	2	3	2	3	3
	△	0	0	0	0	0
	×	1	0	1	0	0
(3)障害者福祉団体の活動支援及び協働	○	0	0	0	0	0
	△	1	1	1	1	1
	×	1	1	1	1	1
(4)障害福祉サービス事業所への支援	○	2	2	2	3	3
	△	1	1	1	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	○	8	9	8	10	10
	△	2	2	2	1	1
	×	2	1	2	1	1

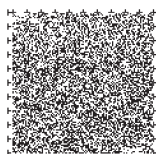
※ 表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。

目標5 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進

事業はおおむね実施しています。今後も各種イベントや冊子等を通じて、障害のある人への理解・啓発、福祉意識の醸成を推進するとともに、ハード面のバリアフリー化も推進する必要があります。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	○	2	4	4	4	2
	△	2	1	1	1	3
	×	1	0	0	0	0
(2)バリアフリーの推進	○	4	4	4	4	4
	△	1	0	1	1	1
	×	0	1	0	0	0
計	○	6	8	8	8	6
	△	3	1	2	2	4
	×	1	1	0	0	0

※ 表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。



(2) 重点施策の進捗状況

障害者計画（平成27年度～令和2年度）に掲載されている4つの重点施策には、指標が設定されています。

相談支援機能の充実の指定特定相談支援事業所数は、平成27年度から平成30年度までは増加傾向でしたが、令和元年度に減少し18か所となっており、令和2年度の目標値には届いていません。

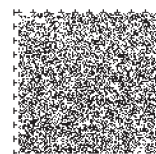
就労支援の強化の就労移行支援事業所等からの一般就労移行者数は、平成27年度から平成30年度まで増加傾向でしたが、令和元年度に減少し23人となっており、令和2年度の目標値には届いていません。

地域生活支援の充実の市内のグループホームの定員数は、平成27年度から増加傾向にあり、令和元年度は204人分で、令和2年度の目標値を既に達成しています。

障害福祉サービスの安定的な供給のひと月当たりの訪問系サービスの利用時間数は、平成27年度から増減を繰り返しており、令和2年度の目標値には届いていません。

障害者計画（平成27年度～令和2年度）記載の内容				
重点施策	指標名（単位）	指標の説明	平成25年度実績値	令和2年度目標値
相談支援機能の充実	指定特定相談支援事業所数（か所）	指定特定相談支援事業所の増加を目指します。	5か所	27か所
就労支援の強化	就労移行支援事業所等からの一般就労移行者数（人）	就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業所の利用者のうち、一般就労に移行した人の数です。増加を目指します。	16人	45人
地域生活支援の充実	市内のグループホームの定員数（人分）	地域生活の基盤の一つとなるグループホームの市内における定員数です。増加を目指します。	131人分	190人分
障害福祉サービスの安定的な供給	ひと月当たりの訪問系サービスの利用時間数（時間）	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援のひと月当たりのサービス利用時間数です。増加を目指します。	37,554時間	46,500時間

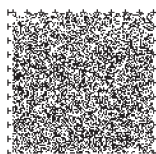
指標名（単位）	平成27年度～令和元年度の実績				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定特定相談支援事業所数（か所）	16か所	17か所	17か所	20か所	18か所
就労移行支援事業所等からの一般就労移行者数（人）	16人	20人	27人	38人	23人
市内のグループホームの定員数（人分）	138人分	170人分	185人分	188人分	204人分
ひと月当たりの訪問系サービスの利用時間数（時間）	39,565時間	39,049時間	39,313時間	38,637時間	38,816時間



6 郵送による調査から見た現状

計画策定に当たり、以下の4つの郵送による調査を実施しました。

調査種別	対象者	有効回収数(率)
①障害等のある人への調査	市内の18歳以上の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者証所持者、特定医療費受給者証所持者 2,300人 【内訳】 ①身体障害者手帳所持者 1,216人 ②愛の手帳所持者 334人 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 325人 ④自立支援医療受給者証所持者 100人 ⑤特定医療費受給者証所持者 325人	1,419(61.7%)
②子どもの育ちや発達に関する調査	市内の18歳未満の障害者手帳所持者、特定医療費受給者証所持者、児童通所受給者証・障害福祉サービス受給者証所持者の保護者 1,000人 【内訳】 ①身体障害者手帳所持者 125人 ②愛の手帳所持者 494人 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 62人 ④特定医療費受給者証所持者 9人 ⑤児童通所受給者証・障害福祉サービス受給者証所持者 310人	651(65.1%)
③障害者福祉団体調査	市内の障害者福祉団体 11団体	8(72.7%)
④障害福祉サービス事業所調査	市内の障害福祉サービス事業所 296事業所	201(67.9%)



(1) 就労

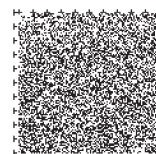
① 障害等のある人が働くために希望すること

「障害等のある人への調査」では、障害等のある人が働くために希望することについて、身体障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」(33.9%)、知的障害者は「障害等のある人に適した仕事が開拓されること」(57.1%)、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」(精神：60.2%、難病：61.6%)が最も多くなっています(図表2-18)。

図表2-18 障害等のある人が働くために希望すること(全体、障害等の種類別：複数回答)

【障害等のある人への調査】

区分	(%)				
	全体 (N=1,419)	身体障害者 (n=761)	知的障害者 (n=175)	精神障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること	40.9	32.3	36.6	60.2	61.6
自分の家の近くに働く場所があること	40.6	33.9	48.0	53.6	47.2
障害等のある人に適した仕事が開拓されること	35.5	26.9	57.1	49.3	31.2
事業主や職場の人たちが、障害等のある人の雇用について充分理解していること	31.8	22.6	44.6	48.0	36.0
事業主や職場の人たちが障害特性について理解していること	30.4	21.6	47.4	46.1	30.4
就労の場を紹介したり、相談できる場所が整っていること	27.8	18.7	40.0	43.1	35.2
賃金格差がないこと	22.6	17.0	27.4	32.9	30.4
職場の施設や設備が障害等のある人にも利用できるように配慮されていること	21.8	19.3	27.4	25.3	24.0
民間企業がもっと積極的に雇用すること	21.1	17.3	25.1	28.9	25.6
同じような障害等のある仲間と一緒に、あるいは交替で働けること	15.5	8.9	27.4	25.3	14.4
企業に就職するための訓練を受けたり、求職活動を手伝ってもらうこと	15.2	9.2	22.9	28.0	14.4
職業訓練所など、技能・知識の習得を援助する施設が充実していること	14.7	10.0	25.1	20.7	16.8
介助者と一緒に働けること	8.6	5.7	16.0	11.2	10.4
自営業を希望する人への支援を充実すること	8.0	7.0	4.6	12.5	11.2
その他	4.0	4.6	2.3	5.3	1.6
分からない	16.2	21.0	9.1	8.2	10.4
無回答	15.7	21.0	9.7	5.9	8.8



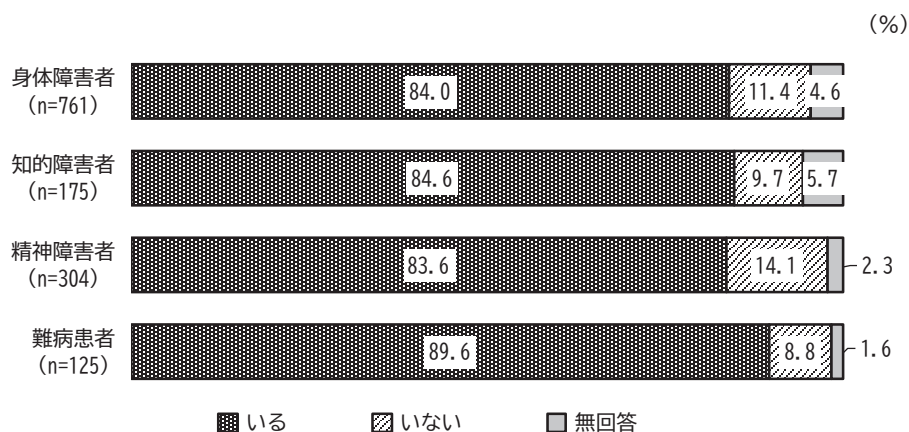
(2) 相談

① 相談できる人の有無

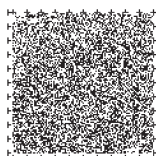
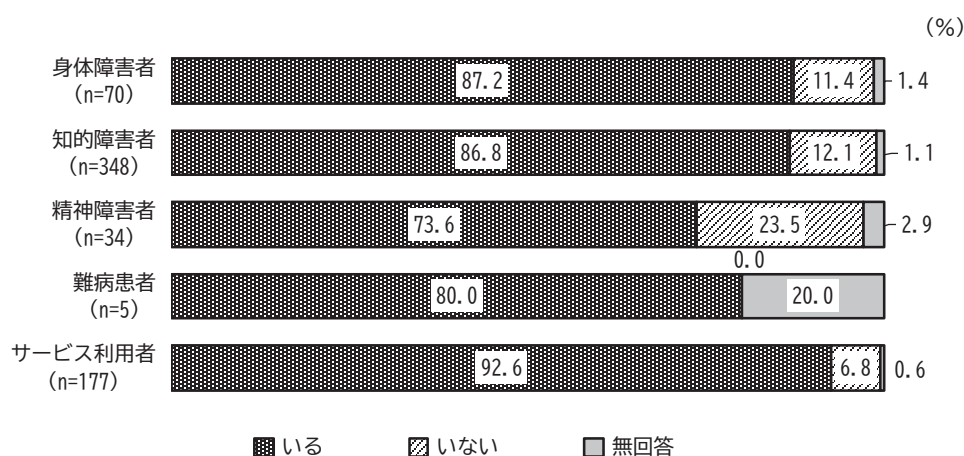
「障害等のある人への調査」では、相談できる人の有無について、3障害、難病患者のいずれも「いる」が8割を超えています（図表2-19）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、主に養育している人に対して相談できる人の有無を尋ね、身体障害者、知的障害者、難病患者、児童通所・障害福祉サービス利用者は「いる」が8割以上となっています。精神障害者は「いない」が2割と他と比べて高くなっています（図表2-20）。

図表2-19 相談できる人の有無(障害等の種類別)
【障害等のある人への調査】



図表2-20 相談できる人の有無(障害等の種類別)
【子どもの育ちや発達に関する調査】

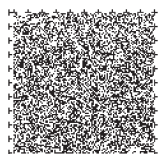
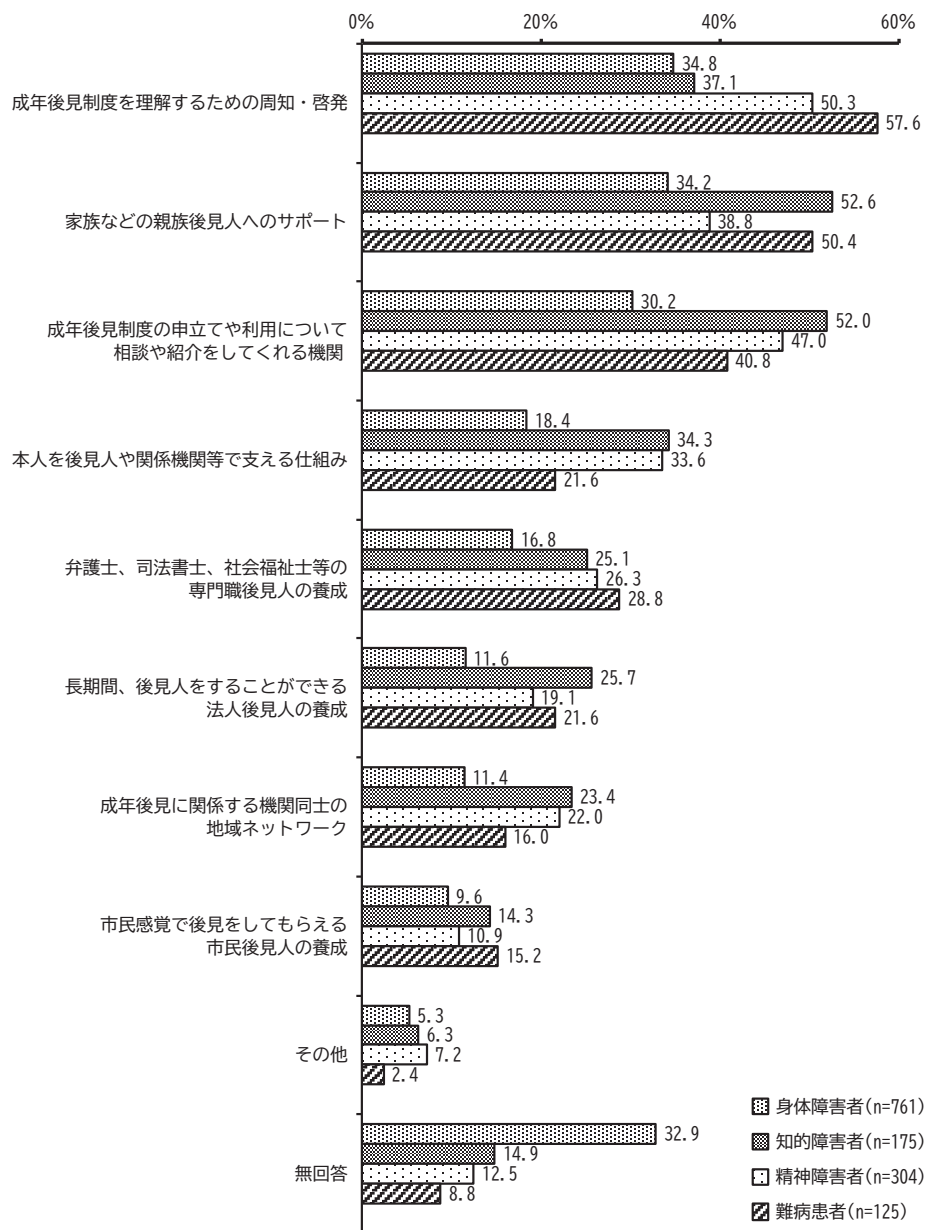


(3) 成年後見制度

① 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと

「障害等のある人への調査」では、成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、身体障害者、精神障害者、難病患者は「成年後見制度を理解するための周知・啓発」(身体：34.8%、精神：50.3%、難病：57.6%)が最も多く、知的障害者は「家族などの親族後見人へのサポート」(52.6%)が最も多くなっています(図表2-21)。

図表2-21 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと(障害等の種類別:複数回答)
【障害等のある人への調査】

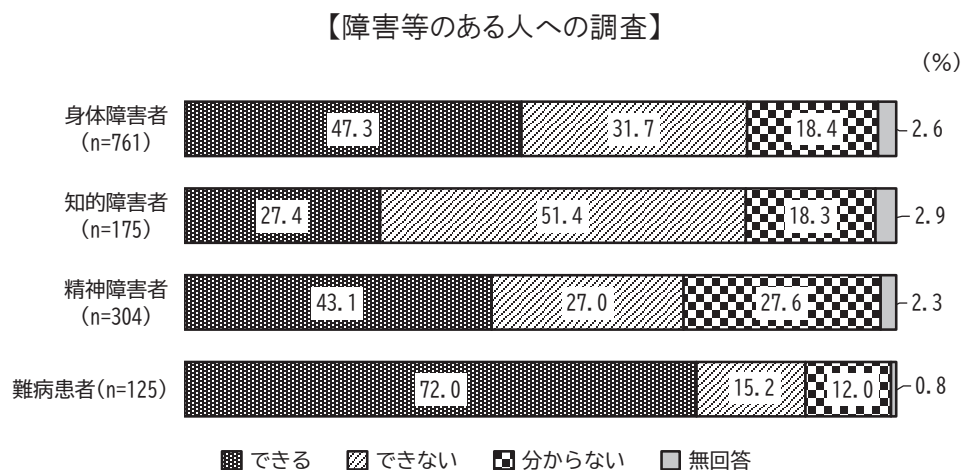


(4) 災害対応

① 緊急時の単独避難

「障害等のある人への調査」では、緊急時の単独避難について、「できない」の割合は、身体障害者では31.7%、知的障害者では51.4%、精神障害者では27.0%、難病患者では15.2%となっており、知的障害者は「できない」が半数を超えています(図表2-22)。

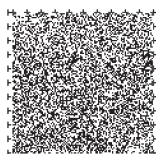
図表2-22 緊急時の単独避難ができるか(障害等の種類別)



② 災害時の不安や心配ごと

「障害等のある人への調査」では、災害時の不安や心配ごととして、身体障害者では「避難所まで避難できるか心配」(50.1%)、知的障害者、精神障害者、難病患者では「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」(知的: 67.4%、精神: 67.4%、難病: 54.4%)が最も多くなっています(図表2-23)。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、災害時に困ること・不安なこととして、身体障害者は「障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない」(61.4%)、知的障害者、精神障害者、難病患者、児童通所・障害福祉サービス利用者は「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」(知的: 75.0%、精神: 73.5%、難病: 40.0%、サービス利用: 62.7%)が最も多くなっています(図表2-24)。



図表2-23 災害時の不安や心配ごと(障害等の種類別:複数回答)

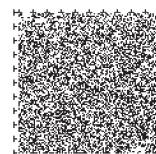
【障害等のある人への調査】

区分	(%)				
	全体 (N=1,419)	身体障害者 (n=761)	知的障害者 (n=175)	精神障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
大勢の人の中での避難所生活に不安がある	51.4	41.3	67.4	67.4	54.4
避難所まで避難できるか心配	48.2	50.1	58.3	47.0	25.6
障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない	40.1	40.1	55.4	42.4	22.4
医療を受けられるか分からない	34.2	30.0	28.0	45.4	48.0
災害や避難に関する情報が得られるか心配	24.5	22.6	34.3	28.6	13.6
障害等のある人が利用できる防災マニュアルや防災マップがない	23.0	24.2	25.7	25.0	10.4
避難場所が分からない	17.8	16.7	23.4	22.0	9.6
市の緊急速報メールを受信できるか分からない	17.5	17.5	26.3	16.4	5.6
困っていることを人に伝えるのが苦手で、うまく支援を受けられない	16.8	5.9	49.7	31.9	1.6
避難を支援してくれる人がいない	12.8	10.2	15.4	18.8	9.6
呼吸器等に使用する非常用電源を利用できるか分からない	5.1	5.3	7.4	5.6	1.6
その他	8.7	8.0	6.9	10.5	12.0
無回答	10.9	12.4	6.9	6.6	12.0

図表2-24 災害時に困ること・不安なこと(障害等の種類別:複数回答)

【子どもの育ちや発達に関する調査】

区分	(%)					
	全体 (N=651)	身体障害者 (n=70)	知的障害者 (n=348)	精神障害者 (n=34)	難病患者 (n=5)	サービス利用者 (n=177)
大勢の人の中での避難所生活に不安がある	67.7	45.7	75.0	73.5	40.0	62.7
障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない	55.0	61.4	64.4	67.6	0.0	36.2
お子さんのことを人に伝えて、うまく支援を受けられるか不安	44.1	40.0	50.3	50.0	20.0	35.6
避難所まで避難できるか心配	40.9	44.3	47.7	32.4	0.0	30.5
障害等のある人向けの防災マニュアル、防災マップがない	26.3	35.7	32.8	26.5	20.0	10.2
避難を支援してくれる人がいない	19.4	24.3	23.6	23.5	20.0	8.5
医療を受けられるか分からない	17.7	37.1	19.0	14.7	0.0	7.9
災害や避難に関する情報が得られるか心配	14.3	18.6	16.7	8.8	0.0	9.6
市の緊急速報メールを受信できるか分からない	7.7	7.1	10.1	11.8	0.0	2.8
避難場所が分からない	5.4	10.0	5.7	5.9	0.0	2.8
呼吸器等に使用する非常用電源を利用できるか分からない	5.1	14.3	5.5	5.9	0.0	1.1
その他	9.4	10.0	10.6	8.8	0.0	7.3
無回答	9.4	8.6	6.6	11.8	60.0	11.9



(5) 地域交流と社会参加

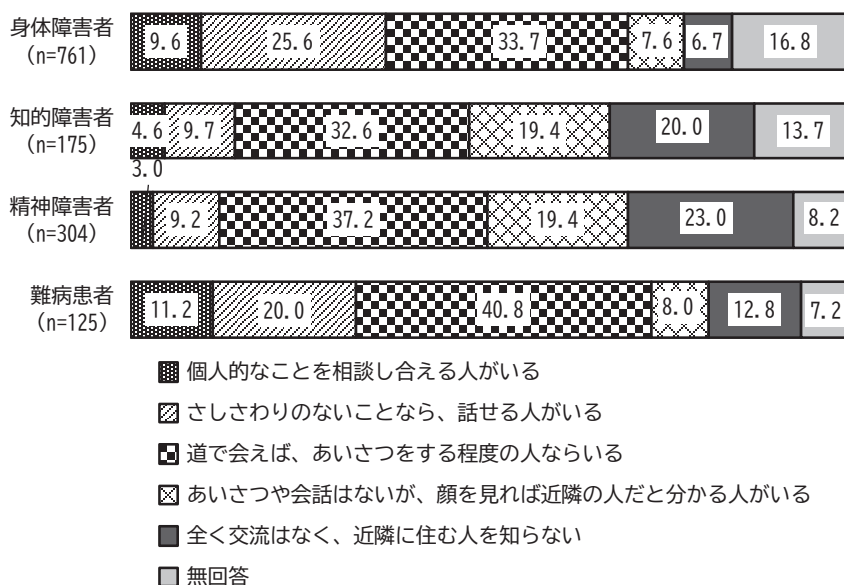
① 近所づきあいの現状

「障害等のある人への調査」では、近所づきあいの現状について、3障害、難病患者のいずれも「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が最も多くなっています（図表2-25）。

図表2-25 近所づきあいの現状(障害等の種類別)

【障害等のある人への調査】

(%)



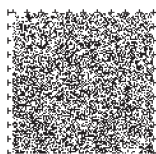
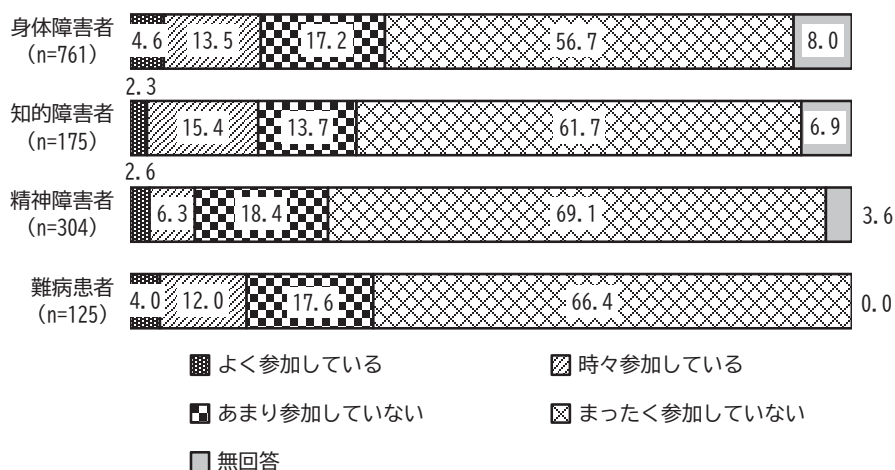
② 地域活動への参加程度

「障害等のある人への調査」では、地域活動への参加程度について、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた参加しているは、身体障害者、知的障害者、難病患者では1割台、精神障害者では1割以下となっています（図表2-26）。

図表2-26 地域活動への参加程度(障害等の種類別)

【障害等のある人への調査】

(%)

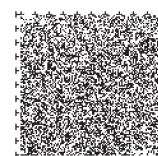


③ 今後参加したい、継続して参加したい地域活動

「障害等のある人への調査」では、今後参加したい、継続して参加したい地域活動について、3障害、難病患者いずれも「自分と同じ状況の仲間を支える活動」（身体：19.4%、知的：27.4%、精神：27.6%、難病：18.4%）が最も多くなっています（図表2-27）。

図表2-27 今後参加したい、継続して参加したい地域活動(障害等の種類別:複数回答)
【障害等のある人への調査】

区分	(%)				
	全体 (N=1,419)	身体障害者 (n=761)	知的障害者 (n=175)	精神障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
自分と同じ状況の仲間を支える活動	21.9	19.4	27.4	27.6	18.4
地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動	15.7	13.5	26.9	15.1	16.8
音楽や絵画などの芸術活動	15.4	12.0	20.6	20.7	18.4
スポーツ活動	13.0	9.5	23.4	15.1	15.2
地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動	12.9	12.9	11.4	17.1	6.4
高齢者を支援する活動	11.3	12.7	4.6	13.2	8.8
防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動	10.5	10.0	12.0	11.8	8.8
子育て世帯や児童、青少年を支援する活動	7.4	5.4	2.9	12.5	16.0
交通安全や防犯など地域の安全を守る活動	7.4	7.1	6.3	8.9	8.8
国際交流に関する活動	6.5	6.0	2.3	8.6	11.2
非行や犯罪をした人を支援する活動	2.1	1.6	1.7	4.6	0.8
その他	5.7	5.8	4.6	5.9	8.0
いずれも参加したくない	25.8	25.5	21.7	28.0	25.6
無回答	16.3	20.4	12.6	8.2	8.8



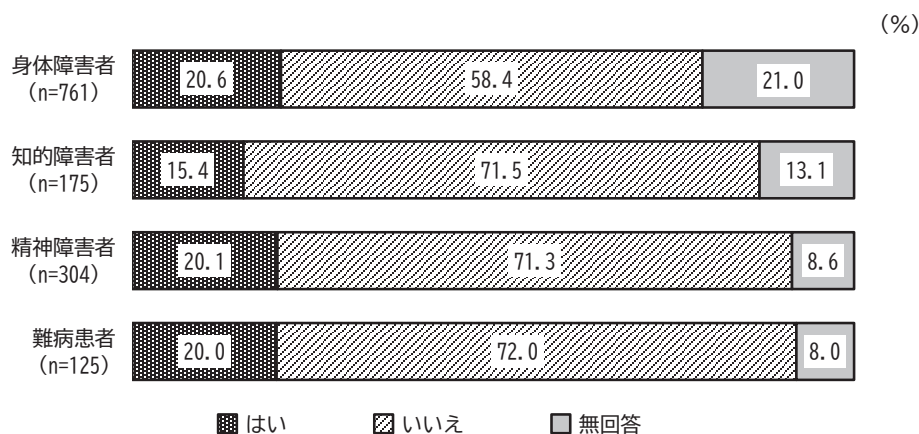
(6) 共生社会（ノーマライゼーション）の理解

① 市民の共生社会（ノーマライゼーション）の理解

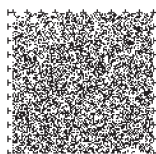
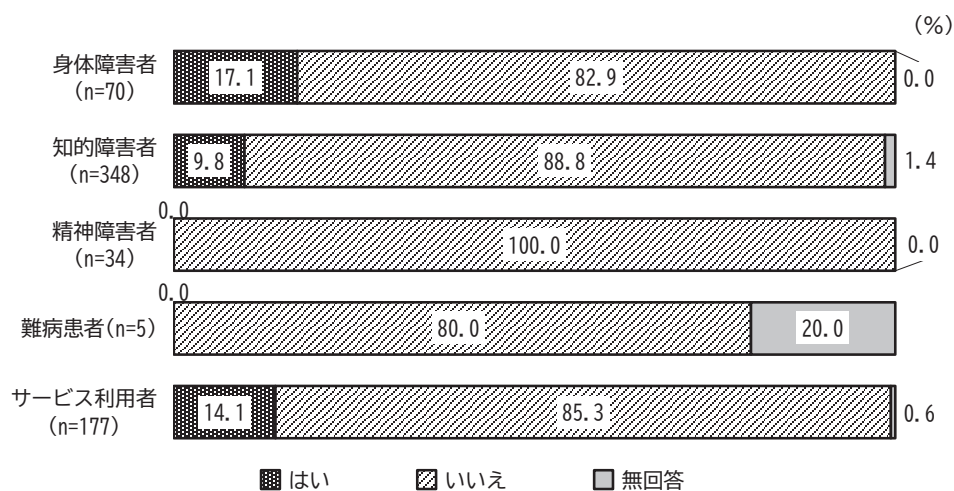
「障害等のある人への調査」では、市民が共生社会（ノーマライゼーション）の考え方を理解しているかについて、「はい」と回答した割合は、身体障害者、精神障害者、難病患者は2割台、知的障害者は1割台となっています（図表2-28）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、市民が共生社会（ノーマライゼーション）の考え方を理解しているかについて、「はい」と回答した割合は、身体障害者は1割台、知的障害者と難病患者は1割以下となっています。精神障害者は「いいえ」と回答した人が100%となっています（図表2-29）。

図表2-28 市民のノーマライゼーションの理解(障害等の種類別)
【障害等のある人への調査】



図表2-29 市民のノーマライゼーションの理解(障害等の種類別)
【子どもの育ちや発達に関する調査】



(7) 充実を望む施策

① 充実を望む施策

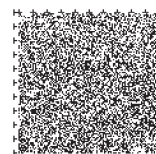
「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策について、身体障害者は「各種相談事業を充実すること」（41.1%）、知的障害者は「グループホームを充実すること」（52.6%）、精神障害者は「精神状態の不安定に対する支援の充実」（52.6%）、難病患者は「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」（50.4%）が最も多くなっています（図表2-30）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、充実を望む施策について、身体障害者と児童通所・障害福祉サービス利用者は、「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」（身体：57.1%、サービス利用：74.6%）、知的障害者と精神障害者は、「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」（知的：66.7%、精神：61.8%）が最も多くなっています（図表2-31）。

図表2-30 充実を望む施策(障害等の種類別:複数回答)

【障害等のある人への調査】

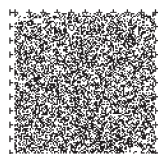
区分	%				
	全体 (N=1,419)	身体障害者 (n=761)	知的障害者 (n=175)	精神障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
各種相談事業を充実すること	42.4	41.1	41.7	44.1	48.8
障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	39.4	34.4	43.4	48.7	50.4
ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実すること	31.2	35.5	25.1	21.4	37.6
障害等のある人や子どもが受診しやすい医療体制を充実すること	29.7	28.9	26.3	31.6	36.0
障害等のある人が住宅を確保しやすくなるよう図ること	29.1	24.8	24.6	42.4	33.6
利用できる通所施設を整備すること	26.6	24.8	29.7	28.3	25.6
外出時の移動支援サービスを充実すること	25.4	29.8	25.1	15.8	25.6
障害等のある人の自立生活をめざした取り組みが家庭・学校・地域で行われること	24.0	21.9	25.7	27.0	30.4
障害等のある人や子どもに対する暴力や差別をなくすこと	22.6	18.7	26.3	28.3	29.6
精神状態の不安定に対する支援の充実	22.1	12.9	13.7	52.6	21.6
補装具・日常生活用具給付事業を充実すること	19.6	27.9	9.1	8.2	12.8
グループホームを充実すること	18.0	11.3	52.6	20.1	7.2
視覚・聴覚などの障害に配慮した情報提供を充実すること	15.5	21.4	3.4	9.2	15.2
権利擁護事業や成年後見制度の取り組みの充実を図ること	13.0	10.2	19.4	16.1	13.6
障害等のある人や子どものための短期入所を充実すること	12.2	10.4	24.0	11.2	8.8
その他	3.2	3.5	2.3	3.3	1.6
分からない	6.8	7.8	5.7	4.6	7.2
無回答	8.7	10.0	6.3	5.3	7.2



図表2-31 充実を望む施策(障害等の種類別:複数回答)

【子どもの育ちや発達に関する調査】

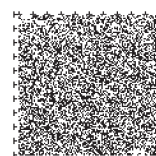
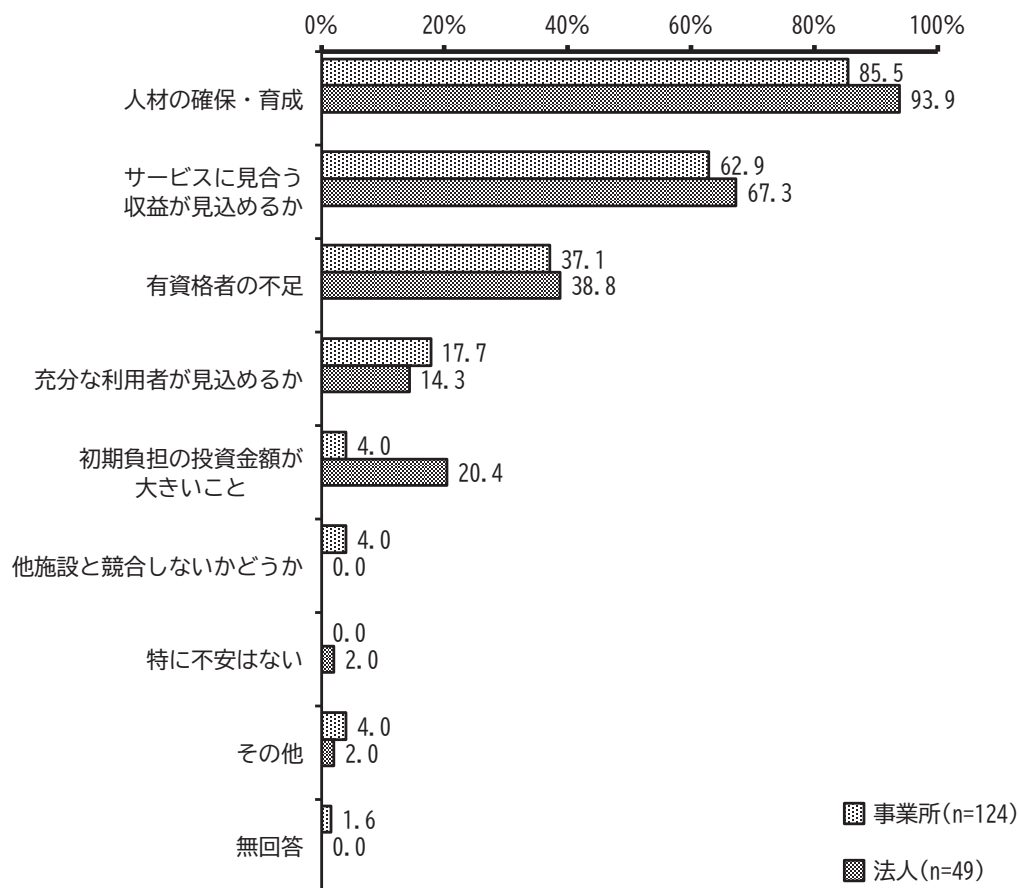
区分	(%)					
	全体 (N=651)	身体障害者 (n=70)	知的障害者 (n=348)	精神障害者 (n=34)	難病患者 (n=5)	サービス 利用者 (n=177)
ライフステージに合わせた、切れ目のない支援を すること	58.7	57.1	52.9	55.9	20.0	74.6
障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図 ること	57.1	50.0	66.7	61.8	20.0	43.5
障害等のある人や育ちや発達が気になるお子さん が受診しやすい医療体制を充実すること	41.2	40.0	35.9	44.1	0.0	52.5
利用できる通所施設を整備すること	40.7	25.7	40.5	20.6	40.0	52.0
障害等のある人の自立生活をめざした取り組みが 家庭・学校・地域で行われること	39.8	42.9	35.9	58.8	20.0	44.1
各種相談事業を充実すること	38.7	27.1	37.4	32.4	40.0	48.0
障害等のある人や育ちや発達が気になるお子さん に対する暴力や差別をなくすこと	32.1	27.1	30.5	32.4	20.0	36.7
グループホームを充実すること	22.1	2.9	35.3	17.6	0.0	7.3
外出時の移動支援サービスを充実すること	19.4	20.0	27.6	8.8	0.0	6.8
障害等のある人が住宅を確保しやすくなるよう図 ること	18.7	22.9	22.7	26.5	20.0	7.3
障害等のある人や育ちや発達が気になるお子さん のための短期入所を充実すること	18.4	15.7	23.0	8.8	0.0	14.7
権利擁護事業や成年後見制度の取り組みの充実を 図ること	16.9	4.3	24.4	8.8	0.0	9.0
精神状態の不安定に対する支援の充実	15.8	11.4	15.2	32.4	20.0	15.8
ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービス を充実すること	14.4	18.6	17.8	8.8	40.0	6.8
補装具・日常生活用具給付事業を充実すること	10.3	37.1	10.1	0.0	20.0	2.3
視覚・聴覚などの障害に配慮した情報提供を充実 すること	5.5	17.1	3.4	2.9	0.0	6.2
その他	6.3	7.1	6.3	11.8	0.0	5.6
分からない	1.5	0.0	2.0	0.0	20.0	1.1
無回答	1.8	1.4	1.4	0.0	20.0	0.6



(8) 運営上の不安

「障害福祉サービス事業所調査」では、事業所又は法人のいずれかの立場から、運営上の不安を尋ねたところ、いずれも「人材の確保・育成」(事業所：85.5%、法人：93.9%)が最も多く、次いで「サービスに見合う収益が見込めるか」(事業所：62.9%、法人：67.3%)となっています(図表2-32)。

図表2-32 運営上の不安(事業所・法人別:複数回答)



7 次期計画策定に向けた課題と方向

(1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

① 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

「障害等のある人への調査」では、市民が共生社会（ノーマライゼーション）という考え方を十分に理解があると回答した割合は、身体障害者及び精神障害者では2割台、知的障害者では1割台となっています。また、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、身体障害者及び児童通所・障害福祉サービス利用者では1割台、知的障害者、精神障害者、難病患者では1割以下となっています。

また、どのようなことがあれば共生社会（ノーマライゼーション）という考え方が市民に理解されていると思うかの回答では、「障害等のある人への調査」では「特別な目で見ないこと」「思いやりのある声かけがある」が多く、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、「お子さんのことを理解して受け入れができること」「お子さんを特別な目で見ないこと」「お子さんが大きな声を出したり動き回っても、嫌な顔をされないこと」が多くなっています。

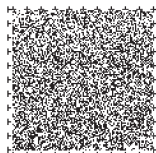
「障害者福祉団体調査」及び「障害福祉サービス事業所調査」では、団体からは学習会や講演会等による意識啓発の協力、事業者からは研修会や情報提供のほか、交流、場の提供、地域との関係づくり、学校との連携等の協力の意向があります。

障害者福祉団体、障害福祉サービス提供事業所に協力をいただきながら、ノーマライゼーションに対する市民の理解促進に向けて一層の情報提供、意識啓発や障害のある人との交流を推進する必要があります。

② バリアフリーの推進

「障害等のある人への調査」では、身体障害者は他の障害と比べて外出頻度や市内のバリアフリー環境の整備状況の満足度が低く、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、市内のバリアフリー環境の整備状況の満足度について、知的障害者は「やや不満」と「不満」を合計すると5割以上となっています。整備状況の不満な理由について、「障害等のある人への調査」、「子どもの育ちや発達に関する調査」共に「建物の出入口や通路に段差があったり、幅が狭いこと」が最も多く、次いで「障害等のある人への調査」は「道路に障害物（商品や看板、放置自転車、電柱等）が多いこと」、「子どもの育ちや発達に関する調査」は「誰もが使いやすいトイレの設置が不十分」が多くなっています。

引き続き、道路や建物等のハード面のバリアフリー環境整備を進めていくとともに、情報提供等のソフト面のバリアフリー、障害の理解等の心のバリアフリーも一層推進する必要があります。



③ 地域における見守り・支え合いの推進

「障害等のある人への調査」では、地域で頼みたいことは、いずれも「安否確認の声かけ」が5割を超え、知的障害者と精神障害者は「災害時避難の手助けの準備」も5割を超えています。頼まれたらできることは、「安否確認の声かけ」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」がどの障害においても3割以上となっています。また、地域福祉分野の調査として行った一般市民を対象にした郵送による調査では、「近隣で手助けできることがある」と回答している人は8割を超えており、「日常の見守りや声かけ」、「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」ができると回答する人が多くなっています。

障害の有無にかかわらず、頼まれたらできると回答する人が多いことから、地域における見守り、支え合いの担い手になってもらうための方策について検討が必要です。

一方で、「障害等のある人への調査」での近所づきあいの程度は、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」は知的障害者と精神障害者が2割台、難病患者が1割台、身体障害者が1割以下となっています。見守り、支え合いを促進するためにも、障害のある人と地域の人が、日頃から顔見知りとなる機会や交流の場について検討が必要です。

④ 障害者福祉団体への活動支援及び協働

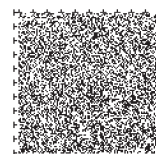
市では、現在、当事者団体・家族会向けに事業補助金の交付や団体との連絡会の開催を行っています。しかし、「障害者福祉団体調査」によると、過去の調査同様に活動する上で「後継者問題」、「財政的支援」、「活動場所」等の問題を抱えているという回答が出ています。

当事者団体や家族会の自主活動は、障害のある人・家族同士の交流を活性化し、抱える悩みや迷いを互いに解消する機会や助けになります。今後も障害者福祉団体との協働を推進していくために、活動情報の提供等、担い手の確保や活動拠点の確保につながる支援についても検討することが必要です。

⑤ 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

「障害福祉サービス事業所調査」では、8割の事業所が人材確保を問題としているほか、障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、人材確保の取組や専門職の育成のための各種支援策が挙げられています。分野横断調査として行ったグループインタビューにおいても、福祉人材の確保について意見が寄せられています。

現在、市では事業者主体の連絡会を開催し研修や情報共有を実施しているほか、地域で活動する団体やNPO法人をサービス提供事業者として育成するため情報提供や助言を行っています。今後は更に人材確保に向けて、市と事業所が協働で方策を検討していくことが重要です。



また、国の基本指針では、成果目標に「障害福祉サービス等の質の向上」が新たな項目として加えられています。市では、第三者評価の受審費用助成を行っており、「障害福祉サービス事業所調査」では、4割の事業所が第三者評価を実施している、又は実施の予定があると回答しています。今後も第三者評価の受審促進に向けて情報提供等が重要です。

(2) 障害のある人の社会参加の推進

① 地域活動及び社会活動への参加促進

市では、障害のある人の地域活動や社会活動への参加支援として、地域との交流を図るイベントの開催支援や移動・移送サービスの充実等を行っています。

「障害等のある人への調査」では、地域活動への参加状況は、いずれの障害においても「まったく参加していない」が5割以上となっています。参加しない理由では、身体障害者、精神障害者、難病患者は「障害や病気で体調が良くないため」、知的障害者は「きっかけがない」、「一緒に活動する仲間がない」が最も多くなっています。「障害や疾病等の特性を理解し、参加するための工夫をする」ことに、知的障害者、精神障害者、難病患者の3割以上が必要とする合理的配慮と回答しています。

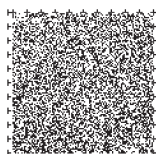
また、地域において自分らしい暮らしができていない人の、できていない理由は「地域の中に頼れる友人・知人がいない」、次いで「地域の中に余暇を楽しめる場所がない」が多くなっています。

多様な活動に参加しやすいよう移動・移送サービスの一層の充実を図るとともに、参加先での配慮に対して活動団体に情報提供する等の取組も必要です。また、地域を中心とした活動に参加しやすくするために、障害のある人と地域の人々との交流の機会や場づくりの支援も重要です。

② 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

「障害等のある人への調査」において、参加している文化芸術活動関連の地域活動としては、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」が4割、「スポーツ活動」が2割、「音楽や絵画などの芸術活動」が1割となっています。

国においては、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、障害のある人の文化芸術活動の機会を確保することが求められているため、身近な地域において障害のある人が、文化芸術活動やスポーツ活動を通して、自己表現できる機会、友人と一緒に学べる機会を得ることができるよう支援策の検討や情報提供方法等の検討が必要です。



③ 就労への支援

市では、府中市立心身障害者福祉センター「きすな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」において、障害者就労支援事業を行っており、登録者数は年々増加しています。

「障害等のある人への調査」において、働くために希望することは、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」、身体障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」、知的障害者は「障害等のある人に適した仕事が開拓されること」が多くなっています。充実を望む施策では、「障害等のある人への調査」の65歳未満の世代と「子どもの育ちや発達に関する調査」で「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の回答が多くなっています。

就労相談や生活相談、情報提供等の就労支援、定着のための支援の充実を図るとともに、障害のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、説明会等を通して企業に向けた意識啓発・支援を行っていく必要があります。

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

① 障害のある人に対する差別の解消の推進

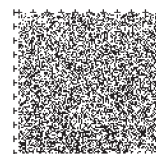
平成28年度に障害者差別解消法が施行され、平成30年度に東京都は、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例にて、国が努力義務としている民間事業者における合理的配慮を義務とし、国よりも踏み込んだ方針を打ち出しています。府中市においても、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の取組を進めています。

必要とする合理的配慮について、「障害等のある人への調査」及び「子どもの育ちや発達に関する調査」共に「困っていると思われるときは、声を掛け、手伝いの必要性を確かめて対応する」が最も多くなっています。

障害者福祉団体等の協力を得ながら、障害のある人が望む合理的配慮の提供を進めるとともに、広く行政機関・市民・事業者に対して、障害のある人への差別解消に向けた啓発が必要です。

② 虐待防止

「障害福祉サービス事業所調査」では、2割弱の事業者がサービスを提供する上で、虐待等の場面に遭遇した経験があると回答しています。市では、障害者福祉課内に障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）を設置し、相談や通報、関係機関との連携を進めています。相談・通報件数は増加傾向にあるとともに、事例が複雑・困難化してきています。



障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）の周知、関係機関との緊密な連携を図るとともに、複雑・困難化する事例に対応するために職員の更なる能力向上、マニュアルの見直しを進め、障害のある人の虐待防止に努めます。

③ 権利擁護の推進

市では、府中市社会福祉協議会の「権利擁護センターふちゅう」において、福祉サービス利用を支援する利用者サポート事業、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や金銭管理支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、また、高齢化や障害のある人の親亡き後の支援制度である成年後見制度の相談や啓発、市民後見人等の養成・支援を行っています。

「障害等のある人への調査」では、成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、「成年後見制度を理解するための周知・啓発」の回答が多く、後見人等にやってほしいことでは、「生活・医療等に関する契約や手続き」、「福祉サービスの契約や手続き」、「預貯金等の管理・解約」の回答が多くなっています。

平成28年度に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村において基本計画の策定が努力義務とされています。障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた検討や成年後見制度の情報提供、市民後見人の養成、「権利擁護センターふちゅう」の周知・支援を図る必要があります。

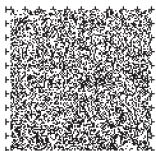
（４）情報提供と相談支援機能の充実

① 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援

市内では、4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）が連携して相談支援を行っています。しかし、各地域生活支援センターの市の相談支援体制全体の中の位置づけや、児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズに対応できる体制が構築できていないといった課題があります。

市内の相談支援体制の現状を踏まえ、府中市障害者等地域自立支援協議会の相談支援部会では、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けて、必要な機能と運営体制について検討、答申が行われました。

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策として「各種相談事業を充実すること」が4割を超えて最も多くなっています。「障害者福祉団体調査」では、市の相談体制について当事者による相談、休日や緊急時にも対応できること、専門性、他分野との連携、切れ目のない相談等が望まれています。



国の基本指針では、新たな成果目標として「相談支援体制の充実・強化等」が設けられたことも踏まえながら、ライフステージ全体を包括した一体的な相談支援体制を構築するために、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を充実・強化し、障害のある人の意思決定を支援していくことが必要です。一方、障害のある人が身近な地域で困りごとを相談できる環境について、関係機関や地域と連携を図りながら検討していく必要があります。

② 情報提供体制の充実

「障害等のある人への調査」では、悩みや困りごとの相談先における障害福祉に関する公的機関への相談は1割前後にとどまっており、市内の相談機関の認知度では、地域生活支援センターは5割弱が知っているものの、4割は知らない状況があります。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、障害福祉サービスの満足度で「不満」と回答した人の理由として、「サービスの情報が入手しにくい」が4割台となっています。

公的な相談支援機関、障害福祉サービス、制度等、障害のある人が必要とする情報を入手できる情報提供の在り方や情報にアクセスしやすい環境について検討を進める必要があります。

(5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

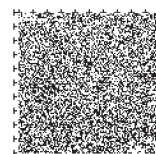
① 地域生活を支えるサービスの充実

市内の手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も増加しています。

障害福祉サービスの満足度で「不満」と回答した人は、「障害等のある人への調査」では2割、「子どもの育ちや発達に関する調査」では3割となっています。また、不満の理由は、「障害等のある人への調査」では、緊急時の利用、希望どおりの内容のサービスが利用できない、希望する日時に利用できないが3割台後半、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、希望する事業所や施設が見つからない、緊急時に利用できないが4割台であり、希望にあったサービス利用ができていない人がいることが分かります。

「障害福祉サービス事業所調査」においても、人材確保・育成、収益確保等の観点から事業者側として必要と感じているが実施できていない事業があるとの回答があります。

今後も増加が見込まれるニーズに対応するために、引き続き、サービス提供事業者との連携体制、事業者主体の連絡会への支援等事業者への支援の検討や、障害特性や希望を踏まえながら障害福祉サービス提供体制の充実を進める必要があります。



② 安心して生活できる環境づくり

市では、重点施策として令和3年度までに190人分の定員確保を目標に、地域生活の基盤となるグループホームの整備を進めており、平成29年度までに185人分の定員を確保しています。一方で、障害者支援施設に入所している人の地域移行については、令和2年度末までの目標数の達成には至っていない状況です。

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策について、精神障害者の4割が「障害者が住宅を確保しやすくなるよう図ることを」、知的障害者の5割が「グループホームを充実すること」を希望しています。

障害者支援施設に入所している人及び精神科病院に入院している人の地域移行や、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えるとともに、安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続き、グループホームの充実や、地域移行支援・地域定着支援の事業所確保・利用促進、自立生活援助の利用促進が必要です。また、府中市障害者等地域自立支援協議会の相談・くらしの部会で検討を行っている「地域生活支援拠点等」の整備、障害のある人が住まいを借りやすくする仕組み等の検討も必要です。

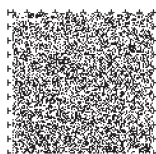
③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

精神疾患による入院患者は1年以上の長期入院者が多いこと、また、精神病床からの退院者の約4割が1年以内に再入院しており、精神障害者の多くが必要な地域サービスを十分利用できていないことから、国は、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行の推進と地域で継続して生活できる体制である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を掲げています。体制の構築に向けて、国は、各圏域・市町村に、令和3年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを求めています。

本市では、令和2年度中に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する予定となっているため、今後は協議の場を開催しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を進めていく必要があります。

④ 災害時の支援体制の構築と避難所の確保

「障害等のある人への調査」では、知的障害者の5割は地震や災害等の緊急時に、一人で避難することが「できない」と回答しており、災害時に「避難を助けてくれるような人はいない」と回答した人は全体では1割ですが、精神障害者は2割となっています。災害時要援護者登録についての情報発信や、登録対象外の人への安否確認や避難行動支援についても検討することが考えられます。



「障害等のある人への調査」及び「子どもの育ちや発達に関する調査」共に、災害時に困ること・不安なことは「大勢の中での避難所生活に不安がある」が最も多く、「障害者福祉団体調査」においても避難所についての意見が多く寄せられました。障害特性に応じた配慮が受けられるよう避難所におけるマニュアル等の整備や、障害のある人対応の専門職員の配置等の検討が考えられます。

「障害福祉サービス事業者調査」では、災害時に協力できることとして、在宅サービス利用者の安否確認や在宅の災害時要援護者の避難支援、施設を福祉避難所として活用することも挙げています。

福祉避難所については、市では福祉施設や特別支援学校等と協定を締結しています。市内における新たな福祉避難所の確保等、協定先と災害時の対応について検討を深めるとともに、施設・事業者との災害時の協力体制の構築が必要です。

⑤ 感染症対策の推進

新型コロナウイルスの感染拡大では、障害福祉サービスだけでなく、対面による支援を行う多様な福祉サービスにおいて、支援実施の難しさや感染拡大防止の取組による負担の増加等様々な課題が浮かび上がりました。そして、感染拡大防止のため、一人一人の基本的感染対策を踏まえた、日常生活の各場面で、「新しい生活様式」が定着しつつあります。

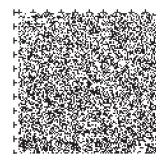
必要な人に必要な支援やサービスが届くように、福祉分野における「新しい生活様式」に対する考え方や情報提供の在り方、感染症対策におけるICT（情報通信技術）機器導入の支援等、障害者福祉団体や福祉施設・福祉サービス提供事業所への支援方法について検討する必要があります。

（6）障害のある児童への支援の充実

① 多様な学びの場の整備

「障害者福祉団体調査」では、障害のある人への合理的配慮で特に必要なこととして、インクルーシブ教育システムについての意見が出ているほか、「子どもの育ちや発達に関する調査」の自由意見においても、幼稚園・保育園、学校から障害のある人と共に過ごすことや障害についての教育への希望が寄せられています。

特別支援教育は、障害のある児童の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。



共生社会の実現に向けて、障害のある児童と障害のない児童が可能な限り同じ場で共に学ぶ仕組みを構築するとともに、障害のある児童の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組み（インクルーシブ教育システム）を整備することが必要です。

② 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築

市では、発達に関する相談件数の増加、多様なニーズへの対応、関係機関の連携の課題等から、府中市障害者等地域自立支援協議会にて児童発達支援センターの必要な機能等に関する検討が行われ、令和2年4月に「府中市児童発達支援センター（仮称）整備基本計画」を策定しています。

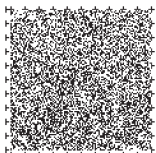
「子どもの育ちや発達に関する調査」では、子どもの育ちや発達について初めて気になった時期は、就学前が多くを占めています。充実を望む施策では「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」、ライフステージに応じた支援として希望することでは、「お子さんに関わる教育、保健、医療、福祉等、関係機関の連携が強化されること」が多くなっています。

児童発達支援センターは、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない相談・支援、家族への支援、児童に関わる関係機関とのネットワーク強化や市民への意識啓発等の役割があります。児童発達支援センターの整備を進めるとともに、児童発達支援センターを中心とした切れ目のない支援体制の構築が必要です。

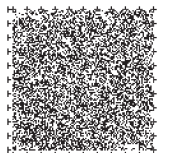
③ 障害児通所支援等の充実

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、障害児通所支援等のサービスの利用意向について、「利用したいが事業所に空きがない」と「利用したい事業所がない」、「今後、利用したい」を合わせた割合は、『日中一時支援』、『移動支援』、『放課後等デイサービス』で3割を超えており、特に充実が望まれています。

障害のある児童とその家族のニーズを踏まえながら、障害児通所支援等の生活を支えるサービスを充実する必要があります。



第3章 計画の基本的考え方



第3章 計画の基本的考え方

1 計画の理念と考え方

(1) 計画の理念

本市では、障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」を改定することとなりました。

「自立（自律）」とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす市民として、その人らしく生活をすることを目指したサービスの構築と、合理的配慮の提供が必要です。また、地域で暮らす全ての人々が、障害があってもなくても、相互に人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域社会を実現することが重要です。特に、障害のある人がその人の力をいかして働ける社会を実現することが強く求められているところです。

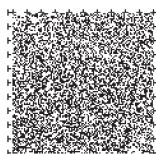
また、本計画は、障害のある人のためだけのものではなく、全ての市民にとっても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、全ての障害のある人が安心して暮らせるまちは、全ての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

全ての障害のある人のための計画づくりは、全ての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

これらの考え方を踏まえ、本計画の目指すべき基本理念と基本視点を次のように位置付けます。

**障害のある人もない人も、
お互いに尊重し合い、市民全てが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現**



(2) 計画の考え方

計画の考え方は次のとおりとします。

○視点1 全ての市民のための計画

障害のある人に地域生活に必要なサービスや支援等が提供されることでその人らしい生活ができることが、全ての市民が安心して暮らし続けることができる環境づくりにつながります。

本計画は、障害に対する全てのバリアを取り除き、より多くの市民の理解と近隣からの自然なサポートが得られるように、全ての市民に投げ掛けるものとします。

○視点2 全ての障害のある人を対象とした計画

障害のある人が安心して地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、住み慣れた地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

また、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害等日常生活に様々な困難のある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人等への支援体制の整備が求められています。

本計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、全ての障害のある人が地域生活に必要なサービスや支援等を受けられることを目指すものです。

○視点3 全ての市民がつながり合い、支え合う地域社会の実現

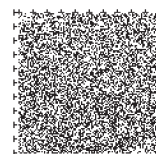
本計画では、従来の「支え手」「受け手」という関係を超えて、障害があってもなくても、全ての市民がつながり合い、支え合う地域社会の実現を目指します。

これにより、市民一人一人が、生活における楽しみや生きがいを見いだし、様々な困難を抱えた場合でも孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会を実現します。

○視点4 全ての施策における障害のある人への配慮

これまで、障害のある人へのサービスのほとんどが、障害者福祉施策として提供されてきましたが、障害のある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多くあります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していくことが必要です。

全ての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。



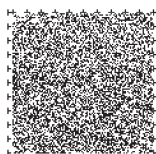
○視点5 障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援

地域で暮らす障害のある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障害のある人の家族の負担は大きく、将来の見通しに対する不安を抱えている家族も少なくありません。病院や入所施設からの地域生活への移行の推進においては、家族に頼らなくても障害のある人が安心して地域生活を送れるような仕組みづくりを目指します。

○視点6 サービスの質と量の確保

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。

障害者総合支援法では、サービスの量の見込みにとどまらず、提供体制の確保に係る目標等を必ず定めることとされたため、本市のこれまでのサービス水準を維持しつつ、障害のある人が必要なサービスを受けることができる提供体制を確保していきます。



2 計画の基本目標

「障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、次の6つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

- ・障害のある人への理解を広め、ノーマライゼーションを推進します。
- ・移動や公共機関利用時の不便の解消に努めます。
- ・障害のある人の地域での交流活動を促進するとともに、協働による地域における見守り・支え合い活動を促進します。
- ・障害者福祉団体の活動を支援するとともに、連携して事業を推進します。
- ・事業者主体の連絡会の設置支援及びサービス提供に携わる事業所・人材の育成を行います。

【取り組む方針】

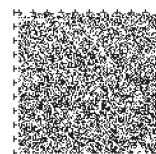
- 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発
- バリアフリーの推進
- 地域における見守り・支え合いの推進
- 障害者福祉団体の活動支援及び協働
- 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

(2) 障害のある人の社会参加の推進

- ・地域交流及び地域活動への参加を推進します。
- ・誰もが生涯学習・文化芸術活動・スポーツに参加したり、親しんだりできるように、場や機会を充実させます。
- ・障害のある人の一般就労への支援及び定着を図ります。
- ・作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、就労に向けた相談・支援体制を充実させます。

【取り組む方針】

- 地域活動及び社会活動への参加促進
- 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保
- 就労への支援



(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・ 障害を理由とする差別の解消を推進するため、市民・事業者に対する意識啓発・情報提供を行います。
- ・ 虐待に関する相談窓口を設置し、家庭、施設及び職場における障害のある人に対する虐待を防ぎます。
- ・ 障害のある人の権利が擁護されるような体制を充実させます。
- ・ 障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、成年後見制度の周知、利用促進を行います。

【取り組む方針】

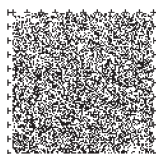
- 障害のある人に対する差別の解消の推進
- 虐待防止
- 権利擁護の推進

(4) 情報提供と相談支援機能の充実

- ・ 困難を抱える人・世帯が支援につながるができるよう相談支援ネットワークを構築します。
- ・ 障害のある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能を充実させます。
- ・ 多様な情報提供の仕組みを充実するとともに、コミュニケーション手段の確保を促進します。

【取り組む方針】

- 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援
- 情報提供体制の充実



(5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

- 障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるように、地域生活を支えるサービスの充実や、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- 精神障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
- 災害時の安全・安心が確保できるように避難行動要支援者の支援体制を構築するとともに、災害時における福祉避難所の確保を行います。
- 感染症対策において、多様な媒体を活用した情報提供、障害者団体や障害福祉サービス提供事業所のICT（情報通信技術）機器の活用に向けた支援を検討します。

【取り組む方針】

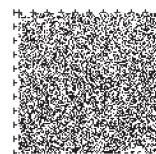
- 地域生活を支えるサービスの充実
- 安心して生活できる環境づくり
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討
- 災害時の支援体制の構築と福祉避難所の確保
- 感染症対策の推進

(6) 障害のある児童への支援の充実

- 障害のある児童と障害のない児童が可能な限り共に教育を受けられる多様な学びの場を整備します。
- 障害のある児童の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、特別支援教室及び通級指導学級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めます。
- 障害の状況に応じて、乳幼児期からライフステージを見通した切れ目のない支援を目指します。
- 障害のある児童が必要なサービスを利用できるように、障害児通所支援等のサービスを確保します。

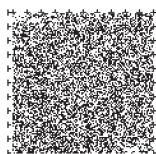
【取り組む方針】

- インクルーシブ教育システムの構築
- 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築
- 障害児通所支援等の充実

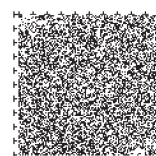


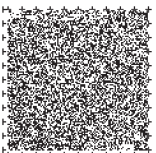
3 計画の体系

基本目標	方針	施策
1 協働・連携で進める 地域共生のまちづくり の推進	(1)市民へのノーマライゼーションに 関する意識啓発	①障害理解・意識啓発の推進 重点
	(2)バリアフリーの推進	①移動のバリアフリー化の推進 ②だれでもトイレの整備拡充 ③福祉のまちづくり条例の取組の推進
	(3)地域における見守り・支え合い の推進	①地域での交流・活動の促進 ②地域の福祉人材の確保 ③機関・施設・団体間の連携支援 ④団体・機関のネットワーク化 ⑤障害者施設の地域への開放
	(4)障害者福祉団体の活動支援 及び協働	①自主活動への支援
	(5)障害福祉サービス事業所への 支援及び協働	①ネットワークの構築 ②障害福祉サービス事業所への支援及び協働
2 障害のある人の社会 参加の推進	(1)地域活動及び社会活動への 参加促進	①地域交流の促進 ②外出時の支援の充実 ③障害のある人の参加による多様な計画の推進
	(2)生涯学習・文化芸術活動・ スポーツの機会の確保	①生涯学習の充実 ②文化芸術活動への参加促進 ③スポーツ機会の充実
	(3)就労への支援	①各機関の連携の一層の強化 重点 ②就労支援事業の強化 重点 ③作業所などの就労機能の強化 ④障害者活躍推進計画の策定と推進
3 差別の解消、権利擁 護の推進及び虐待の 防止	(1)障害のある人に対する差別の 解消の推進	①差別の解消へ向けた取組の強化 重点
	(2)虐待防止	①障害のある人に対する虐待の防止
	(3)権利擁護の推進	①権利擁護の推進 重点
4 情報提供と相談支援 機能の充実	(1)相談支援機能の充実・強化、 意思決定支援	①基幹相談支援センターを中核とした相談支援 ネットワークの構築 重点 ②相談機能の充実及び意思決定支援 ③多機関協働の包括的な相談支援体制の構築 ④ピアカウンセリングの充実
	(2)情報提供体制の充実	①総合的な情報提供体制の充実 ②情報へのアクセスの支援 ③コミュニケーションの円滑化の促進 ④利用しやすいサービス情報の提供

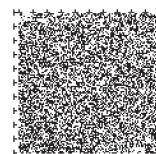


基本目標	方針	施策
<p>5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進</p>	<p>(1)地域生活を支えるサービスの充実</p>	<p>①ホームヘルプサービスの充実 ②日中活動の場の充実 ③福祉機器の活用による自立支援の促進 ④移動・移送サービスの充実 ⑤高齢者・介護保険サービスとの連携の強化 ⑥健康づくりへの支援 ⑦介護者への支援</p>
	<p>(2)安心して生活できる環境づくり</p>	<p>①地域生活支援拠点等の運営 重点 ②住まいを選択する機会の確保 ③地域での住まいの確保 ④民間賃貸住宅への入居支援 ⑤地域生活への移行と定着 ⑥経済的支援体制の強化 ⑦防犯対策</p>
	<p>(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討</p>	<p>①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討</p>
	<p>(4)災害時の支援体制の構築と福祉避難所の確保</p>	<p>①避難行動要支援者支援 ②福祉避難所の確保</p>
	<p>(5)感染症対策の推進</p>	<p>①感染症対策の推進</p>
<p>6 障害のある児童への支援の充実</p>	<p>(1)インクルーシブ教育システムの構築</p>	<p>①障害等への理解・啓発の促進 ②教育相談の充実 ③学校教育の充実</p>
	<p>(2)乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築</p>	<p>①福祉型児童発達支援センターの整備・運営 重点 ②ちゅうファイルの活用 ③障害の早期把握・早期対応 ④保育サービスの充実 ⑤保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化 ⑥家族等への支援</p>
	<p>(3)障害児通所支援等の充実</p>	<p>①障害児通所支援等の充実 ②放課後対策</p>





第4章 重点施策



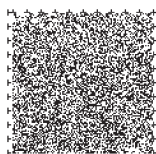
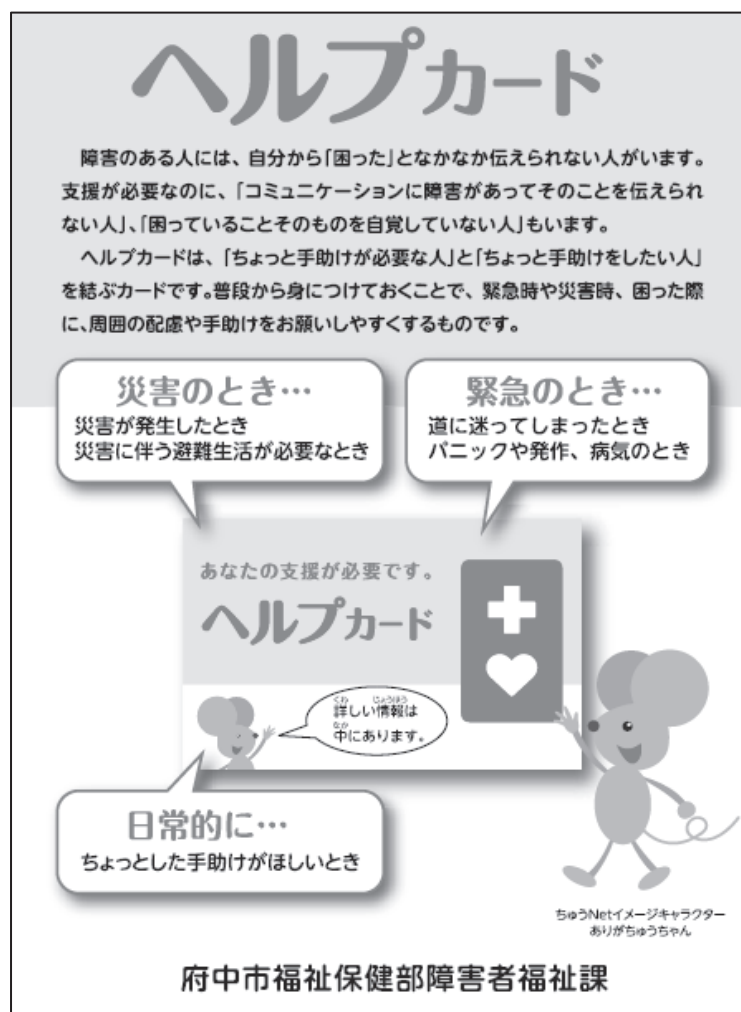
第4章 重点施策

【基本目標1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進】の重点施策

1 障害理解・意識啓発の推進（基本目標1-(1)-①）

障害に関する知識や障害のある人に対する理解を深めるために、リーフレット等を活用しながら、市民・民間事業者への意識啓発に取り組みます。また、WaiWai フェスティバル等の様々なイベントや機会を通じて、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着や地域の見守り・支え合いの担い手の確保・育成を推進します。

図表4-1 ヘルプカード周知リーフレット表紙



【基本目標2 障害のある人の社会参加の推進】の重点施策

2 各機関の連携の一層の強化（基本目標2-（3）-①）

就労支援事業所と市、学校、ハローワーク等が連携し、障害のある人の一般就労に向けた支援の充実を図ります。また、障害のある人の雇用、職場での理解等について、各機関の連携を通して、一般企業や公的機関等に働き掛けを行います。

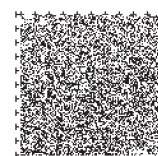
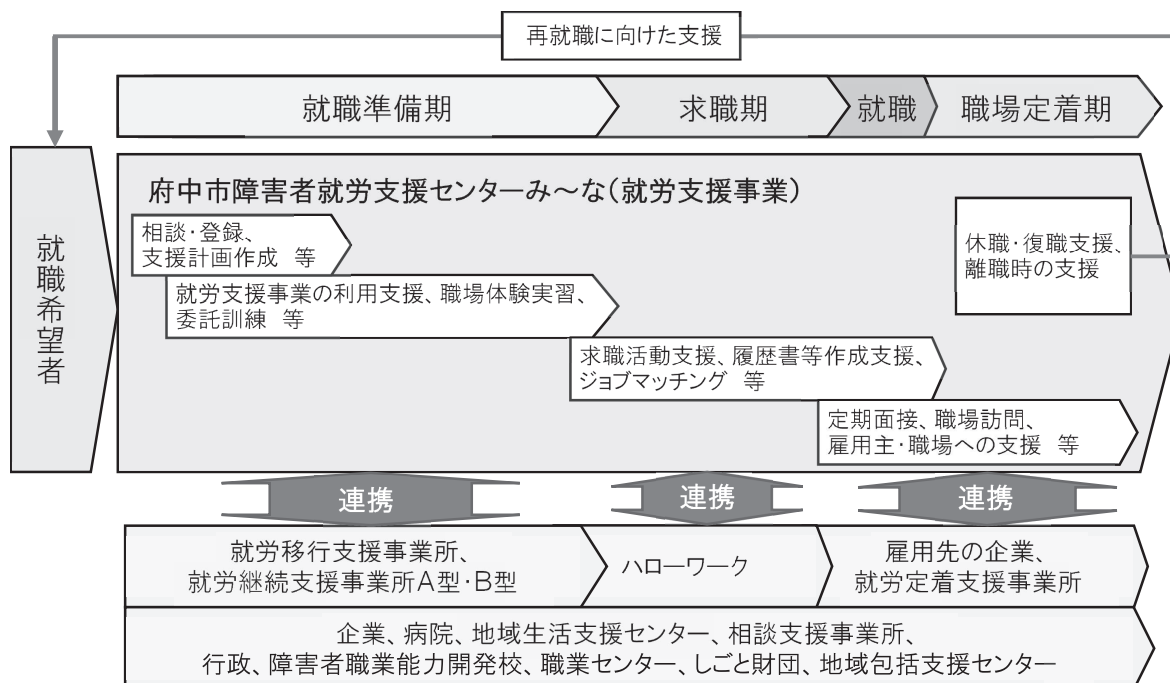
3 就労支援事業の強化（基本目標2-（3）-②）

障害のある人の一般就労への移行、定着を推進するために、就労に関する相談や就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う就労支援事業の強化を図ります。

就労支援事業の強化に当たっては、就労支援事業を実施する「府中市障害者就労支援センターみ～な」の人員拡充や継続的に専門職員を育成できる体制の構築の検討を行います。

また、精神障害のある人に特化した就労相談や就労支援について、人員配置等支援体制を強化します。

図表4-2 「府中市障害者就労支援センターみ～な」を中心とした就労支援の流れ



4 差別の解消へ向けた取組の強化

(基本目標3-(1)-①)

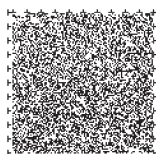
府中市障害者差別解消支援地域協議会を設置及び運営することにより、具体的な事例や啓発活動について検討します。

また、民間事業者に対しては、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の必要性について、周知を図ります。

5 権利擁護の推進 (基本目標3-(3)-①)

判断能力が不十分な障害のある人が、安心して地域で暮らし続けられるよう、「権利擁護センターふちゅう」にて実施する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の利用支援といった権利擁護の取組を推進します。

また、障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据えて、一層の成年後見制度の利用や周知を図るために、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に成年後見制度利用促進法第14条に基づく成年後見制度利用促進基本計画の内容を盛り込みます。



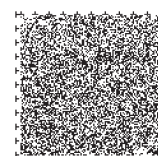
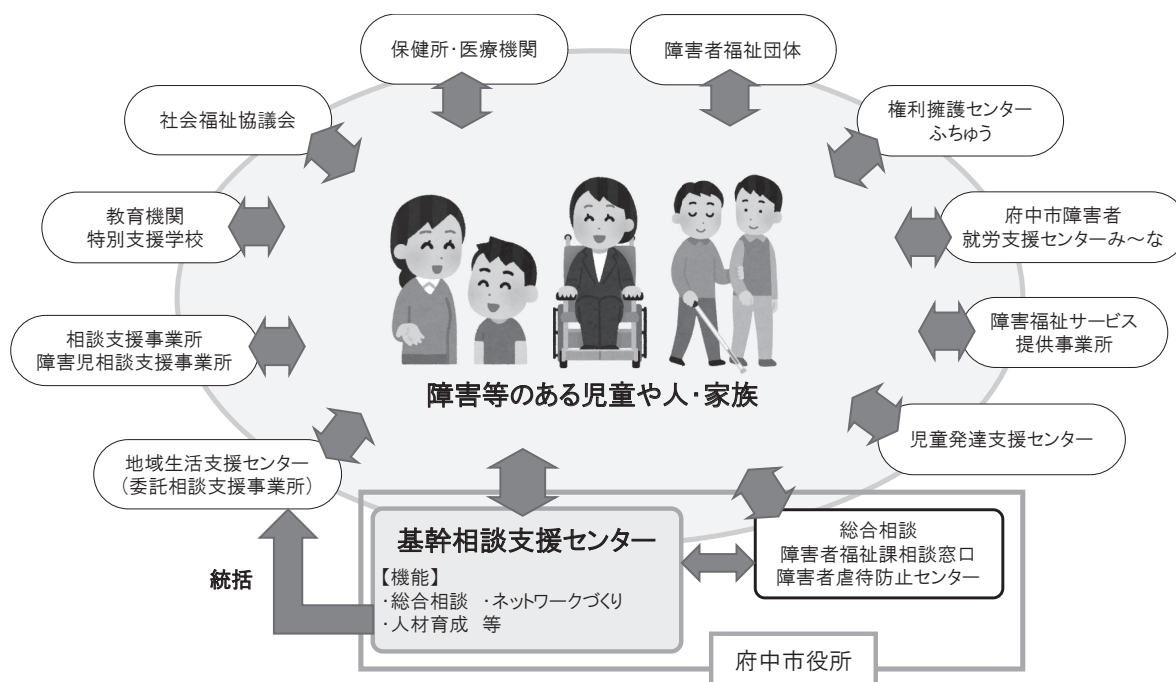
【基本目標4 情報提供と相談支援機能の充実】の重点施策

6 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築（基本目標4-（1）-①）

市内における相談支援体制の強化を図るために、「基幹相談支援センター」を中核とした相談支援ネットワークを構築します。

基幹相談支援センターは機能として、総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等を持つとともに、市内4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）を統括する相談機関の相談先としての機能を持ちます。

図表4-3 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワーク

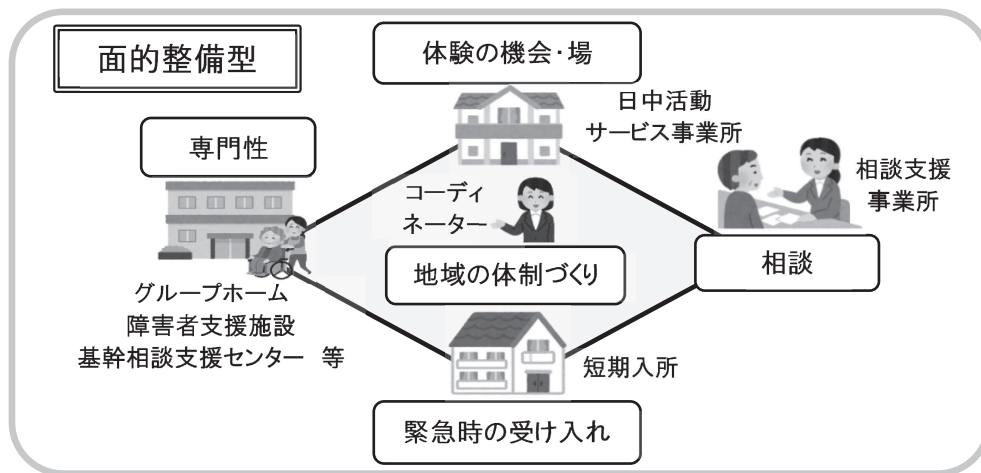


7 地域生活支援拠点等の運営（基本目標5-（2）-①）

本市では、障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う、面的整備型[※]の地域生活支援拠点等を令和3年度から運営します。

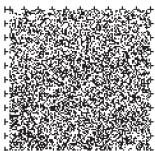
今後は、障害福祉サービス提供事業所等との連携強化や機能への協力を呼び掛けながら、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

図表4-4 面的整備型による地域生活支援拠点等のイメージ



※ 地域生活支援拠点等には多機能拠点整備型と面的整備型があります。

出典：厚生労働省「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議（平成28年12月12日）」資料より作成



【基本目標6 障害のある児童への支援の充実】の重点施策

8 福祉型児童発達支援センターの整備

(基本目標6-(2)-①)

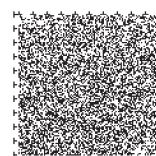
市内の障害のある児童の発達支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を提供するため、市内の児童発達支援の中核施設として、令和6年4月の開所に向けて「府中市児童発達支援センター（仮称）」を整備します。

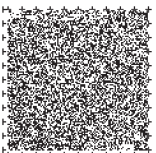
子ども発達支援センターあゆの子が持つ児童発達支援に関わる機能を集約し、サービス提供体制を強化するとともに、「府中市児童発達支援センター（仮称）」を中心とした関係機関の連携体制を構築します。

図表4-5 児童発達支援センターの機能

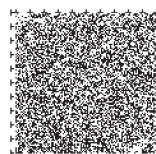
相談支援	療育支援	家族・地域支援
<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・発達相談(発達検査含む) ・障害児相談支援・計画相談支援 ・関係機関との連携(ライフステージを通じた支援) 	<ul style="list-style-type: none"> <未就学> ・通園(児童発達支援) ・グループ療育 ・個別指導 <学齢期> ・個別指導 	<ul style="list-style-type: none"> <家族支援> ・保育所等訪問支援 ・きょうだい預かり ・研修・教育 <地域支援> ・関係機関の支援 ・ネットワーク形成

出典：府中市児童発達支援センター（仮称）整備基本計画





第5章 計画の基本目標に向けた取組



第5章 計画の基本目標に向けた取組

基本目標1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

障害のある人もない人も、同じ地域で暮らす市民として、お互いの個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域共生社会を実現するために、市民のノーマライゼーションの理念の理解や障害のある人の地域での交流活動、地域の見守り・支え合いを進めます。

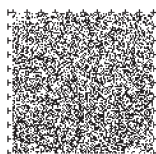
また、障害のある人を含む全ての市民と団体、関係機関、行政との協働・連携の体制を推進するとともに、団体や関係機関への支援や人材育成を進めます。

(1) 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

あらゆる機会や場を通じて、全ての市民に障害に関する知識や障害のある人への理解を広め、お互いの個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域共生社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の普及を推進します。

① 障害理解・意識啓発の推進 【重点】

事業名	内 容
1. 障害者(児)福祉啓発事業(WaiWaiフェスティバル)(地域生活支援事業)	・ 感染症等の状況を考慮しながら、障害者週間(12月3日~12月9日)に合わせるなど、障害等について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人とない人が同じ体験を通じて交流や協働の場を設けます。
2. 障害者軽スポーツ大会	・ 障害のある人とボランティアや市民との交流を通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を目的とした障害者軽スポーツ大会を感染症等の状況を踏まえた上で開催します。開催が難しい場合は、別の実施形態での開催を検討します。
3. その他の福祉啓発	・ 関係活動団体の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民が交流を深めるため、府中市社会福祉協議会を始めとする各種団体のイベントを支援します。 ・ 障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。
4. 障害のある人への理解・啓発事業	・ 障害に関する認識と障害のある人に対する理解を深めるため、福祉まつりなど様々な機会を利用して、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。



事業名	内 容
5. 「障害のある人」の 表記方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> 市の発行物等の中で「障害者」・「障害のある人」と表記する際には「障がい」を用いるなど、表記方法について検討します。

(2) バリアフリーの推進

府中市福祉のまちづくり条例に基づいて、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らせるよう、公共施設や公共交通施設等の利用における移動を含む物理的なバリアフリーを始めとして、社会参加・社会参画の際の制度のバリアフリー、必要とする情報を入手できる情報のバリアフリー、障害のある人等への理解・意識醸成等の心のバリアフリーを行います。

① 移動のバリアフリー化の推進

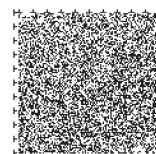
事業名	内 容
6. 移動ルートの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民が日常多く利用する歩道がある幹線道路等をバリアフリー化する道路として捉え移動ルートの整備を促進します。
7. バリアフリー情報の 提供	<ul style="list-style-type: none"> ホームページなどで、公共施設、鉄道駅、公園についてバリアフリーの整備状況について情報提供します。 バリアフリーマップを通して、バリアフリー情報を提供します。
8. 交通事業者との連携 強化	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人等移動の困難な方の利便性を向上するため、駅舎や駅構内、バス停、駅前広場などの整備について、交通事業者との連携を強化します。

② だれでもトイレの整備拡充

事業名	内 容
9. だれでもトイレの整備 拡充	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、だれでもトイレの整備を拡充します。

③ 福祉のまちづくり条例の取組の推進

事業名	内 容
10. 「府中市福祉のまちづ くり条例」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「府中市福祉のまちづくり条例」に則し、障害のある人が円滑に利用できるようにするための整備を推進します。



(3) 地域における見守り・支え合いの推進

障害のある人が地域の一員として、地域での交流・活動に参加できるように地域交流・地域活動や活動グループへの支援を行います。

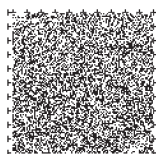
また、協働による地域における見守り・支え合い活動を促進するために、担い手となるボランティアの育成など地域の福祉人材の確保に努めるとともに、行政・関係機関・施設・団体のネットワーク化を図ります。

① 地域での交流・活動の促進

事業名	内 容
11. 障害のある人の地域 参加・地域交流の促進 【新規】	・ 障害のある人が地域の一員として地域に参加することを促進するため市民主体の地域交流・地域活動を支援します。
12. ボランティアなどによる 地域サービスへの支援	・ 障害のある人の地域交流・日中活動を促進するため、ボランティアなど、地域活動グループへの支援を拡充します。

② 地域の福祉人材の確保

事業名	内 容
13. 多様な人材の育成・ 確保	・ 府中ボランティアセンターを始め、退職者や子育て経験者などの多様な経験や知識・技術を社会的財産（社会資源）として、その効果的な活用を図ります。
14. 障害のある人の技能等 の活用	・ 芸術、文化、スポーツ等の分野で優れた知識、経験、技能等のある障害のある人を各種講座の講師として活用します。
15. ボランティアの育成	・ 府中ボランティアセンターを中心に、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。 ・ 学校教育などの場でボランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア活動の広がりを促進します。



③ 機関・施設・団体間の連携支援

事業名	内 容
16. 関係機関・施設・団体間のネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 複数の機関の連携による効果的な支援を行うため、市・関係機関・施設・団体間のネットワークを構築します。

④ 団体・機関のネットワーク化

事業名	内 容
17. 団体・機関のネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 府中市障害者等地域自立支援協議会を運営し、障害のある人や家族、支援団体、社会福祉法人などと行政が共に福祉施策の在り方などについて考え、相互に支援・交流を図ることができるようネットワークを構築します。

⑤ 障害者施設の地域への開放

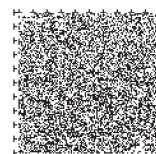
事業名	内 容
18. 施設と地域活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> 障害者施設が地域活動へ積極的に参加することにより、市民の障害に対する理解を深めるとともに、施設を地域に開放するなど、地域における社会資源としての活用を促進します。

(4) 障害者福祉団体の活動支援及び協働

当事者団体や家族会等の障害者福祉団体の活動は、障害のある人やその家族への支援だけでなく、広く市民への障害に対する意識啓発を行っています。障害者福祉団体の活動を支援するとともに、障害者福祉団体との協働・連携の体制を推進します。

① 自主活動への支援

事業名	内 容
19. 自主グループ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ピアカウンセラーや地域福祉専門員等の人材を派遣し、障害のある人が行う自主グループ活動への支援を行います。
20. 当事者団体・家族会の活動への支援、協働	<ul style="list-style-type: none"> 当事者や家族が相互に情報交換を行い、地域福祉に貢献できるよう、当事者団体や家族会の主体的な活動を支援します。 当事者団体・家族会と市が協働で事業を実施するとともに、施策についての提案を行う等の協働の体制を整備します。



(5) 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

事業所が抱える課題の共有や解決に向けて、事業者主体の連絡会の設置支援を行うとともに、サービス提供に携わる事業所や人材の育成、事業所との協働による人材確保に向けた方策を検討します。

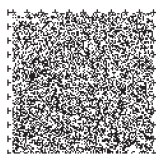
また、サービス提供事業所に対して、福祉サービス第三者評価制度の受審を促し、サービスの質の確保に努めます。

① ネットワークの構築

事業名	内 容
21. 事業者主体の連絡会の 設置支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業者間で課題を共有するとともに、市から事業者への情報提供・指導を行うことで市内事業者のサービスの質の平準化を目指します。

② 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

事業名	内 容
22. サービス提供に携わる 事業所の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動している様々な団体やNPO法人等を障害福祉サービス提供事業所として育成するなど、サービス提供事業所の育成を図ります。
23. サービス提供に携わる 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や児童などの各種福祉分野に携わる人材等に対し障害分野の理解を深める研修を実施するとともに、移動支援・意思疎通支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります。
24. サービス提供に携わる 人材の確保に向けた協 働による方策の検討 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス提供に携わる人材の確保に向けて、障害福祉サービス事業所と市が協働して方策の検討を行います。
25. 福祉サービス第三者 評価制度の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業所に対し、評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に有用な情報を提供します。



基本目標2 障害のある人の社会参加の推進

全ての障害のある人が、住み慣れた地域で自立し、一人一人の個性や力をいかしながら暮らししていくためには、社会参加や自己実現の手段・機会の確保、就労への支援が重要です。

まず、障害のある人が地域の一員として交流すること、地域活動・社会活動へ参加することを促進します。次に、障害のある人の生涯学習の機会や文化芸術活動・スポーツ活動の参加を促進します。最後に、障害のある人一人一人が持つ力をいかして働けるよう、関係機関と連携を図りながら就労への支援を推進します。

(1) 地域活動及び社会活動への参加促進

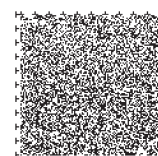
イベント等の開催を通じて、障害のある人と地域の人との交流を推進するとともに、地域活動・社会活動への参加手段として、移動・移送支援の充実を図ります。また、本市で策定する各種計画の推進において、障害のある人の参加を進めます。

① 地域交流の促進

事業名	内 容
26. 障害者(児)福祉啓発事業(WaiWaiフェスティバル)(地域生活支援事業)【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症等の状況を考慮しながら、障害者週間(12月3日~12月9日)に合わせるなど、障害等について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人とない人が同じ体験を通じて交流や協働の場を設けます。
27. その他の福祉啓発【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 関係活動団体の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民が交流を深めるため、府中市社会福祉協議会を始めとする各種団体のイベントを支援します。 障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。

② 外出時の支援の充実

事業名	内 容
28. 移動・移送サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の地域活動、社会活動への参加を促進するために移動・移送サービスの充実を図ります。



③ 障害のある人の参加による多様な計画の推進

事業名	内 容
29. 多様な計画の点検評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が障害者計画を始めとして、障害者福祉に関連する多様な市の計画に関し、提言や点検・評価に参加する機会の確保に努めます。

(2) 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

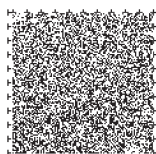
一人一人の障害特性に応じた情報提供や講座の実施等、障害のある人の一生涯を通じた学習の場や機会の充実を図ります。また、障害のある人が文化芸術活動・スポーツに参加したり、親しんだりできるように、場や機会、環境の整備に努めます。

① 生涯学習の充実

事業名	内 容
30. 生涯学習の場や機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットなどを通じた情報の取得や発信などができるよう、障害に応じたパソコン講習会を実施します。 ・ 知的障害のある人が、地域でより有意義で充実した生活をするために、ボランティアとともに自立や表現の力を身に付ける活動などを学ぶ場として、成人を対象とした「あすなる学級」のほか、児童・生徒を対象とした学習支援事業を実施します。 ・ 障害のある人が生涯学習センター等で実施している各種講座に参加しやすいように配慮に努めます。

② 文化芸術活動への参加促進

事業名	内 容
31. 誰もが参加できる活動や体験、鑑賞活動の拡充【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全世代の市民を対象としたイベントとして毎年開催している「市民文化の日」を継続実施し、文化芸術を体験できる機会を提供します。 ・ 施設管理者と連携し、年齢・性別・国籍・ライフスタイルの違い、障害の有無などにかかわらず、それぞれの興味や関心に応じて、多様な文化・芸術を身近に楽しめるよう、バリアフリーやユニバーサル対応、多言語対応等、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。



③ スポーツ機会の充実

事業名	内 容
32. スポーツに親しむ機会 の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人とボランティアや市民との交流を通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を目的とした障害者軽スポーツ大会を開催します。 ・ 郷土の森総合プールを開放し、障害のある人が水に親しむ機会を提供するとともに、健康の増進を図ります。 ・ 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、障害者団体などに指導員を派遣します。

(3) 就労への支援

関係機関と連携を図りながら障害のある人の一般就労への支援及び就労後の定着の支援を行います。また、作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、就労に向けた相談・支援体制を充実させます。

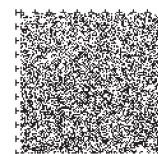
本市においては、「障害者活躍推進計画」の策定と推進を行い、障害の種別にかかわらず障害のある人の雇用と働きやすい環境の整備に努めます。

① 各機関の連携の一層の強化【重点】

事業名	内 容
33. 学校・ハローワーク などとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援事業所等と学校・ハローワーク等が連携し、一般企業や公的機関などに対して雇用を要請するなど、障害のある人の雇用促進を図ります。

② 就労支援事業の強化【重点】

事業名	内 容
34. 就労支援事業を中心と した就労支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」が実施する就労支援事業を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人一人の状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場での定着を支援します。 ・ 障害のある人に対する就労に関する情報の提供や就労支援事業の内容の広報に努めます。 ・ 精神障害に対応する就労支援相談体制を強化します。



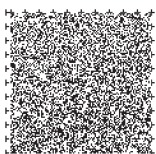
事業名	内 容
35. ジョブコーチの活用	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員などに対し、障害のある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ（現場適応支援者）を、関係機関の協力のもとに活用し、障害のある人の職場への適応及び定着を支援します。
36. 障害のある人の職域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の能力に着目した職域の拡大を推進するとともに、一般企業や公的機関などとの連携を図り、障害のある人の雇用促進を図ります。 障害者雇用に係る国・東京都の制度等を注視し、助成金等に関する企業等への情報提供を行うとともに、市が実施すべき支援策について検討を行います。
37. 就労定着支援 （自立支援給付） 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援を受けて、一般就労に移行した障害のある人に、3年間、就労の継続に必要な相談や指導等の支援を行います。

③ 作業所などの就労機能の強化

事業名	内 容
38. 就労移行支援 （自立支援給付）	<ul style="list-style-type: none"> 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。
39. 就労継続支援（A型・B型）（自立支援給付）	<ul style="list-style-type: none"> 一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
40. 作業所等経営ネットワーク支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 作業工賃の増加を目指し、作業所等において、共同して製品販路・受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワークの活動を推進します。
41. 作業所等への調達の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 障害者優先調達推進法の趣旨に則して、作業所等への市からの委託業務等を拡大するとともに、市内にある公的機関や民間の事業所での発注の促進を図ります。

④ 障害者活躍推進計画の策定と推進

事業名	内 容
42. 障害者活躍推進計画の策定と推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者活躍推進計画」を策定し、障害のある人を継続して雇用していくとともに、障害の種別等にかかわらず、働きやすく、活躍しやすい職場づくりや人事管理を推進します。



基本目標3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

平成28年度に障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が定められました。同法では、民間事業者については「合理的配慮の提供」が努力義務とされていましたが、平成30年度に東京都の障害者への理解促進及び差別解消のための条例が制定され、民間事業者も「合理的配慮の提供」が義務となっています。障害を理由とする差別の解消に向けて、市民・民間事業者への意識啓発を行います。

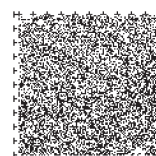
判断に支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう権利擁護体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう成年後見制度の利用促進を行います。また、障害のある人への虐待防止を推進するために、障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）での相談受付や関係機関との連携を進めます。

（1）障害のある人に対する差別の解消の推進

障害者差別解消法の施行を受けて、障害を理由とする差別の解消を推進するため、市民の障害に対する理解・啓発を進めるとともに、民間事業者に対しても意識啓発・情報提供を行います。

① 差別の解消へ向けた取組の強化【重点】

事業名	内 容
43. 障害のある人への理解・啓発事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 障害等に関する認識と障害のある人に対する理解を深めるため、福祉まつりなど様々な機会を利用して、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。
44. 民間事業者への周知【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 市内の民間事業者に向けて、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人への合理的配慮の提供について周知し、建設的な対話を促します。



(2) 虐待防止

虐待に関する相談窓口を設置するとともに、関係機関と連携しながら、家庭、施設及び職場における障害のある人に対する虐待防止に努めます。

① 障害のある人に対する虐待の防止

事業名	内 容
45. 虐待の防止	・ 障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）で障害者虐待に係る相談を行い、関係機関との連携を強化しながら、家庭や施設、職場での障害のある人に対する虐待の防止に努めます。

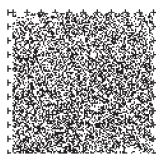
(3) 権利擁護の推進

自ら判断することに支援を必要とする人が、安心してサービスを利用しながら地域生活を続けられるよう府中市権利擁護センター事業の充実を図ります。

また、障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、成年後見制度の周知、利用促進を行います。

① 権利擁護の推進【重点】

事業名	内 容
46. 権利擁護事業の充実	・ 福祉サービスの適切な利用を支援する福祉サービス利用者総合支援事業や、判断能力が不十分な障害のある人に対して支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度の利用支援を行う府中市権利擁護センター事業を充実させます。
47. 成年後見制度の利用促進【新規】	・ 更なる成年後見制度の促進に向け、制度の普及・啓発等を図るとともに、中核機関及び協議会の設置等、地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進めます。



基本目標4 情報提供と相談支援機能の充実

全ての障害のある人がその人らしく安心して地域で暮らしていくためには、サービス等の情報提供や、身近な地域で相談できる体制が重要です。そのために、障害の特性に応じた情報提供や相談機能の充実を図ります。

(1) 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援

困難を抱える人・世帯が支援につながるができるよう、基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークを構築するとともに、全ての障害のある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能を充実させます。

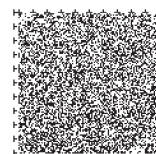
また、障害のある人の地域生活の充実のため、意思決定支援を行う指定特定相談支援事業所への支援を行います。

① 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築【重点】

事業名	内 容
48. 基幹相談支援センターの運営【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターを中核とし、総合相談、ネットワークづくり・人材育成、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着の促進を行います。
49. 地域自立支援協議会の活用	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援機能の向上のため、個別支援会議等で指摘された地域の課題を地域自立支援協議会を通じて共有し、課題解決に向けて協議します。

② 相談機能の充実及び意思決定支援

事業名	内 容
50. 委託相談支援事業所における相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事業所「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」が連携し、有機的な総合的相談体制を確立します。 障害のある人が適切なサービスを効果的に利用できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ります。 福祉サービスをうまく利用できない人や、難病のある人、高次脳機能障害・発達障害のある人に対し、積極的に相談支援を実施するとともに、サービス内容の周知を図ります。 委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保への支援を行います。



事業名	内 容
51. サービス等利用計画を 作成する事業所の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のサービス等利用計画作成への参入を促進し、全ての障害福祉サービス利用者に対し、計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう支援を推進します。
52. 相談支援専門員の 育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人のサービス利用や日常生活における意思決定に対し適切な支援を行うなど、障害のある人が地域生活を送る上での横断的な相談支援を行うことができるように、社会福祉法人、NPO法人等と連携して指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の育成・確保に努めます。
53. 委託相談支援事業所を 中心とした生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 委託相談支援事業所が中心となって、利用者への総合的な相談内容に対応する関係機関と連携し、障害のある人の生活支援体制を確立します。
54. 切れ目のない支援体制 の構築	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした乳幼児期からのライフステージを見通した支援を目指します。 ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、府中市障害者等地域自立支援協議会で検討された「ちゅうファイル（支援ファイル）」の活用を図ります。

③ 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築

事業名	内 容
55. 多機関協働の包括的な 相談支援体制の構築 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題を抱えている等、分野ごとの支援体制では、課題の解決が困難な場合には、庁内外の関係機関が協働し、包括的な支援ができる体制の構築を目指します。

④ ピアカウンセリングの充実

事業名	内 容
56. ピアカウンセリングの 充実	<ul style="list-style-type: none"> 委託相談支援事業所等で、自己の経験に基づき同じ悩みを持つ人に対して助言を行い、問題の解決を図るピアカウンセリングを実施するとともに、それに従事するピアカウンセラーの育成を支援します。



(2) 情報提供体制の充実

障害のある人が、適切なサービスの選択や様々な情報を入手することができるよう、多様な媒体を活用した情報提供の仕組みを充実させるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保を促進します。

① 総合的な情報提供体制の充実

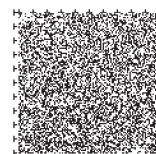
事業名	内 容
57. 分かりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> サービスの内容を分かりやすく説明した「しおり」を発行するなど、適切な情報の提供に努めます。
58. 多様な媒体を活用した情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする情報が容易に入手できるよう、市や社会福祉協議会の広報、ホームページ、音声版広報など多様な媒体を活用した情報提供を進めます。
59. 視覚障害者向けの情報発信【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 音声読み上げ機能の付いた広報紙閲覧アプリの利用を進めるとともに、ホームページ上で広報紙の全文(グラフなどは除く)を掲載します。

② 情報へのアクセスの支援

事業名	内 容
60. コミュニケーション手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> インターネットなどを通じて情報の取得や発信ができるよう、障害特性に応じた情報通信支援用具の給付やパソコン講習会の実施など、ICT（情報通信技術）の活用を支援します。

③ コミュニケーションの円滑化の促進

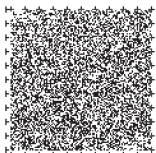
事業名	内 容
61. 意思疎通支援事業 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害又は言語障害のある人が意思疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 市の主管課窓口定期的に手話通訳者を配置することなどにより、聴覚障害又は言語障害のある人の地域生活を支援します。
62. 手話講習会 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 市民が聴覚障害者の意思疎通における困難を理解し、手話に関する知識を習得することを支援します。 手話通訳者を養成するとともに、技術水準を満たす手話通訳者の確保のため、手話通訳者認定試験を実施します。



事業名	内 容
63. 点字講習会 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が視覚障害者の日常生活における困難を理解し、点字に関する知識を習得することを支援します。 ・ 中途視覚障害者を対象に、点字技術の習得を支援します。

④ 利用しやすいサービス情報の提供

事業名	内 容
64. 福祉サービス第三者評価制度の普及・促進 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に対し、評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に有用な情報を提供します。



基本目標5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

障害のある人が安心して地域生活を送るためには、住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、施設や病院に入所・入院している人が地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

そのため、地域生活を支えるサービスの充実や地域で暮らし続けられる体制の整備、障害のある人の住まいの確保、地域における保健・医療・福祉の連携の推進、災害時の支援体制の構築等を行います。

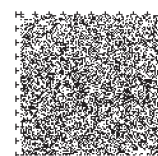
(1) 地域生活を支えるサービスの充実

障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供するとともに、サービスの質と量の確保を行います。

また、健康相談等の健康づくり支援や本人・家族が高齢になった際の高齢者福祉サービス・介護保険サービスとの連携、家族等の介護者支援を行います。

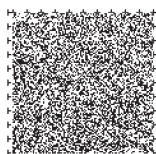
① ホームヘルプサービスの充実

事業名	内 容
65. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援（自立支援給付）	<ul style="list-style-type: none"> 身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。
66. 移動支援事業 （地域生活支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> 外出する際の支援が必要な障害のある人に、ガイドヘルプサービスを提供します。
67. 在宅の重度障害のある人に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業を実施します。
68. 訪問入浴サービス 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体障害のある人に対して、訪問により在宅で入浴サービスを提供します。



② 日中活動の場の充実

事業名	内 容
69. 生活介護 (自立支援給付)	<ul style="list-style-type: none"> 常に介護を必要とする障害のある人に、介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
70. 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型） (自立支援給付)	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の機会を提供します。
71. 就労移行支援 (自立支援給付) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。
72. 就労継続支援（A型・B型） (自立支援給付) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
73. 療養介護 (自立支援給付)	<ul style="list-style-type: none"> 医療と常時介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う療養介護を給付し、日中活動を支援します。
74. 短期入所 (自立支援給付)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人々が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します。
75. 日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所等を実施します。
76. 心身障害者福祉センターの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 今後増加が見込まれるニーズに対応するため、心身障害者福祉センターの在り方を見直し、施設・機能の充実を図ります。
77. 未利用所有地等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の住宅施策・福祉施策等における施設整備・移転等に伴い生じる未利用所有地等を有効活用できるよう要請します。
78. 地域活動支援センター事業【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行います。

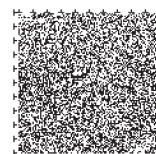


③ 福祉機器の活用による自立支援の促進

事業名	内 容
79. 補装具の交付 (自立支援給付)	<ul style="list-style-type: none"> 障害の状況に応じた適切な相談と併せ、身体機能の維持・向上を目的とする補装具を交付します。
80. 日常生活用具の給付 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 障害の状況に応じた適切な相談と併せ、日常生活の利便性の向上を目的とする日常生活用具を給付します。
81. 中等度難聴児発達支援 事業	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用による言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

④ 移動・移送サービスの充実

事業名	内 容
82. 自動車運転免許取得・ 改造助成事業 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許の取得のために要する経費の一部や、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成して、障害のある人の生活圏の拡大と日常生活の利便性の向上を支援します。
83. 車いす福祉タクシー (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 車いす福祉タクシーにより、車いす利用者などの移動を支援します。
84. 福祉タクシー (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> タクシー料金の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
85. 自動車ガソリン等費用 の助成 (地域生活支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン等燃料費の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
86. 福祉移送の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の移動を支援するため、交通事業者やNPO法人等と連携した福祉移送を支援します。
87. コミュニティバスの 運行	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスを運行し、障害のある人の移動を支援します。



⑤ 高齢者・介護保険サービスとの連携の強化

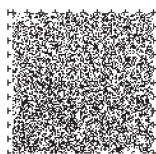
事業名	内 容
88. 高齢者・介護保険サービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルパーの派遣など、同一世帯で利用する共通の高齢者サービスや介護保険サービスと共通するものについて、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスの提供を図ります。

⑥ 健康づくりへの支援

事業名	内 容
89. 訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> 疾患等を抱えている在宅の障害のある人に対し、医師の指示に基づき、看護師等が訪問して看護サービスを提供する訪問看護の充実を国・東京都へ要請します。 かかりつけ歯科医のいない障害者、在宅療養者、摂食・えん下機能に支障がある方等に、歯科医師会の協力のもと「かかりつけ歯科医」を紹介します。
90. 健康に関する知識の普及と相談	<ul style="list-style-type: none"> 各種の健康教育、健康相談を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます。 生活習慣病等の予防のために保健・医療・福祉が連携し、必要な指導と助言を行うとともに、心身の健康に関する個別相談を実施します。

⑦ 介護者への支援

事業名	内 容
91. 短期入所 (自立支援給付) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します。
92. 日中一時支援事業 (地域生活支援事業) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所等を実施します。
93. 緊急一時保護事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の保護者や家族が病気や出産などで介護ができないとき、施設で保護し、在宅介護を支援します。 医療的ケアも含めた緊急一時保護について検討します。



(2) 安心して生活できる環境づくり

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、計画相談支援を通して本人の希望の把握に努めるとともに、グループホームの整備、公営住宅の優先枠の確保、民間賃貸住宅への入居支援を行います。また、施設や病院に入所・入院している人の地域移行・地域定着に向けて、本人の希望に沿った地域生活への支援を行います。

加えて、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会や場、緊急時対応等の機能を、既存の支援機関や施設、事業所等が分担して担う、面的整備型の地域生活支援拠点等の運営を行います。

更に、障害のある人が自立した生活を送れるよう、生活保障としての年金や手当の支給体制、医療費等の助成を国・東京都に要請します。

① 地域生活支援拠点等の運営【重点】

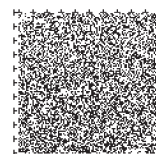
事業名	内 容
94. 地域生活支援拠点等の運営	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を有した地域生活支援拠点等を運営します。

② 住まいを選択する機会の確保

事業名	内 容
95. 相談支援専門員、サービス提供事業所への支援【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が希望する住まいを選択できるよう、相談支援専門員、サービス提供事業所等に対し、住まいの希望を継続的に把握することの必要性について研修時に情報提供を行います。

③ 地域での住まいの確保

事業名	内 容
96. 共同生活援助 (自立支援給付)	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同で生活を送る居住の場であるグループホームの整備を図ります。 入院・入所中の方の地域移行のため、グループホームの体験利用を行います。
97. 施設入所支援 (自立支援給付)	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所する障害のある人に、夜間や休日、介護等を行い、支援します。



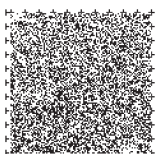
事業名	内 容
98. 自立生活援助 (自立支援給付) 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所又はグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるよう支援します。
99. 公営住宅の障害のある人の優先入居	<ul style="list-style-type: none"> 一定の戸数を障害者枠として障害のある人のいる世帯向けに別枠で募集します。
100. 重度身体障害者(児) 住宅設備改善事業	<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体障害者(児)の在宅生活を容易にするため、住宅設備改善費用を給付します。

④ 民間賃貸住宅への入居支援

事業名	内 容
101. 住宅セーフティネット 住まい相談事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、府中市居住支援協議会(市内の不動産関係団体・建築関係団体・居住支援団体・府中市で構成)が行う、要配慮者の方々に向けた住まい相談の窓口「住宅セーフティネット住まい相談」を随時開催します。
102. 民間賃貸住宅あっ旋・ 居住保証事業	<ul style="list-style-type: none"> 住宅に困窮する障害のある人の世帯に対して、府中市社会福祉協議会が民間賃貸住宅をあっ旋し、入居を支援します。 入居の際、保証人となる親族がない場合は、府中市社会福祉協議会が保証人となります。
103. 心身障害者住宅費の 助成	<ul style="list-style-type: none"> 民間の賃貸住宅を借りている障害のある人の世帯に対し、家賃助成を行い、民間賃貸住宅への入居を支援します。

⑤ 地域生活への移行と定着

事業名	内 容
104. 地域移行支援・地域 定着支援 (自立支援給付)	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している人や精神科病院に入院している人に対し、地域での生活に移行するための活動に関する相談や住まいの確保などを行い、円滑な地域生活への移行を図ります。 居宅において単身で生活している障害のある人等に、常時、連絡体制を確保し緊急時における相談や必要な支援を行い、地域生活への定着を図ります。



⑥ 経済的支援体制の強化

事業名	内 容
105. 自立支援医療・医療費 助成の充実	<ul style="list-style-type: none"> 十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成の充実を国・東京都へ要請します。
106. 年金や手当などの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の生活を保障する年金制度について、日本年金機構と連携し、正確な情報提供を行います。 障害のある人に手当を支給するとともに、精神障害のある人への拡大を国・東京都へ要請します。 難病のある人への手当を支給するとともに、支給対象について検討します。

⑦ 防犯対策

事業名	内 容
107. 緊急情報の配信	<ul style="list-style-type: none"> メール配信サービスにて、犯罪発生や危険地域などの緊急情報を配信します。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

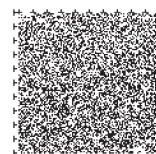
精神障害も含めた全ての障害のある人が、安心して地域で暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

事業名	内 容
108. 保健・医療・福祉関係者 による協議の場の運営 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害も含めた全ての障害のある人が安心して自分らしい暮らしを送ることができるように関係者が情報共有や連携する体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営を行います。

(4) 災害時の支援体制の構築と福祉避難所の確保

災害時における障害のある人の安全・安心が確保できるように、避難行動要支援者の支援体制を構築するとともに、関係機関との連携を通じて災害時における福祉避難所の確保を行います。



① 避難行動要支援者支援

事業名	内 容
109. 避難行動要支援者支援 体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。 平常時から避難行動要支援者と接している地域住民、関係者や医療機関と連携を図りながら、地域での支援ネットワークを構築し、情報伝達、具体的支援も含めて避難行動要支援者の支援体制を構築します。 発災時における事業活動の継続と被害の最小化を図るため、事業所の事業継続計画（BCP）策定を支援します。

② 福祉避難所の確保

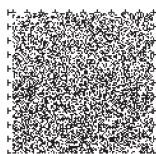
事業名	内 容
110. 福祉避難所の確保と 在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所との連携も含めて、福祉避難所の確保に努めます。 障害者福祉団体等の協力のもと、各障害に対応した避難所の検討を行います。

（５）感染症対策の推進

新型コロナウイルス等による感染症対策において、必要な人が必要なサービス利用を継続することができるよう、多様な媒体を活用した感染症対策についての情報提供を行うとともに、障害者福祉団体や障害福祉サービス提供事業所のＩＣＴ（情報通信技術）機器の活用に向けた支援を検討します。

① 感染症対策の推進

事業名	内 容
111. 感染症対策の情報提供 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい生活様式」を始めとした感染症対策について、広報、ホームページなどの多様な媒体を活用して情報提供を行います。
112. ＩＣＴ（情報通信技術） 機器の活用に向けた支 援の検討【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症拡大を防止する観点から、障害者福祉団体、障害福祉サービス事業所のＩＣＴ（情報通信技術）機器の活用に向けた支援の方策を検討します。



基本目標6 障害のある児童への支援の充実

住み慣れた地域における心身の健やかな成長と発達、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害のある児童一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を推進するとともに、障害のある児童が必要とするサービスの提供とライフステージを見通した切れ目のない支援を行います。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

障害のある児童と障害のない児童が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある児童に対し、自立と社会参加を見据えて、その児童の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備するために、小・中学校における通常の学級、特別支援教室及び通級指導学級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実を進めます。

また、就学後も障害のある児童が、連続性のある多様な学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、十分な教育が受けられるよう、教育相談や個別の教育支援計画に基づいた柔軟な対応がとれる支援体制の構築を目指します。

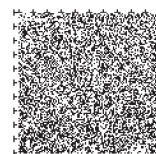
併せて、全ての児童・生徒の障害に対する理解を深める機会の充実を図ります。

① 障害等への理解・啓発の促進

事業名	内 容
113. 障害等への理解啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 府中市特別支援教育推進計画では、全ての教職員に対する特別支援教育等の理解・啓発のための研修や特別支援教育コーディネーター等の専門的な教育支援を行える人材育成を行います。
114. 障害等の理解	<ul style="list-style-type: none"> 全ての児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、共に学ぶ機会をつくります。また、特別支援学校の児童・生徒との交流やボランティア活動、社会体験活動や副籍制度などを通して、障害等に対する理解を深めます。

② 教育相談の充実

事業名	内 容
115. 特別支援相談	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害を含む障害のある児童・生徒のライフステージに応じた一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばすために、各種相談に応じるとともに、教育的支援を行います。



③ 学校教育の充実

事業名	内 容
116. 特別支援教育の充実	・ 保護者や関係機関との連携を図りながら、障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を充実させます。
117. 通学時等の支援の検討	・ 障害のある児童・生徒が学校等へ通う際の通学支援、通常の学級に通う生徒の授業中の対応等について検討します。

(2) 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築

関係機関との連携を図りながら、障害の早期把握・早期対応を進めるとともに、障害の状況に応じて、乳幼児期からライフステージを見通した切れ目のない支援を構築します。また、障害のある児童の発達支援の充実と乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を提供する市内の中核施設として「府中市児童発達支援センター（仮称）」を整備・運営します。

更に、医療的ケアを必要とする児童を支援するための協議体を設置し、支援につながるためのコーディネーターの配置を進めます。

① 福祉型児童発達支援センターの整備・運営【重点】

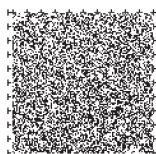
事業名	内 容
118. 福祉型児童発達支援センターの整備・運営	・ 児童が通所して、日常生活における基本的動作、必要な知識や技能、集団生活への適応のための訓練を行い、地域保育所等の訪問支援を行う福祉型児童発達支援センターを整備・運営します。

② ちゅうファイルの活用

事業名	内 容
119. 切れ目のない支援体制の構築【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした乳幼児期からのライフステージを見通した支援を目指します。 ・ ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、府中市障害者等地域自立支援協議会で検討された「ちゅうファイル（支援ファイル）」の活用を図ります。

③ 障害の早期把握・早期対応

事業名	内 容
120. 母子保健事業による早期把握・対応	・ 健康診査を通じて、障害の早期把握に努めるとともに、経過観察や専門機関の紹介など、健全な児童の育成を支援します。



事業名	内 容
121. 民生委員・児童委員、保育士等との協力による障害の早期把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区担当保健師を中心に、民生委員・児童委員、保育士などが、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療・教育機関との連携を図りながら、障害の早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制を構築します。
122. 関係機関の連携による障害の早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の早期把握後の対応について、より適切な対応が図られるよう、関係機関の連携による多様な早期療育体制を構築します。 ・ 障害のある人及び難病のある人の地域生活を支援するために、福祉・保健・医療の連携を行い、障害及び難病の早期把握・早期対応に努めます。

④ 保育サービスの充実

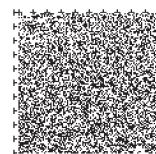
事業名	内 容
123. 障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所における障害のある児童の受入れ枠を引き続き確保します。

⑤ 保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化

事業名	内 容
124. 保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。
125. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

⑥ 家族等への支援

事業名	内 容
126. 家族等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関によるきめ細やかな情報提供と相談の充実により、療育が必要な子どもの家族を支援します。 ・ 療育が必要な子どもやその家族、保育所等の職員に対し、施設への訪問支援を行います。



(3) 障害児通所支援等の充実

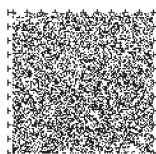
障害のある児童が必要なサービスを利用できるように、児童福祉法に基づく障害児通所支援等のサービスを提供するとともに、サービスの質と量の確保を行います。

① 障害児通所支援等の充実

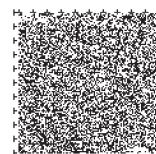
事業名	内 容
127. 障害児相談支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスの利用ができるよう障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等を実施します。
128. 児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童（療育の必要な児童）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。 医療型児童発達支援では、上記と併せて治療を提供します。
129. 居宅訪問型児童発達支援【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 重度の障害等により外出が困難な障害のある児童に対し、居宅において児童発達支援を行います。
130. 保育所等訪問支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

② 放課後対策

事業名	内 容
131. 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	<ul style="list-style-type: none"> 放課後に親が不在である小学生を対象に、全ての学童クラブで障害のある児童の受け入れを実施します。
132. 放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> 学齢期の児童を対象に、生活能力を伸ばす訓練や社会との交流を促進する活動を放課後や休日に行います。医療型児童発達支援では、上記と併せて治療を提供します。



第6章 障害福祉計画（第6期）



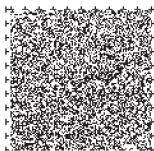
第6章 障害福祉計画（第6期）

1 サービスの内容

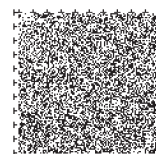
障害者総合支援法に基づき、市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

◇自立支援給付（障害福祉サービス）

訪問系サービス（主として自宅において提供される支援サービス）	
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、食事・排せつ・入浴の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅で、食事・排せつ・入浴の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある人に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス）	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、食事・排せつ・入浴の介護等を行うとともに、創作的活動、又は生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練 （機能訓練）	身体障害のある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 （生活訓練）	知的障害・精神障害のある人に、一定期間、日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス



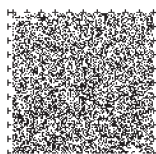
日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス）	
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約無しで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援するサービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、食事・排せつ・入浴の介護などを提供するサービス
居住系サービス（施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス）	
自立生活援助	施設入所、又はグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるよう支援するサービス
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に食事・排せつ・入浴の介護その他必要な支援を提供するサービス
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
相談支援サービス	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を指し、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人、又は精神科病院に入院している精神障害のある人に住居の確保、その他の地域における生活に移行するために活動に関する相談、その他の便宜を供与するサービス
地域定着支援	居宅において单身等の状況で生活する障害者に対して、当該障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与するサービス



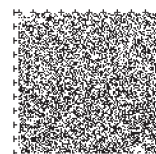
◇地域生活支援事業

地域生活支援事業 (地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業)	
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業
自発的活動支援事業	障害のある人等やその家族、市民等が自発的に行う活動に対する支援事業
相談支援事業	総合的な相談、情報提供や権利擁護のための支援等を行う事業 ①相談支援事業 地域活動支援センターにおいて、相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う事業。また、課題に対して、地域の実情に合った方策を協議するため自立支援協議会を実施する事業 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 センターへの専門的職員の配置や相談支援体制の強化、地域移行・地域定着促進の取組を行う事業 ③住宅入居等支援事業 賃貸の住宅への入居に当たって、入居に係る手続等の支援や関係機関からの支援が受けられるよう調整を図る事業
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することを支援する事業
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を支援する事業
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行う事業
日常生活用具給付事業	補装具以外の機器で、日常生活を便利、又は容易にするものの給付等を行う事業
手話通訳者養成研修事業	手話通訳者を養成するための講習会を行う事業
点字奉仕員養成研修事業	点字奉仕員を養成するための講習会を行う事業
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業
地域活動支援センター	創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行う事業

必須事業



地域生活支援事業 (地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業)		
任意事業	福祉ホームの運営	居宅において生活することが困難な障害のある人に、低額な料金で、居室等を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う事業
	訪問入浴サービス	重度の身体障害のある人に対して訪問により在宅で入浴サービスを提供する事業
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業
	レクリエーション活動等支援	障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害のある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション事業や大会・運動会等を開催する事業
	視覚障害者向け広報等読み上げ機能	音声読み上げ機能の付いた広報紙閲覧アプリの利用やホームページ上での広報紙の全文(グラフなどは除く)の掲載
	自動車運転免許取得助成	自動車運転免許を取得するために要した経費の一部を助成する事業
	自動車改造助成	自動車の改造に要した費用を助成する事業(限度額あり)



2 成果目標

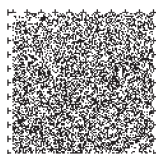
「府中市障害福祉計画（第6期）」では、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

（1）施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和元年度末時点から令和5年度末までに1.6%以上の削減することを定めています。ただし、第5期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数 値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（A）	149人	令和2年3月31日時点の数
第6期計画で求められる地域移行者数（B）	9人 (6.0%)	第6期計画の成果目標として求められる地域生活移行者数
第5期計画の地域生活移行者の未達成人数（C）	8人	第5期計画における令和元年度末までの未達成人数
【目標値】 地域生活移行者数（B+C）	17人 (11.4%)	令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者（D）	6人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和5年度末時点の入所者数（E）	138人	令和5年度末の利用人員見込み (A - (B+C) + D)
【目標値】 施設入所者削減見込み数	11人 (7.4%)	差引減少見込数 (A - E)



(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和5年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、市町村圏域ごとに1か所以上整備することを定めています。また、機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討することを基本としています。

以上に従い、本市では、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う、面的整備型*の地域生活支援拠点等を令和2年度末までに1か所整備する予定です。令和3年度以降は地域生活支援拠点等の運用について検証及び検討を重ねながら、充実を図ります。

項目	数値	考え方
令和元年度末の拠点数	0か所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の拠点数	1か所	令和6年3月31日時点の目標
【目標値】 運用状況の検証及び検討回数	年1回	年間の運用状況の検証及び検討の目標回数

※ 地域生活支援拠点等には多機能拠点整備型と面的整備型があります。面的整備型については、66ページをご参照ください。

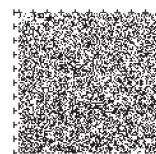
(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

国の指針では、令和5年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労への移行実績を、令和元年度の1.27倍以上にすることを定めています。ただし、第5期計画で未達人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業等を利用した令和元年度の年間一般就労者数(A)	23人	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人の数
第6期計画で求められる令和5年度の年間一般就労者数(B)	30人 (130.4%)	第6期計画の成果目標として求められる一般就労する人の数
第5期計画の年間一般就労者数の未達人数(C)	7人	第5期計画における令和元年度末までの未達人数
【目標値】 就労移行支援事業等を利用した令和5年度の年間一般就労者数(B+C)	37人 (160.9%)	令和5年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数



また、国の指針では、就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業では令和元年度の1.30倍以上、就労継続支援事業（A型）では令和元年度の1.26倍以上、就労継続支援事業（B型）では令和元年度の1.23倍以上にすることを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

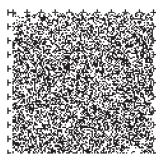
項目		数値	考え方
就労移行支援事業	令和元年度の年間一般就労者数	19人	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和5年度の年間一般就労者数	29人 (152.6%)	令和5年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業（A型）	令和元年度の年間一般就労者数	0人	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和5年度の年間一般就労者数	2人 (-%)	令和5年度において就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業（B型）	令和元年度の年間一般就労者数	4人	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和5年度の年間一般就労者数	6人 (150.0%)	令和5年度において就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労する人の数

② 就労定着支援事業の利用者数

国の指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行する人のうち、70%以上が就労定着支援事業を利用することを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和5年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数 ※①の目標値	37人	令和5年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数
【目標値】 令和5年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数	26人 (70.3%)	令和5年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人のうち、就労定着支援事業を利用した人の数



③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の指針では、令和5年度において、市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。）が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

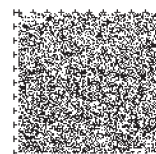
項目	数値	考え方
令和5年度末の市内の就労定着支援事業所数	5事業所	令和6年3月31日時点の市内の就労定着支援事業所数の予測
【目標値】 令和5年度末の就労定着率が80%以上の事業所	4事業所 (80%)	令和6年3月31日時点の市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が80%以上の事業所数

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和5年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを定めています。

本市では、既に基幹相談支援センターを設置しているため、今後は基幹相談支援センターの機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援の実施を行います。具体的には、総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等を行うとともに、市内4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）を統括する相談機関の相談先になります。

項目	内容
令和元年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	基幹相談支援センターを設置
【目標値】 令和5年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	上記体制の維持、取組の充実

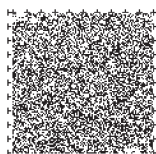


(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められているため、令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

本市では、令和3年度から事業者への集団指導の中で、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析について共有します。

項目	内容
令和元年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	無
【目標値】 令和5年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有 ※事業者への集団指導の中で、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析結果を共有する



3 サービス見込量（活動指標）

※ 令和2年度の実績は4月から7月時点までの月当たり実績の数字を記載していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により実績が大幅に減少しているサービスがあります。

(1) 訪問系サービス

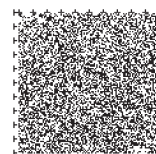
① 見込量

重度障害者等包括支援を除くサービス量で、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

(時間、人/月)

サービス名	単位	区分	第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス	サービス量	時間	計画	41,515	43,105	44,695	40,724	41,705	42,693
			実績	36,114	38,210	37,547			
		%	計画比	87.0	88.6	84.0			
	実利用者数	人	計画	514	524	534	569	589	607
			実績	524	534	503			
		%	計画比	101.9	101.9	94.2			
①居宅介護	サービス量	時間	計画	7,440	7,580	7,720	7,777	8,229	8,681
			実績	6,421	6,873	6,742			
		%	計画比	86.3	90.7	87.3			
	実利用者数	人	計画	380	385	390	435	450	465
			実績	390	405	386			
		%	計画比	102.6	105.2	99.0			
②重度訪問介護	サービス量	時間	計画	32,900	34,310	35,720	31,914	32,424	32,942
			実績	28,729	30,330	30,145			
		%	計画比	87.3	88.4	84.4			
	実利用者数	人	計画	70	73	76	67	68	69
			実績	65	65	65			
		%	計画比	92.9	89.0	85.5			

※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績



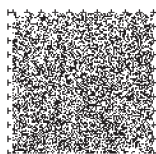
(時間、人/月)

サービス名	単位	区分	第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
③同行援護	サービス量	時間	計画	900	930	960	786	802	818
			実績	748	795	522			
		%	計画比	83.1	85.5	54.4			
	実利用者数	人	計画	51	52	53	55	58	60
			実績	52	55	45			
		%	計画比	102.0	105.8	84.9			
④行動援護	サービス量	時間	計画	275	285	295	247	250	252
			実績	217	212	138			
		%	計画比	78.9	74.4	46.8			
	実利用者数	人	計画	13	14	15	12	13	13
			実績	17	9	7			
		%	計画比	130.8	64.3	46.7			
⑤重度障害者等 包括支援	サービス量	時間	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			

※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績

② 見込量確保のための方策

増加見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。



(2) 日中活動系サービス

① 見込量

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、短期入所（医療型）は、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

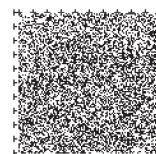
療養介護は、平成30年度から令和元年度にかけては減少していますが、今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

短期入所（福祉型）は、平成30年度から令和元年度にかけては減少していますが、利用希望が多いサービスのため、今後もサービス量が微増していくと考えて見込量を設定します。

(人日、人/月)

サービス名	単位	区分	第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1)生活介護	サービス量	人日	計画	10,600	10,800	11,000	10,464	10,712	10,965
			実績	9,688	9,800	10,153			
		%	計画比	91.4	90.7	92.3			
	実利用者数	人	計画	530	540	550	538	545	551
			実績	528	540	551			
		%	計画比	99.6	100.0	100.2			
(2)自立訓練 (機能訓練)	サービス量	人日	計画	65	70	75	59	64	69
			実績	23	49	53			
		%	計画比	35.4	70.0	70.7			
	実利用者数	人	計画	4	5	6	5	6	7
			実績	1	3	3			
		%	計画比	25.0	60.0	50.0			
(3)自立訓練 (生活訓練)	サービス量	人日	計画	160	170	180	425	437	449
			実績	389	401	250			
		%	計画比	243.1	235.9	138.9			
	実利用者数	人	計画	16	17	18	31	32	33
			実績	28	29	21			
		%	計画比	175.0	170.6	116.7			

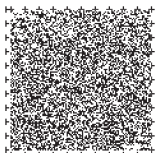
※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績



(人日、人/月)

サービス名		単位	区分	第5期			第6期		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(4)就労移行支援	サービス量	人日	計画	1,105	1,190	1,275	1,360	1,473	1,595
			実績	1,045	1,203	1,647			
		%	計画比	94.6	101.1	129.2			
	実利用者数	人	計画	65	70	75	86	92	98
			実績	68	82	98			
		%	計画比	104.6	117.1	130.7			
(5)就労継続支援 (A型)	サービス量	人日	計画	585	600	615	657	674	691
			実績	606	623	649			
		%	計画比	103.6	103.8	105.5			
	実利用者数	人	計画	29	30	31	35	36	37
			実績	32	33	34			
		%	計画比	110.3	110.0	109.7			
(6)就労継続支援 (B型)	サービス量	人日	計画	5,615	5,630	5,645	6,597	6,919	7,257
			実績	6,106	6,197	6,008			
		%	計画比	108.7	110.1	106.4			
	実利用者数	人	計画	400	410	420	441	456	472
			実績	436	449	441			
		%	計画比	109.0	109.5	105.0			
(7)就労定着支援	実利用者数	人	計画	13	16	19	38	44	50
			実績	13	26	29			
		%	計画比	100.0	162.5	152.6			
(8)療養介護	実利用者数	人	計画	36	37	38	37	37	37
			実績	37	36	36			
		%	計画比	102.8	97.3	94.7			

※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績



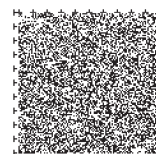
(人日、人/月)

サービス名		単位	区分	第5期			第6期		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(9)短期入所	サービス量	人日	計画	900	980	1,060	764	786	809
			実績	775	772	490			
			% 計画比	86.1	78.8	46.2			
	実利用者数	人	計画	225	246	267	161	163	167
			実績	154	163	96			
			% 計画比	68.4	66.3	36.0			
①短期入所 (福祉型)	サービス量	人日	計画	745	810	875	592	595	598
			実績	636	557	384			
			% 計画比	85.4	68.8	43.9			
	実利用者数	人	計画	175	190	205	134	134	135
			実績	133	133	81			
			% 計画比	76.0	70.0	39.5			
②短期入所 (医療型)	サービス量	人日	計画	155	170	185	172	191	211
			実績	139	215	106			
			% 計画比	89.7	126.5	57.3			
	実利用者数	人	計画	50	56	62	27	29	32
			実績	21	30	15			
			% 計画比	42.0	53.6	24.2			

※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績

② 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。



(3) 居住系サービス

① 見込量

自立生活援助は市内及び近隣市に事業所がないため、平成30年度、令和元年度の利用は0人でした。今後、グループホーム利用者の単身生活の移行が進むことで需要が見込まれます。

施設入所支援は、成果指標で示したように、地域移行を推進するため、各年度4～5人ずつ減少していくと見込みます。

グループホームは、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後も人数が伸びていくと考えて見込量を設定します。

(人/月)

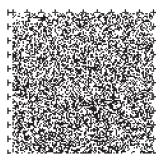
サービス名	単位	区分	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)自立生活援助	人	計画	10	12	14	3	5	7
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0	0.0	0.0			
(2)施設入所支援	人	計画	148	146	144	147	143	138
		実績	151	153	151			
	%	計画比	102.0	104.8	104.9			
(3)グループホーム	人	計画	200	215	230	231	246	262
		実績	194	214	224			
	%	計画比	97.0	99.5	97.4			

※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績

② 見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保しながら、成果目標に沿って、施設入所者の地域生活への移行を進めます。その中で施設入所者へ住まいに関する希望を継続的に聞くことについて検討していきます。一方で、障害のある人の高齢化、重度化が進んでいることもあり、施設入所を希望する人が増えている現状です。本市としては地域移行を推進することができるよう、施設入所者に住まいに関する希望を継続的に聞くなどグループホームを始めとした地域移行・地域定着できる環境を整えます。

自立生活援助及びグループホームについては、施設入所者の地域生活への移行を進めるため、増加傾向にある見込量を確保するよう、サービスを担う事業者の新規参入や新規開設を促し、整備を図ります。特に、身体障害のある人、重度の知的障害のある人又は強度行動障害のある人が利用できるグループホームの整備が必要です。整備と同時にグループホーム利用者本人の暮らし方、住まいに対する希望を把握することも重要です。



計画相談支援で希望を把握し、利用者の暮らし方に対する希望に沿った支援を実施します。

また、障害のある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発活動を図ることに努めます。

(4) 相談支援サービス

① 見込量

全てのサービスで、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後サービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

(人/月)

サービス名	単位	区分	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)計画相談支援	人	計画	350	380	410	439	526	629
		実績	314	341	383			
	%	計画比	89.7	89.7	93.4			
(2)地域移行支援	人	計画	5	6	7	11	15	19
		実績	3	6	6			
	%	計画比	60.0	100.0	85.7			
(3)地域定着支援	人	計画	5	6	7	4	6	8
		実績	2	3	3			
	%	計画比	40.0	50.0	42.9			

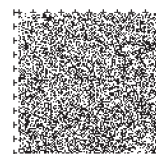
※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績

※ (2)地域移行支援の計画値は、102ページの(1)の目標値(3年間合計値)と、114ページの(5)①の精神障害のある人の地域移行支援の利用者数を合わせた数としています。
 なお、地域移行支援の標準支給決定期間が6月であることや、102ページの(1)の目標値と単位が異なることから、このページでは月平均に換算して算出しています。

② 見込量確保のための方策

計画相談支援は、増加傾向にあるものの、事業所を利用せず、セルフプランでサービス等利用計画を立てている人も多くいます。事業所の参入を促進し、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者、精神科病院入院患者の地域移行を進めるため、増加傾向にある見込量を確保するよう、府中市障害者等地域自立支援協議会と連携を図りながら、指定一般相談支援事業所の新規参入や新規開設を促します。また、精神科病院に入院している方の地域移行に関する意向は、保健、医療及び福祉関係者による協議の場や基幹相談支援センターを通して把握します。



(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むことを見込んで、相談支援、居住系サービスの見込量を設定します。

(人/月)

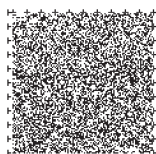
項目名		区分	第6期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	計画	9	12	15
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	計画	4	6	8
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	計画	50	55	60
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	計画	2	4	6

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する協議の場を開催し、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進します。

(回、人/年)

項目名		区分	第6期			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数	回	計画	1	1	1	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人	計画	2	2	2
	医療(精神科)	人	計画	4	4	4
	医療(精神科以外)	人	計画	1	1	1
	福祉	人	計画	6	8	10
	介護	人	計画	3	3	3
	当事者	人	計画	1	2	3
	家族	人	計画	1	1	1
その他	人	計画	1	1	1	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	計画	1	1	1	



(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 総合的・専門的な相談支援の実施

基幹相談支援センターの機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援の実施を行います。

項目名	区分	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的相談支援の実施の有無	計画	有	有	有

② 地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施します。

(回、件/年)

項目名	区分	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	6	6	7
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	18	18	18
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	24	24	24

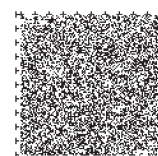
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への府中市職員の参加を促進します。

(人/年)

項目名	区分	第6期				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修の府中市職員の参加人数	障害支援区分認定調査員研修	人	計画	7	7	7
	障害認定審査会委員研修	人	計画	2	2	2
	障害者虐待防止対策支援研修	人	計画	2	2	2



② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析します。そして、その結果を事業者への集団指導の中で共有します。

(回/年)

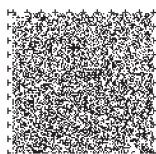
項目名	区分	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無	計画	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する場の開催回数	回 計画	1	1	1

(8) 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者及び発達障害児（以下、「発達障害者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

(人/年)

項目名	区分	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングの受講者数 (家族のスキル向上支援事業)	人 計画	82	82	82
ペアレントプログラムの受講者数 (家族のスキル向上支援事業)	人 計画	51	51	51
ペアレントメンターの登録人数 (ペアレントメンター養成等事業)	人 計画	0	1	2
ピアサポートの活動への参加人数 (ピアサポート推進事業)	人 計画	24	24	24



(9) 地域生活支援事業

① 見込量

相談支援事業や地域活動支援センターは、現状の体制を維持します。

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後も伸びていくと考えて見込量を設定します。

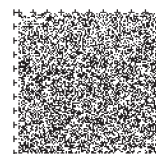
日常生活用具給付等事業は、実績値は計画値を上回っており、第6期も継続して若干の増加を見込みます。

移動支援事業、訪問入浴サービスは、地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

(か所、人、件、時間、回/年)

サービス名	単位	区分	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
(2)自発的活動支援事業		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
(3)相談支援事業								
①相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	か所	計画	4	4	4	4	4	4
		実績	4	4	4			
イ 地域自立支援協議会	か所	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
②基幹相談支援センター等機能強化事業		計画	無	有	有	有	有	有
		実績	無	無	有			
③住宅入居等支援事業		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
(4)成年後見制度利用支援事業		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
(5)成年後見制度法人後見支援事業		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

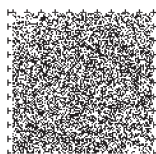
※ 令和2年度は7月時点の実績。



(か所、人、件、時間、回/年)

サービス名	単位	区分	第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(6)意思疎通支援事業								
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業								
実利用者数	人	計画	54	56	58	64	66	68
		実績	51	60	32			
	%	計画比	94.4	107.1	—			
派遣人数	人	計画	690	735	780	750	770	790
		実績	741	710	117			
	%	計画比	107.4	96.6	—			
②手話通訳者設置事業	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0	100.0	—			
(7)日常生活用具給付等事業								
	件	計画	4,790	4,855	4,920	5,026	5,042	5,058
		実績	4,967	4,966	928			
	%	計画比	103.7	102.3	—			
①介護・訓練支援用具	件	計画	27	28	29	32	36	40
		実績	20	24	5			
	%	計画比	74.1	85.7	—			
②自立生活支援用具	件	計画	81	84	87	50	50	50
		実績	47	43	14			
	%	計画比	58.0	51.2	—			
③在宅療養等支援用具	件	計画	67	68	69	60	60	60
		実績	60	39	17			
	%	計画比	89.6	57.4	—			
④情報・意思疎通支援用具	件	計画	80	82	84	128	138	148
		実績	88	108	7			
	%	計画比	110.0	131.7	—			
⑤排せつ管理支援用具	件	計画	4,580	4,660	4,740	4,746	4,747	4,748
		実績	4,743	4,744	883			
	%	計画比	103.6	101.8	—			
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	計画	20	21	22	10	11	12
		実績	9	8	2			
	%	計画比	45.0	38.1	—			

※ 令和2年度は4月から7月までの実績の合計のため、計画比は算出しない。



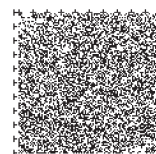
第6章 障害福祉計画(第6期)

(か所、人、件、時間、回/年)

サービス名	単位	区分	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(8)手話通訳者養成研修事業								
手話通訳者認定試験合格者数	人	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	1	0	3			
	%	計画比	33.3	0.0	100.0			
(9)点字奉仕員養成研修事業								
点字講習会(中級)修了者数	人	計画	12	12	12	12	12	12
		実績	4	7	0	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため講習会中止		
	%	計画比	33.3	58.3	0.0			
(10)移動支援事業								
実利用者数	人	計画	410	420	430	414	427	440
		実績	375	388	231			
	%	計画比	91.5	92.4	—			
支給決定者数	人	計画	630	640	650	764	865	966
		実績	491	562	609			
	%	計画比	77.9	87.8	—			
延べ利用時間数	時間	計画	44,280	45,360	46,440	45,313	46,238	47,163
		実績	42,538	43,463	9,493			
	%	計画比	96.1	95.8	—			
(11)地域活動支援センター								
実施か所数	か所	計画	5	5	5	5	5	5
		実績	5	5	5			
	%	計画比	100.0	100.0	—			
実利用者数	人	計画	2,500	2,570	2,640	2,997	2,997	2,997
		実績	3,908	2,086	333			
	%	計画比	156.3	81.2	—			

※ 令和2年度は4月から7月までの実績の合計のため、計画比は算出しない。

※ (8)手話通訳者養成研修事業の令和2年度欄は認定試験の実施が年度末であることから、計画値を計上しています。



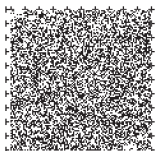
(か所、人、件、時間、回/年)

サービス名	単位	区分	第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(12)福祉ホームの運営								
実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0	100.0	—			
延べ利用回数	回	計画	365	365	365	365	365	366
		実績	365	366	122			
	%	計画比	100.0	100.0	—			
(13)訪問入浴サービス								
実利用者数	人	計画	40	40	40	34	37	40
		実績	31	28	28			
	%	計画比	77.5	70.0	—			
延べ利用回数	回	計画	1,480	1,480	1,480	1,178	1,208	1,238
		実績	1,163	1,118	348			
	%	計画比	78.6	75.5	—			
(14)日中一時支援								
実利用者数	人	計画	85	90	95	72	72	72
		実績	72	71	52			
	%	計画比	84.7	78.9	—			
延べ利用回数	回	計画	1,700	1,800	1,900	1,340	1,340	1,340
		実績	1,334	1,339	155			
	%	計画比	78.5	74.4	—			

※ 令和2年度は4月から7月までの実績の合計のため、計画比は算出しない。

サービス名	単位	区分	第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(15)レクリエーション活動等支援		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	無			
(16)視覚障害者向け広報等 読み上げ機能		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
(17)自動車運転免許取得助成	人	計画	5	6	7	3	4	5
		実績	2	2	2			
(18)自動車改造助成	件	計画	6	6	6	6	6	6
		実績	5	7	1			

※ 令和2年度は7月時点の実績。

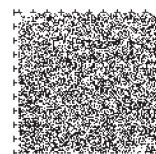


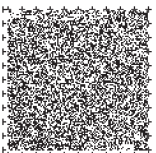
② 見込量確保のための方策

相談支援事業及び地域活動支援センターについては、現在の実施か所数を維持します。また、関係機関と連携しながら、機能の充実を図ります。

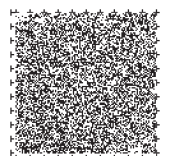
意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業、訪問入浴サービスについては、増加すると見込んだ量を確保するため、提供体制を確保します。

手話通訳者養成研修事業及び点字奉仕員養成研修事業は、引き続き実施し、人材の育成に努めます。





第7章 障害児福祉計画（第2期）



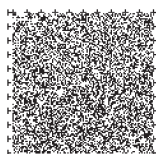
第7章 障害児福祉計画（第2期）

1 サービスの内容

児童福祉法に基づき、市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

◇自立支援給付（障害福祉サービス）

障害児通所支援（障害のある児童が施設で利用するサービス）	
児童発達支援・ 医療型児童発達支援	障害のある児童（療育の必要な児童）に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※ 医療型児童発達支援では、上記の支援と併せて治療を提供
放課後等デイサービス	就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅において児童発達支援を行うサービス
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置



2 成果目標

「府中市障害児福祉計画（第2期）」では、障害児福祉計画に係る国の基本指針に基づき、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に関する目標

① 児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを市町村に1か所以上設置することを定めています。

本市では、現在は医療型児童発達支援センターにおいて、心身の発達に遅れや障害のある児童に療育を行っています。第6期計画ではその体制を維持しつつ、令和6年4月の開所に向けて、子ども発達支援センターあゆの子の機能を集約・強化した福祉型児童発達支援センターを整備します。

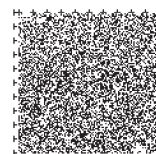
項目	数 値	考え方
令和元年度末の児童発達支援センター数	1か所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センター数	1か所	令和6年3月31日時点の数

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、令和5年度末までに、市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

本市では、既に医療型児童発達支援センターが行う保育所等訪問支援を利用できる体制がありますが、将来的には、今後設置する福祉型児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を整備します。

項目	数 値	考え方
令和元年度末の事業所数	1事業所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の事業所数	1事業所	令和6年3月31日時点の数



(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標

国の指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

本市では、既に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所共に確保されていますが、今後も充実されるように努めます。

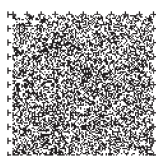
項目	数 値	考え方
令和元年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	2事業所	令和6年3月31日時点の数
令和元年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3事業所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	4事業所	令和6年3月31日時点の数

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

項目	数 値	考え方
令和元年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況	未整備	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況	整備	令和6年3月31日時点の数
令和元年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数	0人	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数	2人	令和6年3月31日時点の数



3 サービス見込量（活動指標）

※ 令和2年度の実績は4月から7月時点までの月当たり実績の数字を記載していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により実績が大幅に減少しているサービスがあります。

(1) 見込量

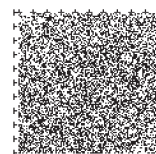
児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援は、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

放課後等デイサービスは、平成30年度から令和元年度にかけては減少していますが、利用希望が多いサービスのため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

(人/月)

サービス名	単位	区分	第1期			第2期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1)児童発達支援	サービス量	人日	計画	1,445	1,610	1,775	1,645	1,675	1,705
			実績	1,555	1,585	1,491			
		%	計画比	107.6	98.4	84.0			
	実利用者数	人	計画	155	175	195	232	240	248
			実績	208	216	206			
		%	計画比	134.2	123.4	105.6			
(2)医療型児童発達支援	サービス量	人日	計画	195	215	235	119	124	129
			実績	112	109	65			
		%	計画比	57.4	50.7	27.7			
	実利用者数	人	計画	25	30	35	22	23	24
			実績	19	20	12			
		%	計画比	76.0	66.7	34.3			

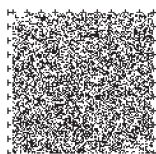
※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績



(人/月)

サービス名	単位	区分	第1期			第2期			
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
(3)居宅訪問型児童 発達支援	サービス量	人日	計画	10	10	10	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	0.0	0.0	0.0			
	実利用者数	人	計画	1	1	1	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	0.0	0.0	0.0			
(4)保育所等訪問支援	サービス量	人日	計画	2	2	2	8	9	10
			実績	0	3	7			
		%	計画比	0.0	150.0	350.0			
	実利用者数	人	計画	1	1	1	3	4	5
			実績	0	1	2			
		%	計画比	0.0	100.0	200.0			
(5)放課後等デイ サービス	サービス量	人日	計画	5,780	6,760	7,740	5,564	5,664	5,764
			実績	5,673	5,364	5,323			
		%	計画比	98.1	79.3	68.8			
	実利用者数	人	計画	470	530	590	513	525	537
			実績	477	489	449			
		%	計画比	101.5	92.3	76.1			
(6)障害児相談支援	実利用者数	人	計画	70	80	90	62	66	70
			実績	52	54	59			
		%	計画比	74.3	67.5	65.6			
(7)医療的ケア児支援の コーディネーター配置	配置 人数	人	計画	0	0	2	2	2	2
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	0.0			

※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績



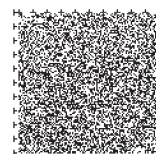
(2) 見込量確保のための方策

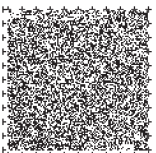
障害のある人もない人も、共に学ぶ・過ごす機会を通じて、障害の理解を促進すること、お互いを尊重することを推進するということを基本として、必要な人が必要なサービスを利用できる提供体制を確保します。

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

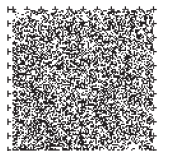
障害児相談支援は増加傾向にあるものの、事業所を利用せず、セルフプランで障害児支援利用計画を立てている人も多くいます。事業所の参入を促進し、障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

保育所等訪問支援は、福祉型児童発達支援センターの設置に合わせて、十分な提供体制を確保します。





第8章 計画の推進に向けて



第8章 計画の推進に向けて

1 評価、点検、推進における組織

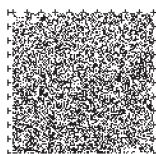
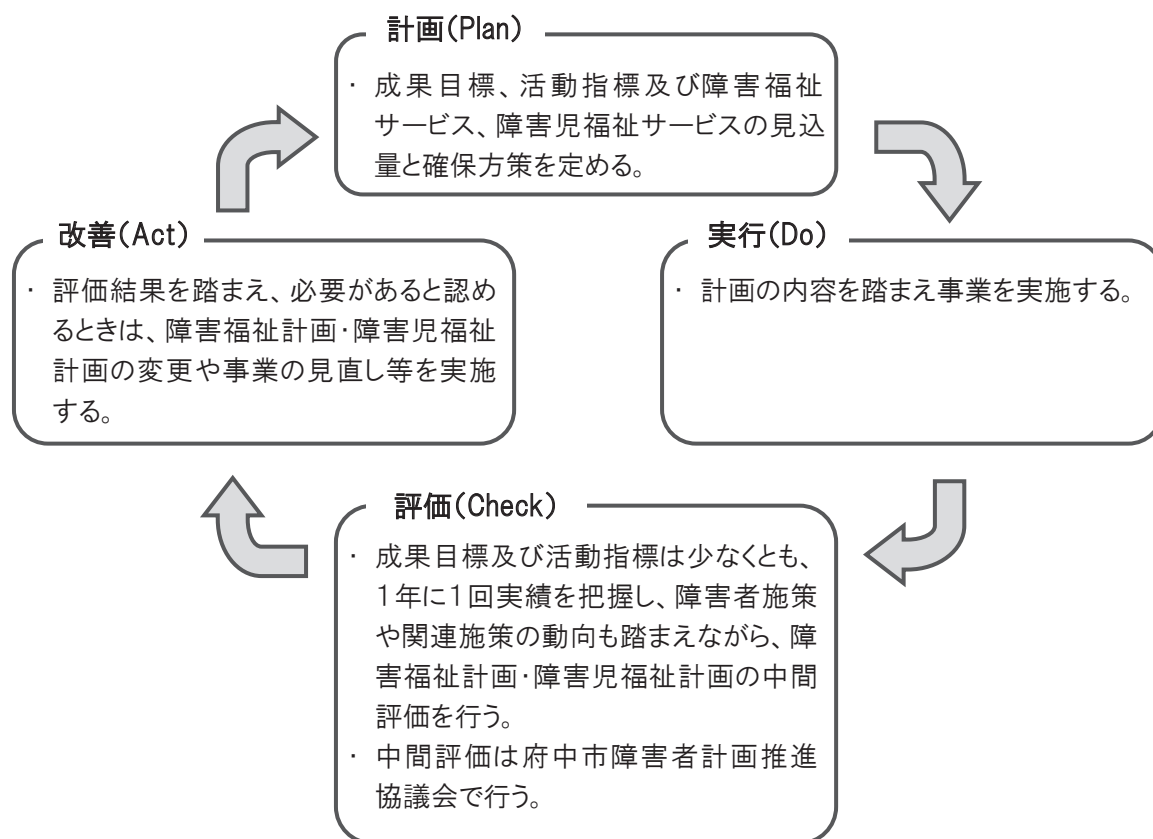
(1) 障害者計画推進協議会

障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の適正な推進を図るためには、当事者が主体的に参加し、推進状況をチェックする機関が必要です。計画の推進については、当事者が参加した府中市障害者計画推進協議会で評価及び点検します。

府中市障害者計画推進協議会の運営に当たっては、府中市障害者等地域自立支援協議会の正副会長が委員として参加するほか、府中市障害者計画推進協議会が特定の議題について府中市障害者等地域自立支援協議会に意見を求める等、連携を図ります。

なお、計画の進捗に当たってはPDCAサイクルを導入し、府中市障害者計画推進協議会の協議において、障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標、その活動指標となる見込量について、1年に1回実績を報告することで評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表 8-1 PDCAサイクルの図



(2) 府中市障害者等地域自立支援協議会

府中市障害者等地域自立支援協議会は、障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、市が設置したものです。

この協議会は、障害のある人が安心して自立した暮らしが送れるように関係者が地域の課題を共有し、支援体制の整備について協議を行うとともに、協議会を構成する関係機関・施設・団体が相互に連携し、それぞれの専門性をいかしながら、地域の実情に応じた提案を行います。

2 計画の推進体制

(1) 庁内連携の強化

障害のある人を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため、それらの課題の解決や計画の推進に当たっては、障害者福祉関連の部署だけでなく、他の関連部署との横断的な連携の強化を図ります。

(2) 当事者、家族及び支援者のネットワークへの支援

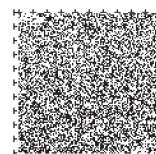
当事者、家族及び支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、当事者の主体的でより協調した活動を期待し、障害種別ごとに活動している全ての障害者福祉団体が連携できるように、積極的に支援します。

同時に、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO・ボランティア団体、民間福祉団体など様々な活動主体に対しても、ネットワークが充実するよう、活動支援を行います。

また、保健・医療・福祉従事者やボランティアの育成及び確保に努めるとともに、市民の参加の促進を図ります。

(3) 障害福祉サービス事業者の事業者連絡会への支援

各種障害者施策並びに計画の推進に当たっては、各障害福祉サービスの事業者連絡会への情報提供・指導等の支援を行うとともに、市と事業者が協働することで事業者が抱える課題の解決に向けて取り組みます。



(4) 計画及び事業内容の周知

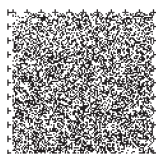
本計画を推進していく上で、本市の課題や本計画の目指す理念等について、全ての市民、障害者福祉団体を始めとした地域の活動団体、関係機関、障害福祉サービス事業者等に共通して理解をもってもらふことが必要です。

そのため、市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。また、誰もが本計画の内容を知ることができるよう「わかりやすい版」を作成します。

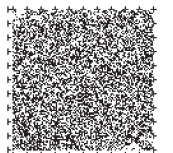
3 国・東京都への要望

本市では、これまでも市長会を通じて、国・東京都に対する働き掛けを行ってきました。

今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、市長会を通じて、国・東京都に対する積極的な提言及び働き掛けを行います。



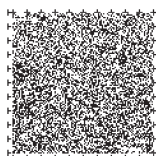
資料



1 府中市障害者計画推進協議会

任期：平成30年7月27日～令和3年3月31日

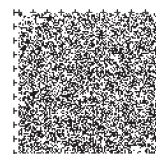
	氏名	選出区分	団体名等
◎	曾根直樹	学識経験を有する者	日本社会事業大学大学院准教授
	藤原里美	学識経験を有する者	明星大学非常勤講師
	岡本直樹	社会福祉関係団体の構成員	自立生活センターC I Lふちゅう
	栗山恵久子	社会福祉関係団体の構成員	府中市手をつなぐ親の会
	鈴木卓郎	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センタープラザ
	高橋美佳	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センターあけぼの
	小澤輝江	社会福祉関係団体の構成員	府中市精神障害者を守る家族会 (～平成31年3月)
	伊藤明子	社会福祉関係団体の構成員	府中市精神障害者を守る家族会 (令和元年5月～令和元年8月)
	野村忠良	社会福祉関係団体の構成員	府中市精神障害者を守る家族会 (令和元年12月～)
○	真鍋美一	社会福祉関係団体の構成員	府中市福祉作業所等連絡協議会
	岩村聡子	社会福祉関係団体の構成員	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター (～令和2年3月)
	吉井康之	社会福祉関係団体の構成員	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター (令和2年6月～)
	古寺久仁子	関係行政機関の職員	東京都立多摩療育園 (現東京都立府中療育センター)
	今野ゆかり	関係行政機関の職員	府中公共職業安定所 (～平成31年3月)
	塚本美樹	関係行政機関の職員	府中公共職業安定所 (令和元年5月～)
	村上邦仁子	関係行政機関の職員	多摩府中保健所 (～令和2年3月)
	三輪真美	関係行政機関の職員	多摩府中保健所 (令和2年6月～)
	村山孝	関係行政機関の職員	東京都立府中けやきの森学園
	河井文	府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者	府中市障害者等地域自立支援協議会 会長



	氏名	選出区分	団体名等
	桑 田 利 重	府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者	府中市障害者等地域自立支援協議会 副会長
	林 比典子	民生委員	府中市民生委員児童委員協議会
	荻 野 和 仁	公募による市民	公募市民
	渡 邊 信 子	公募による市民	公募市民

(選出区分内で50音順・敬称略)

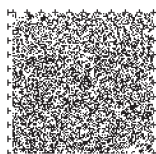
◎会長、○副会長 (団体名等は就任時)



2 検討経過

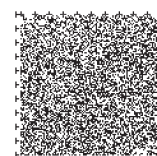
【平成30年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 平成30年 7月27日(金) 午後2時～午後4時 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 委員委嘱 2 市長挨拶 3 委員自己紹介 4 会長及び副会長の選出 5 諮問書の伝達 6 議事 (1) 府中市障害者計画推進協議会の概要について (2) 府中市障害者計画推進協議会スケジュールについて (3) その他	1 平成30年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿 2 府中市障害者計画推進協議会について 3-1 府中市附属機関の設置等に関する条例(抜粋) 3-2 府中市障害者計画推進協議会規則 4 府中市障害者計画推進協議会の会議の公開等について(案) 5 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案(平成30年度～32年度) 【当日配付資料】 1 平成30年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿(差し替え) 2 府中市障害者計画推進協議会について(差し替え) 3-1 府中市附属機関の設置等に関する条例(抜粋)(差し替え) 6 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表
第2回 平成30年 11月14日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第5会議室	1 前回の会議録について 2 進行管理の進め方について 3 障害者計画の進行管理について 4 府中市障害福祉計画(第4期)の進行管理について 5 その他	1 前回会議録(案) 2 進行管理の進め方 3 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表 4 障害福祉計画(第4期)進行管理一覧表 【当日配付資料】 5 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案(平成30年度～32年度)
第3回 平成31年 3月20日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室	1 前回の会議録について 2 障害者計画の進行管理について 3 府中市障害福祉計画(第4期)の進行管理について 4 その他	1 前回会議録(案) 2 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案(平成30年度～32年度) 参考資料 府中市障害者計画・府中市障害福祉計画策定のための調査 【当日配付資料】 1 追加資料 前回会議録(訂正部分) 3 追加資料 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表訂正箇所

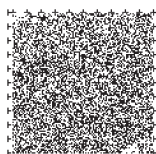


【令和元年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 令和元年 5月15日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 前回の会議録について 2 障害者計画の進行管理について 3 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)進行管理について 4 その他	1 前回会議録(案) 2 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表 3 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)進行管理一覧表 4 府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【当日配付資料】 2 追加資料 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表(差し替え)
第2回 令和元年 7月31日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第2会議室	1 前回の会議録について 2 障害者計画の進行管理について 3 調査スケジュールについて 4 アンケート調査について (1) 調査票の概要について (2) 調査票(案)について 5. その他	1 前回会議録(案) 2 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表 3 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査概要(案) 4 障害のある人への調査_調査票(案) 4 修正版 障害のある人への調査_調査票(案) 5 子どもの育ちや発達に関する調査票(案) 6 障害福祉サービス事業所_調査票(案) 6 修正版 障害福祉サービス事業所_調査票(案) 7 障害者福祉団体調査_調査票(案) 参考資料 調査スケジュール(案) 【当日配付資料】 1 修正版 前回会議録(案) 2 追加資料
第3回 令和元年 8月30日(金) 午後2時～午後4時 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	1 アンケート調査票(案)について 2 その他	1 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査概要(修正案) 2 障害のある人の調査票(修正案) 3 子どもの育ちや発達に関する調査票(修正案) 【当日配付資料】 1 (修正) 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査概要(修正案) 2 (修正) 障害のある人の調査票(修正案) 3 (修正) 子どもの育ちや発達に関する調査票(修正案) 参考資料 障害福祉サービスの利用について

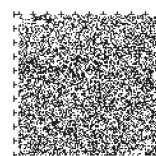


開催日時	検討内容	資料
第4回 令和元年 12月25日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室	1 前々回の会議録について 2 前回の会議録について 3 次期福祉計画策定に向けた福祉エリア(日常生活圏域)の見直しについて 4 アンケート調査結果について (1) 各種調査票の回収率及び単純集計結果について (2) 調査結果速報について 5 その他	1 前々回会議録(案) 2 前回会議録(案) 3 障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)現状データ 4 障害者計画進行管理一覧表 参考資料1 次期福祉計画策定に向けた福祉エリア(日常生活圏域)の見直しについて 参考資料2 各種圏域地図 参考資料3 平成25年度クロス集計結果 【当日配布資料】 5 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査結果速報(抜粋) 5-1 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査概要・回収結果 5-2 調査1 障害等のある人への調査 単純集計結果 5-3 調査2 子どもの育ちや発達に関する調査 単純集計結果 5-4 調査3 団体調査 単純集計結果 5-5 調査4 障害福祉サービス事業所調査 単純集計結果
第5回 令和2年 1月29日(水) 午後2時～午後4時 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 前回の会議録について 2 障害種類別のクロス集計結果について 3 次期府中市障害者計画の課題と方向について 4 府中市福祉計画(障害者福祉)調査報告書(案)について 5 その他	1 前回会議録(案) 2 府中市福祉計画策定のための調査障害福祉分野障害の種類別のクロス集計結果(抜粋)(案) 3 次期府中市障害者計画の課題と方向(案) 【当日配付資料】 1 (修正版) 前回会議録(案) 4 府中市福祉計画(障害者福祉)調査報告書(案)

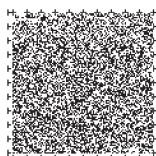


【令和2年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 令和2年 6月29日(月) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	1 前回の会議録について 2 今年度の協議会スケジュールについて 3 府中市福祉計画(障害者福祉)調査報告書(案)について 4 次期府中市障害者計画の課題と方向について 5 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(案) 6 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定に向けた課題(案) 7 その他	1 前回の会議録(案) 2 次期府中市障害者計画の課題と方向(案) 3 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(案) 4 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定に向けた課題(案) 参考資料2 障害者福祉施策に関する国・東京都の動向【当日配付資料】 5 委員名簿 参考資料1 府中市福祉計画(障害者福祉)調査報告書 参考資料3 府中市がめざす地域共生社会の考え方・次期福祉計画の基本理念、基本の仕組み及び基本視点(案)
第2回 令和2年 7月27日(月) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第5・6会議室	1 前回の会議録について 2 次期府中市障害者計画の課題と方向 3 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(修正案) 4 府中市障害者計画の重点施策(案) 5 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画の体系(案) 6 その他	1 前回の会議録(案) 2-1 次期府中市障害者計画の課題と方向 2-2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定に向けた課題(修正案) 3-1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(修正案) 3-2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(案) 4 府中市障害者計画の重点施策(案) 5 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画の体系案 【当日配布資料】 参考資料1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
第3回 令和2年 8月19日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案) 2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案) 3 その他	1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案) 2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案) 参考資料1 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会委員意見対応表 【当日配布資料】 1 (修正案) 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案) 2 (修正案) 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)



開催日時	検討内容	資料
第4回 令和2年 9月15日(火) 午後3時～午後5時 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	1 前々回の会議録について 2 前回の会議録について 3 次期障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案)について 4 その他	1 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2 令和2年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 3 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案) 【当日配布資料】 1 (修正案) 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)(一部抜粋) 3 (修正案) 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案)(一部抜粋)
第5回 令和2年 10月6日(火) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	1 次期障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案)について 2 その他	1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案) 2 令和2年度第3回府中市障害者計画推進協議会委員意見対応表 3 令和2年度第4回府中市障害者計画推進協議会意見まとめ 【当日配布資料】 1 (修正案) 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案)
第6回 令和2年 11月5日(木) 午後2時～午後4時 府中市役所 第二庁舎3階 会議室	1 前々回の会議録について 2 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表について 3 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)進行管理一覧表について 4 その他	1 令和2年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表 3 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)進行管理一覧表 【当日配布資料】 1 (修正案) 令和2年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)(一部抜粋) 2 (修正案) 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表



3 用語集

ア行

■愛の手帳 【P 12, 14, 17, 19, 30】

知的障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターの判定にもとづいて、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）の障害程度別に交付される。なお、愛の手帳は東京都独自の制度で、他道府県では国の制度として療育手帳がある。

■新しい生活様式 【P 49, 92】

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言（令和2年5月4日）において、再び感染が拡大しないよう、長丁場に備え、「新しい生活様式」に切り替える必要があるとして、具体的な実践例が示された。実践例では、（1）一人一人の基本的感染対策（感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い等）、（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式（こまめな手洗い・手指の消毒、「3密の回避（密集、密接、密閉）」等）、（3）日常生活の各場面別の生活様式、（4）働き方の新しいスタイルが示されている。

それを踏まえて、東京都は、新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣＝「新しい日常」を示している。

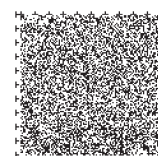
■インクルーシブ教育 【P 49, 50, 57, 59, 93】

障害のある人と障害がない人が共に学ぶことで、お互いの能力を最大限発達させる仕組み。障害者権利条約では、「人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み」と定義され、①障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が要請される。

■NPO (Nonprofit Organization)

【P 43, 74, 82, 87, 133】

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人という。



力行

■基幹相談支援センター

【P23, 46, 47, 58, 65, 66, 81, 100, 105, 113, 115, 117】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、（１）総合的・専門的な相談支援の実施、（２）地域の相談支援体制の強化の取組、（３）地域移行・地域定着の促進の取組、（４）権利擁護・虐待の防止を行う。

本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置。

■高次脳機能障害 【P53, 81】

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生じた、言語能力や記憶能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害のこと。外見からは分かりにくい障害で、当事者も自分の障害を説明することが難しいことがある。

■子ども発達支援センターあゆの子 【P25, 67, 125】

府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内において実施している、発達に遅れや偏りがある就学前の子どもに関する、発達相談、通園指導（児童発達支援）、外来グループ指導等。

サ行

■サービス等利用計画 【P82, 113】

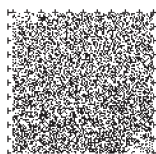
障害福祉サービス等の利用開始や継続に際し、利用者のニーズやサービス利用者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、適切なサービス利用を支援するために作成する計画を指す。

■事業継続計画（BCP） 【P92】

企業や行政組織が大規模な自然災害や火災、感染症、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇し、人や物、情報、ライフラインなど利用できる資源が制約される中で、中核事業の継続や早期事業の再開のため、平常時の活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく行動計画。

■児童発達支援センター 【P27, 50, 59, 65, 67, 94, 125, 129】

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援や、地域の障害児やその家族の相談支援及び障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。



■児童福祉法 【P5, 6, 24, 96, 124, 151】

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業・養育里親及び施設、費用、国民健康保険団体連合会の児童福祉法関連業務、審査請求、雑則、罰則の全8章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事業所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。

■社会福祉協議会 【P46, 65, 70, 75, 83, 90, 136】

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

■住宅確保要配慮者 【P90】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の第2条において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯と定められているほか、省令において、外国人、DV被害者などが定められている。

■障害者虐待防止センター 【P20, 45, 46, 65, 79, 80】

障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）の第32条に基づいて設置され、障害者虐待に係る通報又は届出の受理や、養護者による障害のある人への虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害のある人の保護、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言を行う。

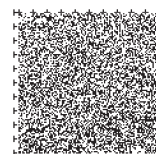
本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置。

■障害者差別解消支援地域協議会 【P64】

障害者差別解消法の第17条の第1項の規定により、地域における障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワーク。

■障害支援区分 【P115】

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもので、表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）がある。各市町村に設置される審査会において、調査員による認定調査の内容、医師意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定するものである。



■障害者総合支援法 【P5, 6, 54, 85, 98, 149】

障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）では、これまで障害種別ごとに分かれていた福祉サービスを一元化し、難病患者等を含む全ての障害がある人が共通して利用できる仕組みとしており、地域で生活する障害のある人等がどこに住んでも利用できる自立支援給付（98, 99ページ参照）と、地方公共団体が地域の実情に合わせて柔軟に事業を展開できる地域生活支援事業（100, 101ページ参照）について定めている。また、国が定める基本指針に従い、地方公共団体が定める障害福祉計画に定期的な検証と見直しを法定化し、サービス基盤の計画的整備を義務付けている。

■障害者優先調達推進法 【P78】

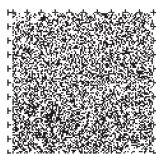
障害者優先調達推進法（「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）は、国や地方公共団体（都道府県、市町村）が障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害のある人の自立を促進することを目的としている。市町村等は、障害者就労支援施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じるよう努め、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表しなければならない。

■自立支援医療 【P30, 91】

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療、育成医療がある。

■心身障害者福祉センター 【P45, 77, 86, 136, 143, 144】

心身障害者の文化教養の向上を図るとともにその社会参加と自立を助長することにより、心身障害者の福祉を増進するための施設。医療、療育、生活、職業等の相談及び指導に関することのほか、施設や図書の出借等を行う。



■身体障害者手帳 【P 12, 13, 17, 18, 30, 87】

身体障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定にもとづいて次の種類の等級（重い順に1級から6級まで）別に交付される。

- (1) 視覚障害 1級から6級
- (2) 聴覚又は平衡機能の障害 2級から6級
- (3) 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 3級・4級
- (4) 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
1級から6級
- (5) 肢体不自由（体幹機能障害）1級から3級・5級
- (6) 内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害）
1級・3級・4級
内部機能障害（免疫・肝臓の機能障害）1級から4級

■精神障害者保健福祉手帳 【P 12, 15, 17, 30】

精神障害のある人が、社会復帰や社会参加のため各種サービスを受けるための証明となるもの。指定医師による診断書もしくは障害年金の診断書をもとに判定され、等級は重い順に1級から3級までである。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

【P 48, 57, 59, 91, 114, 141】

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

■成年後見制度

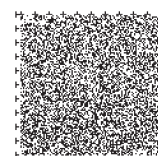
【P 23, 33, 39, 40, 46, 56, 64, 79, 80, 100, 117】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所が援助者を選ぶ「法定後見制度」がある。

■相談支援事業所

【P 29, 46, 65, 66, 81, 82, 94, 105, 113, 129】

相談支援事業所には、障害のある人からの総合的な相談支援を行う「委託相談支援事業所」と、基本的な相談支援とともに、計画相談支援（100ページ参照）を行う「指定特定相談支援事業所」と、基本的な相談支援とともに、地域移行支援、地域定着支援（99ページ参照）を行う「指定一般相談支援事業所」とがある。



夕行

■地域共生社会 【P70, 141】

厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の「『地域共生社会』の実現に向けて」（平成29年2月7日）の中では、次のように記載されている。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

■地域自立支援協議会（自立支援協議会）

【P23, 28, 46, 48, 50, 73, 81, 82, 94, 100, 113, 117, 132, 133, 136, 137】

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行い、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で、サービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築するとともに、相談支援事業を効果的に実施することを目的とする。

■地域生活支援拠点等 【P27, 48, 59, 66, 89, 103】

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の特性や課題に応じて、地域で生活し続けるために必要な支援を整えること。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つである。

5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」があり、府中市は「面的整備型」を採用している。

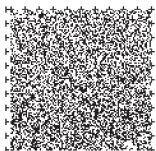
■地域生活支援センター 【P46, 47, 65, 105, 136】

障害のある人からの総合的な相談支援を行う「相談支援事業」と、障害のある人の地域での生活や活動を支援する「地域活動支援センター事業」を受託している機関である。

本市の地域生活支援センターは、地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「ブラザ」、「ふらっと」の4か所である。

■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 【P46, 64, 80】

福祉サービスを利用したいがよく分からない、通帳のしまい場所をすぐ忘れてしまうなどの困りごとがある高齢者や障害のある人等を対象に、福祉サービスの利用や金銭管理の援助を行う。



ナ行

■難病

【P16, 17, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 43, 44, 45, 53, 81, 91, 95, 146】

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）をいう。以前は、厚生労働省が定めた「難病対策要綱（昭和47年）」に基づき、医療費の助成や在宅サービスの提供等が行われてきたが、平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの対象になった。

■ノーマライゼーション 【P28, 38, 42, 55, 58, 62, 70, 79】

1950年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方で、当初は一般市民と同じような生活条件を提供するという理念であったが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきた。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

ハ行

■発達障害 【P2, 53, 81, 93, 116】

発達障害とは、脳の機能障害があり、それによって生活や学習に困難さを持つ障害。子どもの頃に明らかになる場合が多いが、大人になってから気づかれることもある。

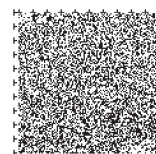
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

■バリアフリー 【P2, 3, 4, 28, 42, 52, 55, 58, 71, 76】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。また、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

■ピアカウンセリング 【P58, 82】

「ピア（peer）」とは、「仲間」という意味で、ピアカウンセリングは、障害のある人自身やその家族等が、自らの体験を生かして、相談を受けたり、情報提供したりすること。



■避難行動要支援者 【P57, 59, 91, 92, 150】

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

■福祉エリア（日常生活圏域） 【P140】

地域福祉を推進するために必要な仕組みや取組を効果的に展開するための地域の範囲のこと。高齢者福祉分野においては、本エリアを介護保険事業計画の日常生活圏域として位置付けている。市内にある11の文化センター圏域を基礎としたエリアであり、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域である。

■福祉サービス第三者評価制度 【P74, 84】

福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的とした制度。

■福祉避難所 【P49, 57, 59, 91, 92】

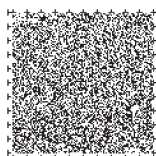
一次避難所及び二次避難所での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所を指す。

※一次避難所：家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する場所（市立小中学校の体育館等）

二次避難所：「一次避難所」での生活が困難な避難行動要支援者（高齢者・障害のある人等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）

■副籍制度 【P93】

特別支援学校に在籍する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、学校行事や地域行事等における直接的な交流や、学校・学級だよりの交換や作品・手紙などの交換・地域情報の提供等の間接的な交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度をいう。



■府中市福祉のまちづくり条例（福祉のまちづくり条例） 【P 6, 58, 71】

高齢者や障害のある人を含めた全ての人（高齢者、障害のある人、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なる全ての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的として制定された条例。

■ペアレントトレーニング 【P 116】

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

■ペアレントプログラム 【P 116】

子どもや自分自身について「行動」を把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

■ペアレントメンター 【P 116】

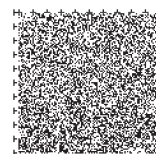
メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をし、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

マ行**■民生委員・児童委員 【P 95, 137, 145】**

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中・子育て中の人の相談・援助活動も行っている。

ヤ行**■ユニバーサルデザイン 【P 2】**

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を作り上げることをいう。



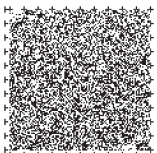
■要約筆記 【P 23, 83, 100, 117, 118】

聴覚に障害のある人のためのコミュニケーション保障の手段のひとつで、話し手の話の内容をつかみ、それを筆記して、聴覚に障害のある人に伝達することをいう。ノートやホワイトボードに文字を書く筆談要約筆記、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）を利用するOHP要約筆記、パソコンとプロジェクタを利用して音声情報をスクリーン上に提供するパソコン要約筆記等の方法がある。

ラ行

■ライフステージ 【P 39, 40, 46, 47, 50, 57, 67, 82, 93, 94】

出生から死亡に至るまでの人間の一生において、出生、入学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目となる出来事によって区分される生活環境の段階をいう。



府中市障害者計画（令和3年度～令和8年度）

障害福祉計画（第6期）

障害児福祉計画（第2期）

（令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

発行：府中市 福祉保健部障害者福祉課
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
TEL 042-335-4545（直通）

